

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月24日
【発行者名】	三井住友D Sアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 猿田 隆
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
【事務連絡者氏名】	植松 克彦
【電話番号】	03-6205-1649
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	S M B Cファンドラップ・日本バリュー株 S M B Cファンドラップ・日本グロース株 S M B Cファンドラップ・日本中小型株 S M B Cファンドラップ・米国株 S M B Cファンドラップ・欧州株 S M B Cファンドラップ・新興国株 S M B Cファンドラップ・日本債 S M B Cファンドラップ・米国債 S M B Cファンドラップ・欧州債 S M B Cファンドラップ・新興国債 S M B Cファンドラップ・J-REIT S M B Cファンドラップ・G-REIT S M B Cファンドラップ・コモディティ S M B Cファンドラップ・ヘッジファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	各ファンド1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年12月25日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項のうち、半期報告書の提出等に伴う訂正事項がありますので、本訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正箇所および訂正事項】

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

下線部は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

(1) ファンドの目的及び基本的性格

(以下略)

信託金の限度額

信託金の限度額は、以下のとおりとします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、以下の限度額を変更することができます。

ファンド名	信託金の限度額
F W日本バリュー株 F W日本グロース株 F W米国株 F W欧州株 F W新興国株 F W日本債 F W米国債 F W欧州債 F W新興国債 F WG-REIT F Wコモディティ	各ファンドにつき5,000億円
F W日本中小型株 F WJ-REIT F Wヘッジファンド	各ファンドにつき2,000億円

(以下略)

(3) ファンドの仕組み

(以下略)

□ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

20億円 (2020年9月30日現在)

(以下略)

(ハ) 大株主の状況

(2020年9月30日現在)

(以下略)

< 訂正後 >

(1) ファンドの目的及び基本的性格

(以下略)

信託金の限度額

信託金の限度額は、以下のとおりとします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、以下の限度額を変更することができます。

ファンド名	信託金の限度額
-------	---------

F W日本バリュー株 F W日本グロース株 F W米国株 F W欧州株 F W新興国株 F W日本債 F W米国債 F W欧州債 F W新興国債 F WG-REIT F Wコモディティ	各ファンド5,000億円
F W日本中小型株 F WJ-REIT F Wヘッジファンド	各ファンド2,000億円

(以下略)

(3) ファンドの仕組み

(以下略)

□ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

20億円(2021年3月31日現在)

(以下略)

(ハ) 大株主の状況

(2021年3月31日現在)

(以下略)

2 投資方針

(1) 投資方針

下線部は訂正部分を示します。

<訂正前>

各ファンドの投資方針

(以下略)

ファンド名	主な投資対象である指定投資信託証券
-------	-------------------

(以下略)

F W米国株	<u>T.Rowe Price Funds SICAV - U.S. Large-Cap Growth Equity Fund</u> (<u>ティー・ロウ・プライス・ファンズ SICAV - USラージキャップ・グロース・エクイティ・ファンド</u>)
	<u>T.Rowe Price Funds SICAV - U.S. Large-Cap Value Equity Fund</u> (<u>ティー・ロウ・プライス・ファンズ SICAV - USラージキャップ・バリュー・エクイティ・ファンド</u>)
	<u>T.Rowe Price Funds SICAV - U.S. Blue Chip Equity Fund</u> (<u>ティー・ロウ・プライス・ファンズ SICAV - USブルーチップ・エクイティ・ファンド</u>)
	ティー・ロウ・プライス / F O F s 用 米国大型バリュー株式ファンド (適格機関投資家専用)
	ティー・ロウ・プライス / F O F s 用 米国ブルーチップ株式ファンド (適格機関投資家専用)

(以下略)

<訂正後>

各ファンドの投資方針

(以下略)

ファンド名	主な投資対象である指定投資信託証券
-------	-------------------

(以下略)

FW米国株	ティー・ロウ・プライス / FOFs用 米国大型バリュー株式ファンド (適格機関投資家専用)
	ティー・ロウ・プライス / FOFs用 米国ブルーチップ株式ファンド (適格機関投資家専用)

(以下略)

[次へ](#)

(2)投資対象

S M B Cファンドラップ・シリーズが投資対象とする指定投資信託証券等の概要

原届出書の内容は下記事項の内容に訂正されます。

S M B Cファンドラップ・シリーズが投資対象とするマザーファンドおよび指定投資信託証券（以下「指定投資信託証券等」）の概要は以下の通りです。

指定投資信託証券等の概要は、2021年6月24日現在で委託会社が知り得る情報を基に作成していません。今後、指定投資信託証券の各運用会社の都合等により、記載内容が変更になることがあります。また、今後繰上償還などにより指定投資信託証券から除外される場合や、以下に記載した投資信託証券以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加される場合があります。

1. S M D A M / F O F s 用日本バリュー株F（適格機関投資家限定）

< 指定投資信託証券の概要 >

投資信託委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三井住友信託銀行株式会社 (株式会社日本カストディ銀行)
基本的性格	追加型投信 / 国内 / 株式
運用基本方針	国内株式マザーファンド受益証券を通じて、わが国の株式を主要投資対象とし、バリューを重視したアクティブ運用により、TOPIX（東証株価指数・配当込み）を中長期的に上回る投資成果を目指します。
ベンチマーク	TOPIX（東証株価指数・配当込み）
主要投資対象	国内株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	国内株式マザーファンド受益証券（以下、「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、わが国の株式を主要投資対象とします。TOPIX（東証株価指数・配当込み）をベンチマークとし、バリュー・アプローチを基本としたアクティブ運用により中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。マクロ経済動向および産業動向等の分析により、業種・規模別配分等を行います。資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への実質投資割合には制限を設けません。同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。外貨建資産への投資は行いません。
設定日	2020年6月23日
信託期間	無期限
収益分配	毎決算時に分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には、分配を行わないことがあります。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.495%（税抜0.45%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	財務諸表の監査に要する費用、有価証券売買時の売買委託手数料等は信託財産から支払われます（その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。）。
決算日	毎年7月25日（休業日の場合翌営業日）

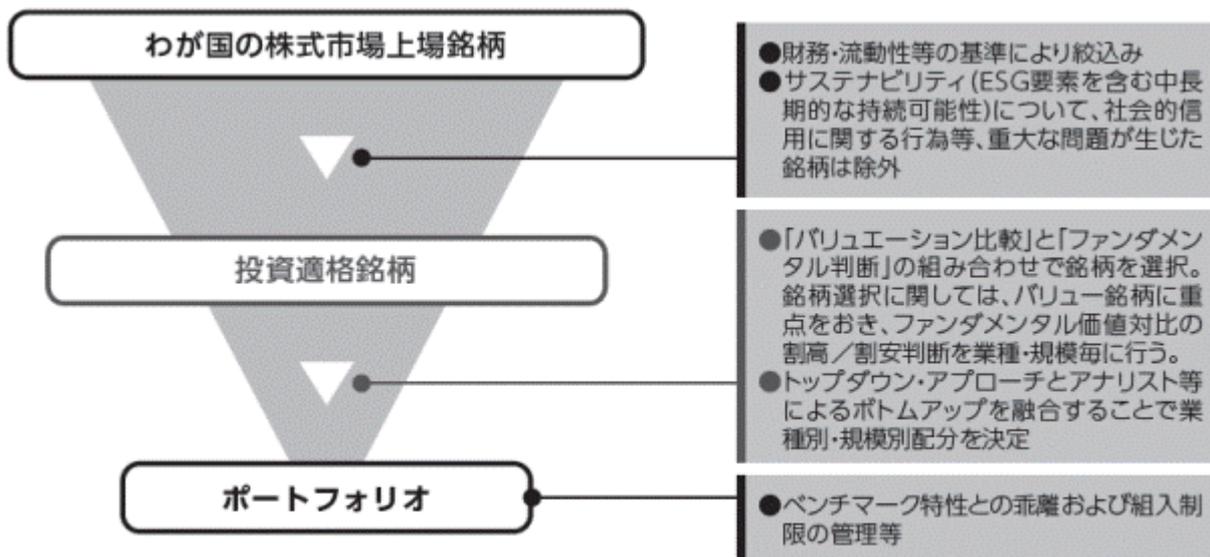
ベンチマークについて	TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有しています。TOPIXの算出において、電子計算機の障害または天災地変その他やむを得ない事由が発生した場合は、その算出を延期または中止することがあります。また、株式会社東京証券取引所は、TOPIXがいかなる場合においても真正であることを保証するものではなく、同指数の算出において、数値に誤謬が発生しても、株式会社東京証券取引所は一切その賠償の責めを負いません。
その他	-

< 投資信託委託会社の概要 >

三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、2019年4月1日に、三井住友アセットマネジメント株式会社と大和住銀投信投資顧問株式会社が合併して誕生した会社です。

国内トップクラスの資産運用会社として、最高品質の資産運用サービスの提供を通じ、お客さまの資産形成に貢献しています。国内外の株式、債券、リート等に投資する豊富なラインナップの中から、お客さまのニーズに合った特徴あるファンドをご提供します。

< 運用プロセス >



※上記の運用プロセスは、今後変更される場合があります。

2 . ノムラFOFs用・ジャパン・アクティブ・グロース(適格機関投資家専用)

< 指定投資信託証券の概要 >

投資信託委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	株式会社りそな銀行 (株式会社日本カストディ銀行)
基本的性格	追加型投信 / 国内 / 株式
運用基本方針	信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
ベンチマーク	(参考指数: TOPIX(東証株価指数))
主要投資対象	ジャパン・アクティブ・グロース マザーファンド(以下、「マザーファンド」という場合があります。) 受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。

投資態度	<p>マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的にわが国の株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。</p> <p>わが国の株式の中から、個別企業の調査・分析等に基づいたボトムアップアプローチにより、企業の経営戦略や財務戦略などを通じて長期的な株主資本成長や利益成長が期待できる銘柄を選定します。</p> <p>ポートフォリオの構築にあたっては、株主資本や利益等の成長率の高さ及びその継続性等に関する評価に基づき組入銘柄を決定し、バリュエーション評価(株価の割高・割安の度合い)等を勘案して組入比率を決定します。</p> <p>マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。</p> <p>株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。</p> <p>非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。</p> <p>資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。</p> <p>新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p>
設定日	2019年3月29日
信託期間	無期限
収益分配	分配を行ないません。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.5885%(税抜:0.535%)
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	1万口につき基準価額の0.3%

その他費用等	<p>その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・外貨建資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 ・ファンドに関する租税 等
決算日	毎年7月25日(休業日の場合翌営業日)
ベンチマークについて	
その他	当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

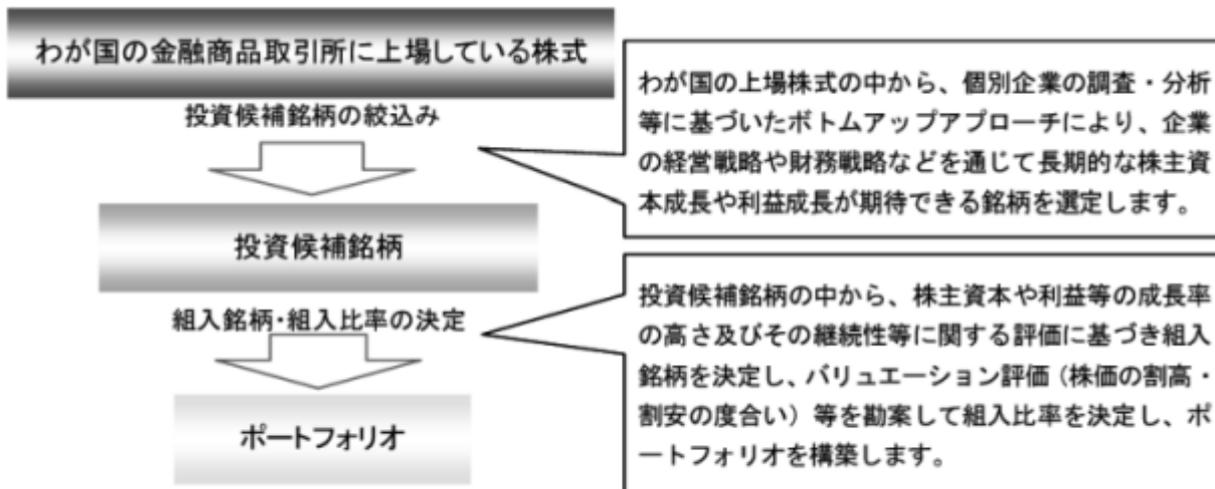
< 投資信託委託会社の概要 >

野村アセットマネジメントは、野村ホールディングス株式会社を持株会社とする野村グループの資産運用会社です。

1997年10月、野村証券投資信託委託株式会社(1959年設立)と野村投資顧問株式会社(1981年設立)が合併し、日本を代表する資産運用会社として優れた実績を築いてきました。また、早くから運用と顧客基盤のグローバル化に取り組み、アメリカ、ヨーロッパ、アジア等、海外への積極的な展開を図っています。

< 運用プロセス >

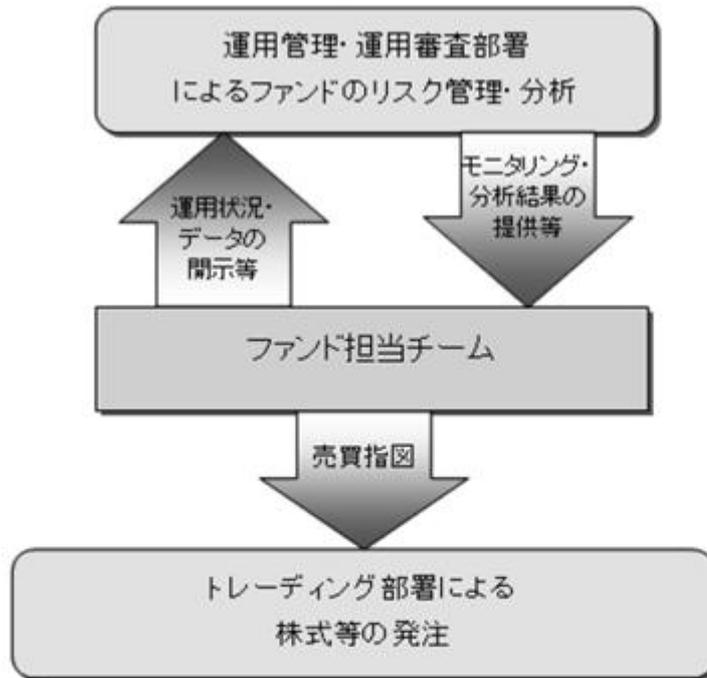
ポートフォリオの構築プロセスは以下の通りです。



* 上記ポートフォリオの構築プロセスは、今後変更となる場合があります。

< 運用体制 >

ファンドの運用体制は以下の通りです。



※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

2 . ティー・ロウ・プライス / F O F s 用 日本株式ファンド(適格機関投資家専用)

< 指定投資信託証券の概要 >

投資信託委託会社	ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三菱UFJ信託銀行株式会社 (日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
基本的性格	追加型投信/国内/株式
運用基本方針	信託財産の長期的な成長を図ることを目的に積極的な運用を行うことを基本とします。
ベンチマーク	-
主要投資対象	ティー・ロウ・プライス 日本株式マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、成長性が高いと判断される日本の上場株式(上場予定の株式も含まれます。)に投資を行います。また、優先株式、新株予約権付社債、米国預託証券(ADR)、欧州預託証券(EDR)、グローバル預託証券(GDR)等の株式関連証券へ投資を行う場合があります。 マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。 非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、原則として、信託財産総額の50%以下とします。 市場動向、資金動向、信託財産の規模等により、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限	<p>株式への実質投資割合には、制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外国為替取引の実質利用は為替変動リスクを回避するために行うことができます。</p> <p>投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会の規則の定めるところに従い、デリバティブ取引等については、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
設定日	2019年6月24日
信託期間	無期限
収益分配	分配を行いません。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.693%(税抜:0.63%)
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	<p>ファンドの純資産総額に対して年率0.11%(税抜0.10%)を上限とする額が毎日計上され、毎計算期末の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。</p> <p>計理およびこれに付随する業務に係る費用(業務を委託する場合の委託費用を含みます。)</p> <p>監査費用</p> <p>上記に準ずる費用で信託財産から支弁することが相当であると委託会社が合理的に判断する費用等</p> <p>上記のほか、組入有価証券の売買委託手数料、外貨建資産の保管等に要する費用等が、信託財産から支払われます。</p>
決算日	毎年7月25日(休業日の場合翌営業日)
その他	当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

<投資信託委託会社の概要>

ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社は、米国メリーランド州ボルティモアに本拠を置くティー・ロウ・プライス・グループの日本拠点です。ティー・ロウ・プライスは、1937年の創業以来、80年以上の運用の歴史を有する独立系大手資産運用会社であり、その持ち株会社は米国主要株式指数S&P500に採用されている上場企業です。徹底したリサーチによるファンダメンタル調査を重視し、豊富な商品ラインナップとグローバルな運用力を世界の投資家の皆様に提供しています。

グループ資産残高：1兆4,700億米ドル(2020年12月末現在)

<運用プロセス>

ユニバースの定義	ファンダメンタル・リサーチ&分析	ポートフォリオ構築	売却基準
<ul style="list-style-type: none"> 日本のあらゆる規模の企業（時価総額3億米ドル以上が目安） 全業種にわたるアルファ追求 等 	<ul style="list-style-type: none"> アナリストは業種・企業分析により、成長見通しを裏付け、バリュエーションを評価 株式レーティングと地域別セクター別ミーティングを通して推奨する行動を伝える 等 	<ul style="list-style-type: none"> 絶対的にも相対的にも良好な結果を出すことを目的としてポートフォリオを構築 意図せざるマクロ・リスクの最小化を目指す ポートフォリオ・リバランスによるリスク管理 等 	<ul style="list-style-type: none"> アナリストによるダウングレード 予期せぬファンダメンタルズの悪化 他のより良い投資アイデアへの乗り換え（“ベター・アイデア”） 極端なバリュエーション 新しい情報や知見による見通しの変更 経営陣の質の低下 等

上記は本書作成時点における運用プロセスを示しており、今後、市場環境の変化等により予告なく変更される場合があります。上記は、運用プロセスのすべてを網羅するものではありません。

< 運用体制 >

< 組織および社内規則等 >

当ファンドは「ティー・ロウ・プライス 日本株式マザーファンド」を通じて投資を行います。マザーファンドの運用は、ティー・ロウ・プライスの「日本株式運用戦略ポートフォリオ運用チーム」が担当します。ティー・ロウ・プライスでは、各戦略に、ポートフォリオ・マネジャーおよびアナリストにより構成される専門運用チームが設けられており、運用チームは、他戦略の運用プロフェッショナルや、マクロエコノミスト等と適宜情報共有し、相互に支援します。また、運用部門では運用戦略に応じて、適宜、専門委員会が設けられております。ファンドの運用に関する社内規程として、一括発注および約定結果の配分にかかる方針のほか、最良執行にかかる方針を定め、売買執行における最良執行に努めるとともに、売買執行にあたって使用する金融商品取引業者に関しても方針を定め、取引コストや各金融商品取引業者との取引量等についてモニタリングを行っております。また全社員が遵守すべき服務規程を設けており、利益相反管理方針や従業員取引にかかる規程等が定められております。ファンドの保有する有価証券等の評価に関しては、評価方法その他を管理するための専門委員会を設け、保有有価証券等が一般社団法人投資信託協会の諸規則にそって適正に評価されるよう担保しています。また、ティー・ロウ・プライスは、環境、社会、ガバナンス（ESG）に関する諸要素を運用プロセスに取り入れ、ポートフォリオの組入銘柄のパフォーマンスに重大な影響を与えると判断するESG要素を考慮した投資を行っています。

< 内部管理体制 >

ティー・ロウ・プライスでは、グループ全体で包括的に運用リスクを管理する体制としています。リスクをさまざまな側面から捉え、内在するリスクの種類を明確にし、多面的に管理するため、運用部門から独立したリスク管理部門を組織しております。リスク管理部門には運用リスク担当の専門チームを配置し、運用チームを主にデータ分析面でサポートしています。法令、諸規則および運用ガイドライン等の遵守にあたっては、インベストメント・コンプライアンスが運用部門から独立したモニタリングを行っております。さらに、ティー・ロウ・プライス・グループ組織全体のリスク把握と改善のために、リスク監視委員会を設置しています。リスク監視委員会は、ティー・ロウ・プライス・グループ財務担当役員、リスク管理部門の責任者であるチーフ・リスク・オフィサー他、主要部門の責任者で構成し、運用にかかるリスク、オペレーショナル・リスク、ビジネス・リスク等を含む全社的なリスクに関する管理体制の構築に責任を持ちます。受託会社や業務委託先の選定にあたっては、選定にかかる方針を定めており、必要に応じて面談や質問票への回答を求めるなどして選考を行うとともに、社内の管理担当者を定めて継続モニタリングを行います。

3 . 日興アセット / FOF s 用日本中小型株F（適格機関投資家限定）

< 指定投資信託証券の概要 >

投資信託委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三井住友信託銀行株式会社 (株式会社日本カストディ銀行)
基本的性格	追加型投信 / 国内 / 株式
運用基本方針	主として、日本中小型株式アクティブ・マザーファンド受益証券に投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。
ベンチマーク	-
主要投資対象	日本中小型株式アクティブ・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	<p>主として、日本中小型株式アクティブ・マザーファンド受益証券に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行ないます。</p> <p>マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を保つことを原則とします。なお、資金動向等によっては組入比率を引き下げることがあります。</p> <p>株式以外の資産への実質投資割合（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みます。）は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。</p> <p>ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。 ・ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。 ・ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ・ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
設定日	2017年12月25日
信託期間	無期限
収益分配	毎決算時に、分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.649%（税抜：0.59%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

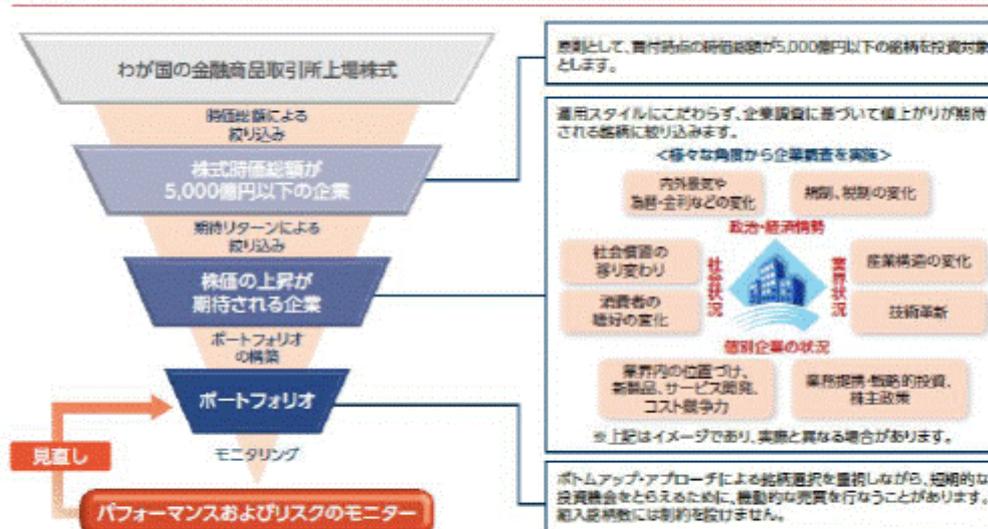
その他費用等	<ul style="list-style-type: none"> 運用報告書などの作成および交付に係る費用、計理等の業務に係る費用（業務委託する場合の委託費用を含みます。）、監査費用などについては、ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限として、信託財産から支払うことができます。 組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税などについては、その都度、信託財産から支払われます。 <p>上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。</p>
決算日	毎年7月25日（休業日の場合翌営業日）
ベンチマークについて	-
その他	-

< 投資信託委託会社の概要 >

日興アセットマネジメント株式会社は、日本そしてアジアを代表する資産運用会社です。株式、債券、オルタナティブ、マルチアセットなど多様な資産クラスを対象とするアクティブ運用やETF（上場投資信託）を含むパッシブ運用など、革新的な投資ソリューションを提供しています。グローバルな視点を活かし、お客様のニーズにお応えする様々な商品の開発を推進するとともに、優れた運用パフォーマンスの実現を常に追求しています。

< 運用プロセス >

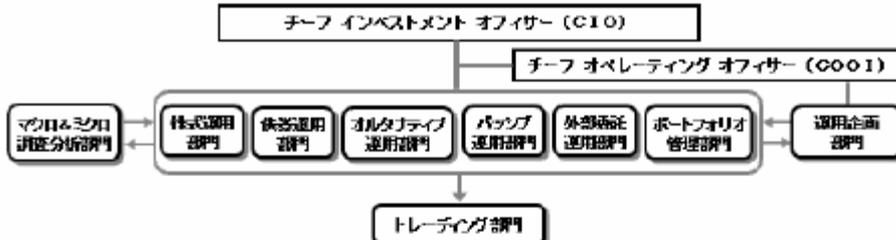
運用プロセス



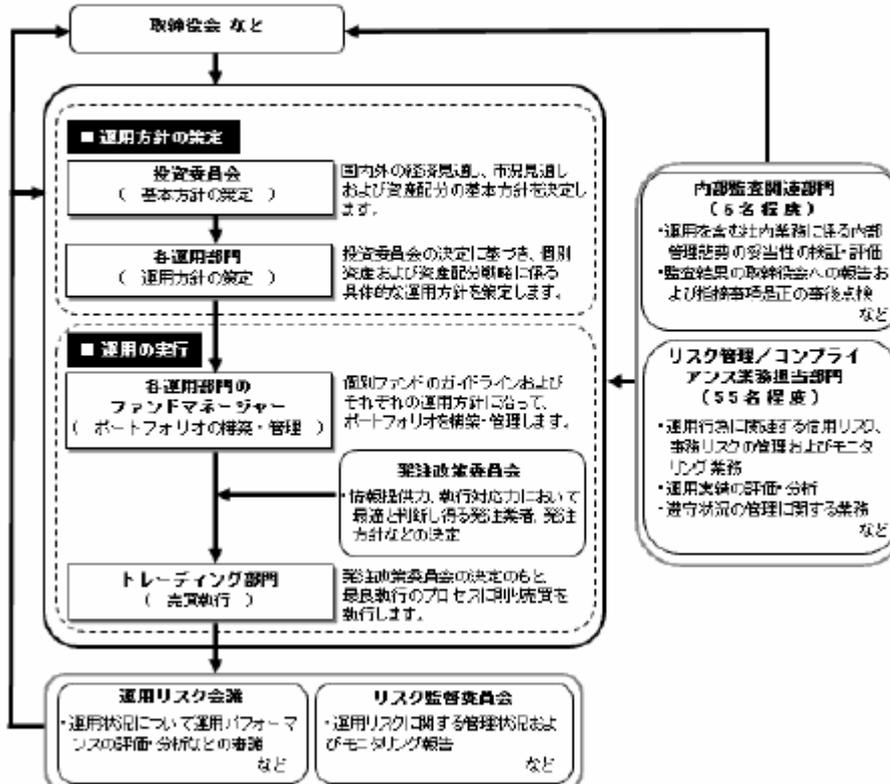
※上記は2020年11月末現在の運用プロセスであり、将来変更される可能性があります。

< 運用体制 >

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



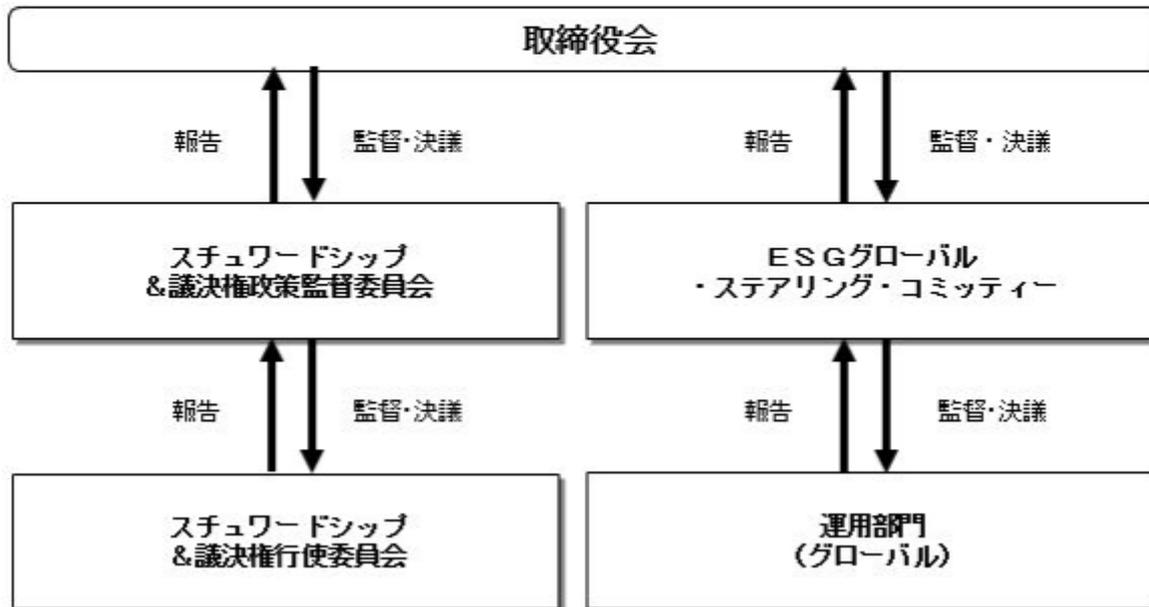
委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「委託会社」に対しては、日々の投資運用、月次の勘定残高報告などを行っております。また、独立した監査法人が所定の半納まで監査業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受取っております。

◆投資家としてのESG/フィデューシャリー・デューティー

ESG（環境、社会、企業統治）やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行なうこととしています。

（スチュワードシップ&議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています）



上記体制は 2020 年 11 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 . S B I / F O F s 用日本中小型株F（適格機関投資家限定）

< 指定投資信託証券の概要 >

投資信託委託会社	S B I アセットマネジメント株式会社
受託会社 （再信託受託会社）	三菱UFJ信託銀行株式会社 （日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
基本的性格	追加型投信 / 国内 / 株式
運用基本方針	この投資信託は信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
ベンチマーク	-
主要投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式のうち、中小型株を主な投資対象とする、中小型割安成長株・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。

投資態度	<p>主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的にわが国の中小型株式へ投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。</p> <p>投資銘柄の選定に当たっては、次のポイントを重視します。</p> <p>(1) 株価が下落して過小評価された銘柄から、財務安定性に優れ、収益の回復による株価上昇余地が高く、回復によってわが国の経済社会に貢献すると考えられる企業</p> <p>(2) 株価水準、財務安定性、短期業績の安定性と明確かつ妥当性のある中長期経営戦略、企業経営者の理念・志、等を総合的に評価判断</p> <p>マザーファンド受益証券の組入れ比率は、原則として高位を維持します。</p> <p>資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。</p> <p>マザーファンド受益証券の運用に関しては、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。</p>
主な投資制限	<p>マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。</p> <p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債並びに新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資は行いません。</p> <p>投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
設定日	2017年12月21日
信託期間	無期限
収益分配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.594%(税抜:0.54%)
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	<p>ファンドの監査費用、有価証券売買時の売買手数料、信託事務の諸費用及びこれらに対する税金をファンドより間接的にご負担いただきます。</p> <p>その他の費用については、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。</p>
決算日	毎年7月25日(休業日の場合翌営業日)
ベンチマークについて	-
その他	当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

< 投資信託委託会社の概要 >

SBIアセットマネジメント株式会社は、1986年8月設立のSBIグループの資産運用会社です。今日、投資信託ビジネス、運用会社のビジネスは第一ステージの変革期から第二ステージの変革期に入っていると考えられます。これは、個人の資産運用に対するアプローチが「貯蓄から投資へ」から「貯蓄から資産形成へ」に遷りかわり、これに金融をより身近に、そして解かりやすくするフィンテックという新しい技術とサービスが加わった大きな潮流、変革であると考えられます。

日本の個人金融資産額は、今や1,800兆円とも言われますが、欧米に比べ株式や投資信託などの比率が低いことも然りながら、その多くを高年齢層が保有しており、現役世代や若い世代の保有が小さいことが注目点でもあると考えます。現役世代や若い世代における資産形成が社会としても課題となっております。

私ども、SBIアセットマネジメントは正にフィンテックの先駆者であるSBIグループの一員として、この大きな潮流、変革期の中で、お客様の資産形成に資するよう、グループのノウハウを結集し、お客様の資産形成に役立つ商品の開発・提供を行ってまいります。また、商品や商品の運用にかかわる情報については、タイムリーでかつ分かりやすい開示に努めます。

弊社は、フィデューシャリー・デューティー、顧客中心主義の下、お客様のお役に立てる会社になると共に社会にも必要とされる会社となることを目指してまいります。

<投資助言会社>

エンジェル・ジャパン・アセットマネジメント株式会社は、2001年12月設立の独立系の投資助言会社です。「企業家精神を応援し続け、経済社会の活性化に貢献する」という明快な理念の元、革新的な成長企業などへの投資に対する助言を行っています。

なお、同社が行う助言の特徴は次のとおりです。

- 革新的な成長企業（新規株式公開企業等を含む）を中心とした調査・分析・投資助言に特化
- 徹底した個別直接面談調査に基づく厳選投資
- 投資リスク軽減のため、投資後も定期的な企業訪問を行い、充実した調査・分析を継続

<運用プロセス>

マザーファンドの運用に関しては、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。なお、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、次のような運用ができない場合があります。

マザーファンドの運用の投資方針

○個別直接面談調査

投資に際しては、徹底した個別直接面談調査・分析を行い、a.株価水準、b.財務安定性、c.短期業績の安定性と中長期戦略、d.企業経営者の理念・志、等を総合的に評価判断します。

○「銘柄分散」、「時間分散」を考慮した分散投資

総合判断した企業群は、a.銘柄数を分散する「銘柄分散」、b.一度に組入れず徐々に投資していく「時間分散」、その他「銘柄ごとの組入比率にも制限を設ける等、慎重な分散投資を行います。

ボトムアップ調査	企業群を①既存組入企業群 ②新規株式公開企業群 ③組入候補企業群の3つに分類し、社長インタビュー・現場視察等を行い、その際の面談記録・データ検証をもとに、継続的に調査を行うことによる銘柄選択を実践します。
分散投資	「銘柄分散」、「時間分散」、「組入比率制限」等による分散投資を行います。
情報開示	投資者の皆様との信頼関係構築のために、定期的にレポート等を作成し情報開示に努めていきます。

《助言銘柄選定のプロセス》

投資助言会社であるエンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社における助言銘柄選定のプロセスは以下の通りです。



<運用体制>

1. 運用方針の決定に係る過程

ア) 市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

イ) 投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

最高運用責任者は、組織規程の運用部門の長とします。

ウ) 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員、最高運用責任者及び運用部長をもって構成される「投資戦略委員会」において運用の基本方針が決定されます。

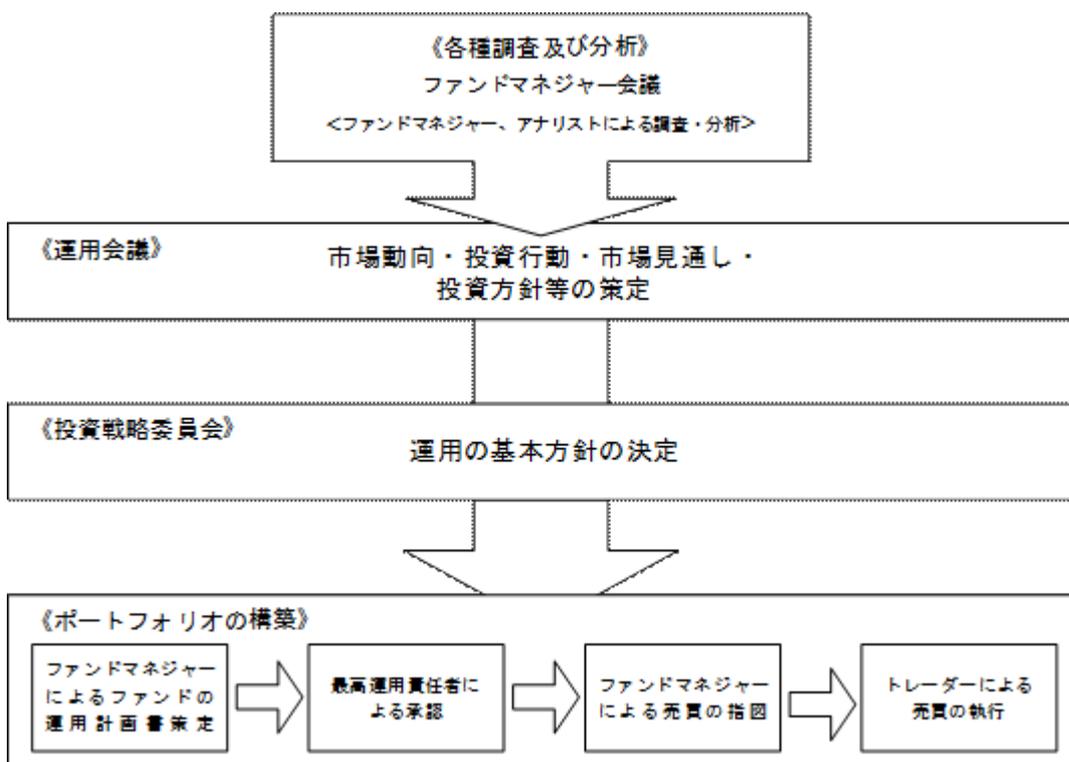
エ) 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。

ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。

オ) パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行う。



コンプライアンス・オフィサーがファンドに係る意思決定を監督します。

< 受託会社に対する管理体制 >

受託会社（再信託先を含む）に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行い業務遂行状況を確認しています。また、受託会社より内部統制の整備及び運用状況の報告書を受け取っています。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

4 . ティー・ロウ・プライス / F O F s 用 米国大型バリューストック株式ファンド(適格機関投資家専用)

< 指定投資信託証券の概要 >

投資信託委託会社	ティール・ロウ・プライス・ジャパン株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三菱UFJ信託銀行株式会社 (日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
基本的性格	追加型投信/海外/株式
運用基本方針	n 信託財産の長期的な成長を図ることを目的に積極的な運用を行うことを基本とします。
ベンチマーク	-
主要投資対象	ティール・ロウ・プライス 米国大型バリューストックマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として米国の金融商品取引所に上場する企業の普通株式および優先株式、新株予約権付社債、米国預託証券(ADR)といった株式関連の証券へ投資をします。

投資態度	<p>マザーファンド受益証券への投資を通じて、米国の株式の中で、過去の株価水準や企業の本質的価値に比べて、相対的に割安であると判断される大型株式を中心に投資を行います。なお、米国以外の企業にも投資する場合があります。</p> <p>マザーファンド受益証券における銘柄選択に関しては、個別企業分析に基づく「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行います。</p> <p>個別企業分析にあたっては、ティー・ロウ・プライス[*]のアナリストによる独自の企業調査情報を活用します。</p> <p>[*]委託会社およびその関連会社をいいます。</p> <p>マザーファンドの運用に関する権限を、ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ、インク（米国）、ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド（英国）、ティー・ロウ・プライス・香港・リミテッド（香港）、ティー・ロウ・プライス・シンガポール・プライベート・リミテッド（シンガポール）およびティー・ロウ・プライス・オーストラリア・リミテッド（オーストラリア）に委託します。</p> <p>実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。</p> <p>市場動向、資金動向、信託財産の規模等により、上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>株式への実質投資割合には、制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。</p> <p>デリバティブの実質利用はヘッジ目的に限定せず、効率的運用のために用いることがあります。</p> <p>外国為替予約取引の利用（実質利用も含みます。）は為替変動リスクを回避するために行うことができます。</p> <p>投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会の規則の定めるところに従い、デリバティブ取引等については、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
信託期間	無期限
収益分配	分配を行いません。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.638%（税抜：0.58%）

申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	<p>ファンドの純資産総額に対して年率0.11%（税抜0.10%）を上限とする額が毎日計上され、毎計算期末の最初の6ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。</p> <p>計理およびこれに付随する業務に係る費用（業務を委託する場合の委託費用を含みます。）</p> <p>監査費用</p> <p>上記に準ずる費用で信託財産から支弁することが相当であると委託会社が合理的に判断する費用等</p> <p>上記のほか、組入有価証券の売買委託手数料、外貨建資産の保管等に要する費用等が、信託財産から支払われます。</p>
決算日	毎年7月25日（休業日の場合、翌営業日）
その他	当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

< 投資信託委託会社の概要 >

ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社は、米国メリーランド州ボルティモアに本拠を置くティー・ロウ・プライス・グループの日本拠点です。ティー・ロウ・プライスは、1937年の創業以来、80年以上の運用の歴史を有する独立系大手資産運用会社であり、その持ち株会社は米国主要株式指数S&P500に採用されている上場企業です。徹底したリサーチによるファンダメンタル調査を重視し、豊富な商品ラインナップとグローバルな運用力を世界の投資家の皆様に提供しています。

グループ資産残高：1兆4,700億米ドル（2020年12月末現在）

< 運用プロセス >

ユニバースの定義	ファンダメンタル・リサーチ&分析	ポートフォリオ構築	売却基準
<ul style="list-style-type: none"> 米国のあらゆる規模の企業（時価総額90億米ドル以上が目安） 収益および配当見通し等でミスプライスが見られるバリュエーションが魅力的な銘柄 	<ul style="list-style-type: none"> アナリストは業種・企業分析により、成長見通しを裏付け、バリュエーションを評価 株式レーティングと地域別セクター別ミーティングを通して推奨する行動を伝える 等 	<ul style="list-style-type: none"> 絶対的にも相対的にも良好な結果を出すことを目的としてポートフォリオを構築 意図せざるマクロ・リスクの最小化を目指す ポートフォリオ・バランスによるリスク管理 等 	<ul style="list-style-type: none"> バリュエーション格差の縮小 企業ファンダメンタルズ評価の大幅な変化 財務の健全性が悪化 等

上記は本書作成時点における運用プロセスを示しており、今後、市場環境の変化等により予告なく変更される場合があります。上記は、運用プロセスのすべてを網羅するものではありません。

< 運用体制 >

< 組織および社内規則等 >

当ファンドは「ティー・ロウ・プライス 米国大型バリューストックマザーファンド」を通じて投資を行います。マザーファンドの運用は、ティー・ロウ・プライスの「米国大型バリューストック運用戦略ポートフォリオ運用チーム」が担当します。ティー・ロウ・プライスでは、各戦略に、ポートフォリオ・マネジャーおよびアナリストにより構成される専門運用チームが設けられており、運用チームは、他戦略の運用プロフェッショナルや、マクロエコノミスト等と適宜情報共有し、相互に支援します。また、運用部門では運用戦略に応じて、適宜、専門委員会が設けられております。ファンドの運用に関する社内規程として、一括発注および約定結果の配分にかかる方針のほか、最良執行にかかる方針を定め、売買執行における最良執行に努めるとともに、売買執行にあたって使用する金融商品取引業者に関しても方針を定め、取引コストや各金融商品取引業者との取引量等についてモニタリングを行っております。また全社員が遵守すべき服務規程を設けており、利益相反管理方針や従業員取引にかかる規程等が定められております。ファンドの保有する有価証券等の評価に関しては、評価方法その他を管理するための専門委員会を設け、保有有価証券等が一般社団法人投資信託協会の諸規則にそって適正に評価されるよう担保しています。また、ティー・ロウ・プライスは、環境、社会、ガバナンス(ESG)に関する諸要素を運用プロセスに取り入れ、ポートフォリオの組入銘柄のパフォーマンスに重大な影響を与えると判断するESG要素を考慮した投資を行っています。

< 内部管理体制 >

ティー・ロウ・プライスでは、グループ全体で包括的に運用リスクを管理する体制としています。リスクをさまざまな側面から捉え、内在するリスクの種類を明確にし、多面的に管理するため、運用部門から独立したリスク管理部門を組織しております。リスク管理部門には運用リスク担当の専門チームを配置し、運用チームを主にデータ分析面でサポートしています。法令、諸規則および運用ガイドライン等の遵守にあたっては、インベストメント・コンプライアンスが運用部門から独立したモニタリングを行っています。さらに、ティー・ロウ・プライス・グループ組織全体のリスク把握と改善のために、リスク監視委員会を設置しています。リスク監視委員会は、ティー・ロウ・プライス・グループ財務担当役員、リスク管理部門の責任者であるチーフ・リスク・オフィサー他、主要部門の責任者で構成し、運用にかかるリスク、オペレーショナル・リスク、ビジネス・リスク等を含む全社的なリスクに関する管理体制の構築に責任を持ちます。受託会社や業務委託先の選定にあたっては、選定にかかる方針を定めており、必要に応じて面談や質問票への回答を求めるなどして選考を行うとともに、社内の管理担当者を定めて継続モニタリングを行います。

4 . ティー・ロウ・プライス / F O F s 用 米国ブルーチップ株式ファンド (適格機関投資家専用)

< 指定投資信託証券の概要 >

投資信託委託会社	ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三菱UFJ信託銀行株式会社 (日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
基本的性格	追加型投信 / 海外 / 株式
運用基本方針	n 信託財産の長期的な成長を図ることを目的に積極的な運用を行うことを基本とします。
ベンチマーク	-
主要投資対象	ティー・ロウ・プライス 米国ブルーチップ株式マザーファンド (以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券への投資を通じて、主として米国の金融商品取引所に上場する企業の普通株式および優先株式、新株予約権付社債、米国預託証券(ADR)といった株式関連の証券へ投資をします。

投資態度	<p>マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、米国の株式の中で、業界での地位が高く、経験豊富な経営陣と強固な財務基盤を有すると判断される株式を中心に投資を行います。なお、米国以外の企業にも投資する場合があります。</p> <p>マザーファンド受益証券における銘柄選択に関しては、個別企業分析に基づく「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行います。個別企業分析にあたっては、ティー・ロウ・プライス[*]のアナリストによる独自の企業調査情報を活用します。</p> <p>[*]委託会社およびその関連会社をいいます。</p> <p>マザーファンドの運用に関する権限を、ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ、インク（米国）、ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド（英国）、ティー・ロウ・プライス・香港・リミテッド（香港）、ティー・ロウ・プライス・シンガポール・プライベート・リミテッド（シンガポール）およびティー・ロウ・プライス・オーストラリア・リミテッド（オーストラリア）に委託します。</p> <p>実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。</p> <p>市場動向、資金動向、信託財産の規模等により、上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>株式への実質投資割合には、制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。</p> <p>デリバティブの実質利用はヘッジ目的に限定せず、効率的運用のために用いることがあります。</p> <p>外国為替予約取引の利用（実質利用も含みます。）は為替変動リスクを回避するために行うことができます。</p> <p>投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会の規則の定めるところに従い、デリバティブ取引等については、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ</p> <p>10%、合計で20%以下とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
信託期間	無期限
収益分配	分配を行いません。

信託報酬	純資産総額に対して年率0.638%（税抜：0.58%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	<p>ファンドの純資産総額に対して年率0.11%（税抜0.10%）を上限とする額が毎日計上され、毎計算期末の最初の6ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。</p> <p>計理およびこれに付随する業務に係る費用（業務を委託する場合の委託費用を含みます。）</p> <p>監査費用</p> <p>上記に準ずる費用で信託財産から支弁することが相当であると委託会社が合理的に判断する費用等</p> <p>上記のほか、組入有価証券の売買委託手数料、外貨建資産の保管等に要する費用等が、信託財産から支払われます。</p>
決算日	毎年7月25日（休業日の場合、翌営業日）
その他	当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

< 投資信託委託会社の概要 >

ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社は、米国メリーランド州ボルティモアに本拠を置くティー・ロウ・プライス・グループの日本拠点です。ティー・ロウ・プライスは、1937年の創業以来、80年以上の運用の歴史を有する独立系大手資産運用会社であり、その持ち株会社は米国主要株式指数S&P500に採用されている上場企業です。徹底したリサーチによるファンダメンタル調査を重視し、豊富な商品ラインナップとグローバルな運用力を世界の投資家の皆様に提供しています。

グループ資産残高：1兆4,700億米ドル（2020年12月末現在）

< 運用プロセス >

ユニバースの定義	ファンダメンタル・リサーチ&分析	ポートフォリオ構築	売却基準
<ul style="list-style-type: none"> 米国のあらゆる規模の企業（時価総額 80 億米ドル以上が目安） 成長力のある分野で事業展開する企業で堅調な売上成長、持続可能な成長が期待できる銘柄 	<ul style="list-style-type: none"> アナリストは業種・企業分析により、成長見通しを裏付け、バリュエーションを評価 株式レーティングと地域別セクター別ミーティングを通して推奨する行動を伝える 等 	<ul style="list-style-type: none"> 絶対的にも相対的にも良好な結果を出すことを目的としてポートフォリオを構築 意図せざるマクロ・リスクの最小化を目指す ポートフォリオ・リバランスによるリスク管理 等 	<ul style="list-style-type: none"> アナリストによるダウングレード 予期せぬ企業ファンダメンタルズの悪化 他のより良い投資アイデアへの乗り換え（"ベター・アイデア"） バリュエーション 経営陣の質の低下 等

上記は本書作成時点における運用プロセスを示しており、今後、市場環境の変化等により予告なく変更される場合があります。上記は、運用プロセスのすべてを網羅するものではありません。

< 運用体制 >

< 組織および社内規則等 >

当ファンドは「ティー・ロウ・プライス 米国ブルーチップ株式マザーファンド」を通じて投資を行います。

マザーファンドの運用は、ティー・ロウ・プライスの「米国大型コア・グロース株式運用戦略ポートフォリオ運用チーム」が担当します。ティー・ロウ・プライスでは、各戦略に、ポートフォリオ・マネジャーおよびアナリストにより構成される専門運用チームが設けられており、運用チームは、他戦略の運用プロフェッショナルや、マクロエコノミスト等と適宜情報共有し、相互に支援します。また、運用部門では運用戦略に応じて、適宜、専門委員会が設けられております。ファンドの運用に関する社内規程として、一括発注および約定結果の配分にかかる方針のほか、最良執行にかかる方針を定め、売買執行における最良執行に努めるとともに、売買執行にあたって使用する金融商品取引業者に関しても方針を定め、取引コストや各金融商品取引業者との取引量等についてモニタリングを行っております。また全社員が遵守すべき服務規程を設けており、利益相反管理方針や従業員取引にかかる規程等が定められております。ファンドの保有する有価証券等の評価に関しては、評価方法その他を管理するための専門委員会を設け、保有有価証券等が一般社団法人投資信託協会の諸規則にそって適正に評価されるよう担保しています。また、ティー・ロウ・プライスは、環境、社会、ガバナンス（ESG）に関する諸要素を運用プロセスに取り入れ、ポートフォリオの組入銘柄のパフォーマンスに重大な影響を与えると判断するESG要素を考慮した投資を行っています。

< 内部管理体制 >

ティー・ロウ・プライスでは、グループ全体で包括的に運用リスクを管理する体制としています。リスクをさまざまな側面から捉え、内在するリスクの種類を明確にし、多面的に管理するため、運用部門から独立したリスク管理部門を組織しております。リスク管理部門には運用リスク担当の専門チームを配置し、運用チームを主にデータ分析面でサポートしています。法令、諸規則および運用ガイドライン等の遵守にあたっては、インベストメント・コンプライアンスが運用部門から独立したモニタリングを行っています。さらに、ティー・ロウ・プライス・グループ組織全体のリスク把握と改善のために、リスク監視委員会を設置しています。リスク監視委員会は、ティー・ロウ・プライス・グループ財務担当役員、リスク管理部門の責任者であるチーフ・リスク・オフィサー他、主要部門の責任者で構成し、運用にかかるリスク、オペレーショナル・リスク、ビジネス・リスク等を含む全社的なリスクに関する管理体制の構築に責任を持ちます。受託会社や業務委託先の選定にあたっては、選定にかかる方針を定めており、必要に応じて面談や質問票への回答を求めるなどして選考を行うとともに、社内の管理担当者を定めて継続モニタリングを行います。

5 . シュロージャー / F O F s 用欧州株 F (適格機関投資家限定)

< 指定投資信託証券の概要 >

投資信託委託会社	シュロージャー・インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三井住友信託銀行株式会社 (株式会社日本カストディ銀行)
商品分類	追加型投信 / 海外 / 株式
運用基本方針	主としてシュロージャー・ヨーロッパ・オープン・マザーファンド受益証券への投資を通じて、欧州の株式等に投資を行うことにより、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
ベンチマーク	-
主要投資対象	シュロージャー・ヨーロッパ・オープン・マザーファンド受益証券

投資態度	<p>主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に欧州各国の株式等およびそれに準ずるものについて、成長性を重視した銘柄選択を行いながら積極的に分散投資を行い、信託財産の成長を目指します。</p> <p>株式等への実質組入比率は原則として高位でのぞむ方針ですが、ファンドの運用状況また市況等を勘案し、弾力的に変更します。</p> <p>国別の実質投資配分については各国の市場動向等投資環境を勘案し、弾力的に変更します。</p> <p>実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>マザーファンドの運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドに外貨建資産の運用の指図に関する権限を委託します。</p> <p>資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>株式への実質投資割合には、制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。</p> <p>投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。</p> <p>一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
設定日	2007年2月21日
信託期間	無期限
収益分配	<p>毎決算時（毎年7月25日、当該日が休業日の場合は翌営業日）に、委託会社は、分配対象額および市況動向等を勘案し収益分配金額を決定します。</p> <p>ただし、市況動向等によっては、収益分配を行わない場合があります。</p>
信託報酬	純資産総額に対して年率0.55%（税抜0.50%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	<p>売買委託手数料、先物取引、オプション取引等に要する費用およびこれらにかかる消費税等相当額、外貨建資産の保管等に関する費用、信託事務の処理等費用（監査費用等）等を信託財産でご負担いただきます。（これらの費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。）</p>
決算日	毎年7月25日（当該日が休業日の場合は翌営業日）
ベンチマークについて	-
その他	当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

< 投資信託委託会社の概要 >

シュローダー・グループについて

- ・1804年の創業以来、200年を超える歴史と実績を誇る、英国屈指の独立系資産運用グループです。
- ・英国ロンドンを本拠地とし、グローバルで幅広い資産運用サービスを展開しています。
- ・運用資産総額は約81兆円^{*}(5,744億英ポンド)に上ります。
- ・1870年(明治3年)、日本政府が初めて起債した外債の主幹事として、日本初の鉄道敷設(新橋駅横浜駅間)の資金調達に貢献しました。
- ・1974年、東京事務所を開設。年金基金、機関投資家、個人投資家向けに、資産運用サービスを提供しています。

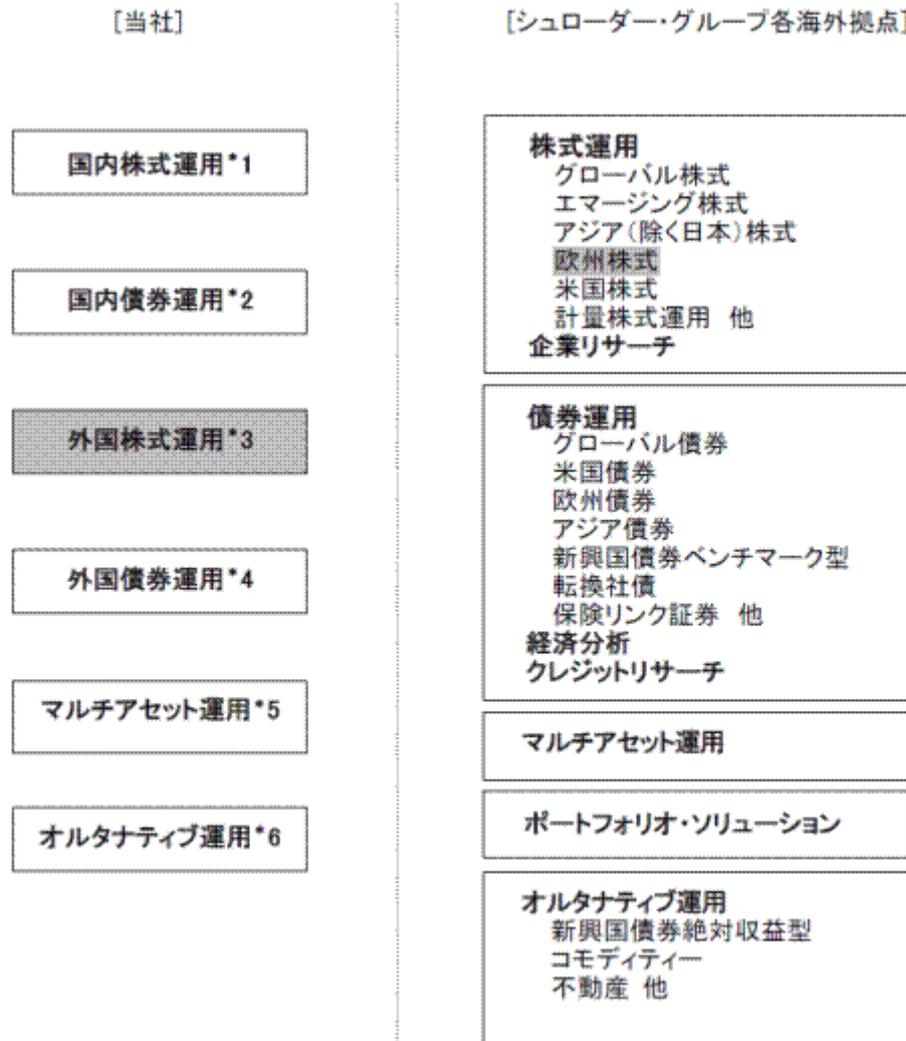
2020年12月末現在。*1英ポンド=141.13円換算。

<運用体制>

シュロージャー・インベストメント・マネジメント株式会社（外国株式運用担当）がファンドおよびマザーファンドの運用を行います。

なお、ファンドの主要投資対象であるシュロージャー・ヨーロッパ・オープン・マザーファンドの運用にあたっては、シュロージャー・インベストメント・マネジメント・リミテッドに外貨建資産の運用の指図に関する権限を委託します。

運用にあたっては、シュロージャー・インベストメント・マネジメント株式会社が「投資運用業務に係る業務運営規程」（社内規則）に則り、以下の体制（委託会社と委託会社のグループ全体での運用体制を示しています。）で臨みます。



*1 国内株式運用における、個別銘柄分析、ポートフォリオの構築およびリスク管理、国内投資信託の運用指図

*2 国内債券運用に関する指図の権限の委託（委託先は、マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社）、国内投資信託の運用指図

*3 外国株式運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュロージャー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図

*4 外国債券運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュロージャー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図

*5 マルチアセット運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュロージャー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図

*6 オルタナティブ運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュロージャー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図

<運用プロセス>

Plan (計画)	基本的な運用方針は、シュローダー・グループのエコノミスト・チームが提供するマクロリサーチ情報および各運用チームによる企業リサーチ、マーケット分析等の情報を踏まえ、各運用チームの銘柄選定会議およびポートフォリオ構築会議等の運用会議を経て決定されます。
Do (実行)	各運用チームのファンドマネジャーは、運用会議の議論内容等を踏まえ、運用基本方針および顧客毎の運用ガイドラインに従って、ポートフォリオを構築します。
See (検証)	プロダクト担当は月次でAladdinシステムに於いて、各ポートフォリオが個別の運用ガイドラインに抵触していないかの確認を行います。このプロセスは、運用チームから独立した、専任のインベストメント・リスク・チームによって管理され、その内容は四半期毎にリスク・コミッティー(株式ヘッドおよび債券ヘッドが主催)で承認されます。問題が生じた場合は、Schroder Investment Risk Framework[SIRF]にて議論されます。

6 . G I M / F O F s 用新興国株F (適格機関投資家限定)

< 指定投資信託証券の概要 >

投資信託委託会社	J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三菱UFJ信託銀行株式会社 (日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
基本的性格	追加型投信 / 海外 / 株式
運用基本方針	主としてG I M エマージング株式マザーファンド(適格機関投資家専用)(以下「マザーファンド」といいます。)に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。
ベンチマーク	M S C I エマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)
主要投資対象	マザーファンドを通じて以下の投資対象に投資を行います。 世界の新興国で上場または取引されている株式に主として投資します。 ここで「新興国」とは、J . P . モルガン・インベストメント・マネージメント・インクが、国内経済が成長過程にあると判断する国をいいます。 上記 の株式には、以下の有価証券を含みます。 イ . 上記 の株式にかかる預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。以下同じ。) ロ . 金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるオプションを表示する証券または証書のうち、上記 の株式(複数の銘柄の場合を含みます。) または上記 の株式で構成される株価指数の価格に連動する投資成果を得ることを目的とするもの(以下「カバード・ワラント」といいます。) ハ . 社債(外国法人の発行するものを含みます。) のうち、上記 の株式(複数の銘柄の場合を含みます。) または上記 の株式で構成される株価指数の価格に連動する投資成果を得ることを目的とするもの(以下「株価連動社債」といいます。)

投資態度	<p>マザーファンドを通じて、以下の運用を行います。</p> <p>主に、上記主要投資対象の株式の中から収益性・成長性を総合的に勘案して選択した銘柄に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。</p> <p>投資にあたっては、直接投資に加えて預託証券、カバード・ワラントまたは株価連動社債を用いた投資も行います。</p> <p>外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)については、為替ヘッジを行いません。</p>
主な投資制限	<p>株式への投資には、制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への投資には、制限を設けません。</p> <p>有価証券先物取引等は、信託約款に定める範囲で行います。</p> <p>投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>デリバティブ取引等を行う場合(マザーファンドを通じて実質的にデリバティブ取引等を行う場合を含みます。)は、デリバティブ取引等による投資についてのリスク量(以下「市場リスク量」といいます。)が、信託財産の純資産総額の80%以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引等を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。市場リスク量は、平成19年金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式(バリュー・アット・リスク方式)による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。</p>
信託期間	無期限
収益分配	<p>計算期間終了後に、以下の方針に基づき分配を行います。</p> <p>分配対象額の範囲</p> <p>計算期間終了日における、信託約款に定める受益者に分配することができる額と、分配準備積立金等の合計額とします。</p> <p>収益分配金の分配方針</p> <p>委託者は、上記の分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。</p> <p>収益を留保した場合の留保益の運用方針</p> <p>留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p>
信託報酬	純資産総額に対して年率0.836%(税抜:0.76%)
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	<p>ファンドの組入れ有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建資産の保管費用、信託財産に関する租税等を信託財産から支弁します。</p> <p>(その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。)</p>
決算日	毎年7月25日(休業日の場合翌営業日)

ベンチマークについて	MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)は、同社が発表したMSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、米ドルベース)を委託会社にて円ベースに換算したものです。
その他	当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

< 投資信託委託会社の概要 >

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社は世界有数の金融持株会社であるJPモルガン・チェース・アンド・カンパニー傘下の資産運用部門であるJ.P.モルガン・アセット・マネジメント^{*}の日本拠点です。

当社グループは、日本市場の成長性に着目し、1971年東京に駐在員事務所を開設以来、85年には外資系としていち早く投資顧問業に参入、同じく90年には投資信託業務に参入するなど、わが国においても40年以上の歴史を培って参りました。

< 運用再委託先 >

J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク

J.P.モルガン・アセット・マネジメント^{*}の米国(ニューヨーク)拠点で、南北アメリカ地域の中心として資産運用を提供しています。

* J.P.モルガン・アセット・マネジメント

J.P.モルガン・アセット・マネジメントは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドであり、約239兆円^{**}の運用資産を有する世界最大級の資産運用グループです。約150年以上にわたる長い歴史の中で蓄積してきた運用ノウハウを活かして、常に競争力のある運用サービスを提供しています。

ポートフォリオ・マネジャー、アナリストなど約1,040名(2020年12月末時点)の運用プロフェッショナルを擁し、世界約30ヵ国・地域(2020年12月末時点、運用拠点以外の拠点も含む)に展開しています。

**1米ドル103.25円で換算、2020年12月末現在。

< 運用プロセス >

マザーファンドにおける運用プロセスは次のとおりです。

なお、資金動向や市況動向により、次のような運用ができない場合があります。

運用委託先であるJ.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク(以下「JPMIM社」といいます。)は、以下のプロセスにしたがい運用を行います。

定量分析

投資対象銘柄を以下のバリュエーション(割安度)およびモメンタム(勢い・方向性)の観点から数値データを用いて分析・点数化(定量分析)し、その合計評価により投資対象となる銘柄の候補(投資候補銘柄)を絞り込みます。

投資対象は、定量分析するためのデータが取得できる銘柄とします。

- ・ 市場全体に対して、また、国別・業種別等の類似グループ内において割安であるか
- ・ 企業収益予想・株価のモメンタム（勢い・方向性）が良好であるか

ファンダメンタルズ分析（定性分析）

前記 で絞り込まれた投資候補銘柄について、エマージング・マーケット・アンド・アジア・パシフィック・エクイティーズ・チーム^{*1}（以下「EMAP」といいます。）に属するアナリスト等による情報（国・業種の情報（地政学リスク^{*2}、産業構造の変化等）を含みます。）も活用しながら、前記 の定量分析で使用したデータの妥当性を検証し、また定量分析のみで把握できない事象（企業買収、会計基準変更等）を加味した検証（定性分析）をポートフォリオ・マネジャーが行い、投資候補銘柄を更に絞り込みます。

*1 J.P.モルガン・アセット・マネジメント内で横断的に構成された、新興国および日本を含むアジア太平洋地域の各国への投資を担当するチームです。合わせて、後記「運用体制」をご参照ください。

JPMIM社および委託会社は、J.P.モルガン・アセット・マネジメントの一員です。

*2 「地政学リスク」とは、ある国が抱える政治的・軍事的な緊張の高まりが、地理的な位置関係によりその国・関連地域または世界の経済の先行きを不透明にするリスクをいいます。

ポートフォリオ構築

前記 ・ で絞り込まれた投資候補銘柄について、国別配分や業種配分が偏らないよう考慮しながら、組入銘柄を選別し、ポートフォリオを構築します（2020年12月末時点の組入銘柄数は約74銘柄です。）。組入銘柄の見直しは随時行います。

<運用体制>

- ・ 当ファンドの主要投資先であるマザーファンドにおける運用体制

マザーファンドの運用の指図に関する権限をJPMIM社に委託します。EMAP（約90名）に属する、同社のポートフォリオ・マネジャーがマザーファンドの運用を担当します。

EMAPには、マザーファンドを含むエマージング・マーケット株式ポートフォリオの運用を行うポートフォリオ・マネジャーと、マクロ・ストラテジスト^{*}およびアナリストが所属しています。

* 「マクロ・ストラテジスト」とは、経済環境や相場環境等様々な視点から投資環境を分析し、投資方針を提供する者をいいます。

マザーファンドのポートフォリオ・マネジャー（JPMIM社所属）は、EMAPに所属するアナリスト、マクロ・ストラテジストおよび他のファンドのポートフォリオ・マネジャーから情報の提供を受け、マザーファンドにおける投資判断を行います。

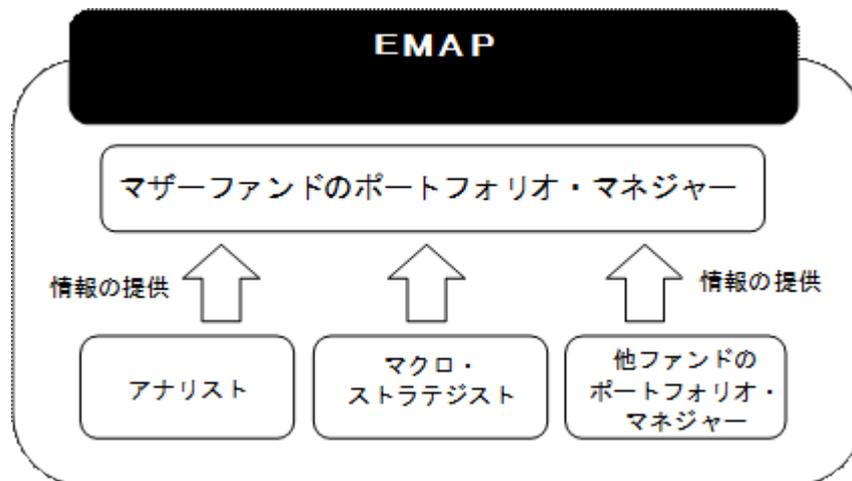
有価証券等の売買執行業務は、運用部門から独立しているトレーディング部門で行われます。なお、当該執行業務は、当該運用部門の拠点以外のJ.P.モルガン・アセット・マネジメントに所属する他の拠点で行われる場合があります。

JPMIM社においては、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

- ・ インベストメント・ダイレクターは、達成した運用成果やマザーファンドが取ったりリスクが妥当な水準であるか、およびマザーファンドの運用がその投資目標にしたがっているかを定期的にチェックし、必要があれば是正を求めます。
- ・ コンプライアンス部門は、取引価格の妥当性、利益相反取引の有無等、有価証券等の取引が適正であるかのチェックを行います。
- ・ リスク管理部門は、投資ガイドライン^{*}の遵守状況を取引前・取引後においてモニターし、その結果必要があれば、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求め等、管理・監督を行います。また、有価証券等の取引の相手先である証券会社等のブローカー

の信用リスクを管理し、特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。

* 「投資ガイドライン」とは、マザーファンドの投資範囲、投資制限等の詳細を定めた内部のガイドラインをいいます。



(注1) 運用体制については、JPMIM社を含めたJ.P.モルガン・アセット・マネジメントのものを記載しています。

(注2) 前記の運用体制、組織名称等は、2020年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

6 . Amundi ファンズ・エマージング・マーケット・エクイティ・フォーカス (Amundi Funds Emerging Markets Equity Focus)

< 指定投資信託証券の概要 >

管理会社	アムンディ・ルクセンブルク エス・エイ (Amundi Luxembourg S.A.)
投資運用会社	アムンディ・アセットマネジメント (Amundi Asset Management)
基本的性格	ルクセンブルク籍外国投資法人 / 米ドル建て
運用基本方針	新興国における家計消費、国内投資やインフラ開発等により恩恵を受けるであろう新興国の内需関連銘柄へ主に投資することにより、投資信託財産の長期的な成長を目標とした運用を行います。アムンディ独自のESGスコアにつき、ポートフォリのスコアがベンチマークのスコアより高くなるよう運用します。
ベンチマーク	MSCIエマージング・マーケット・インデックス
主要投資対象	新興国企業の株式および新興国企業の株式リンク商品、またPノートも投資対象となる場合があります。
設定日	2007年10月16日
信託期間	無制限
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
管理報酬および その他費用等	年率0.50%
毎計算期間終了日	毎年6月30日
ベンチマークについて	MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。
その他	-

< 投資運用会社の概要 >

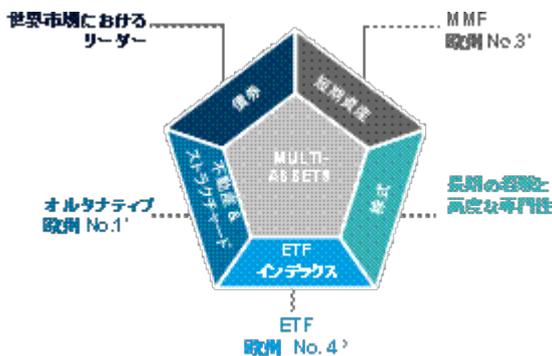
アムンディ・アセットマネジメントは、フランス・パリに本拠を置き、世界6都市の主要な運用拠点²を通じて約220兆円(2020年12月末日現在、約1兆7,290億ユーロ、1ユーロ=126.95円で換算)を超える資産を運用する、欧州No. 1¹、世界トップ10¹の資産運用会社です。2015年11月ユーロネクスト・パリ市場に上場し、世界37の国・地域の事業拠点で競争力の高い運用サービスを提供しています。アムンディの一貫した目標は、日本でもグローバルでも、お客さま本位のビジネスの実行で、個人投資家および機関投資家に対し、革新的で透明性の高い運用ソリューションの提供に努めています。

1 出所：インベストメント・ペンション・ヨーロッパによる資産運用会社トップ400社(2020年6月版、2019年12月末の運用資産額)に基づく

2 主要な運用拠点：ボストン ダブリン ロンドン ミラノ パリ 東京

弊社の特徴としましては以下の点が挙げられます。

- ・総合的な商品提供
 - 真にグローバルな運用プラットフォーム
 - 複数の地域、アセットクラス、運用スタイルにわたる360度の金融情報と専門知識に依拠
 - 持続可能なアルファ、イノベーションおよびインプリメンテーションの卓越性の実現を指向
 - 経験豊かな専門的運用担当者



1) Source: Annual figures as of 30/06/2020.

- ・ESG投資、責任投資に対する強いコミットメント
 - 2021年までにポートフォリオの100%ESG化にコミットメント
 - ESG、グリーン投資における幅広いプロダクト、テーラーメイドのソリューションとパートナーシップ
 - 主要資産クラスのすべてに適用



- ・多様な投資家にサービスを提供する、信頼されるパートナー

パートナーネットワークを通じ、世界中の1億人以上の個人投資家のお客様のニーズに応えるべく貯蓄・投資手段の提供に力を注いでいます。

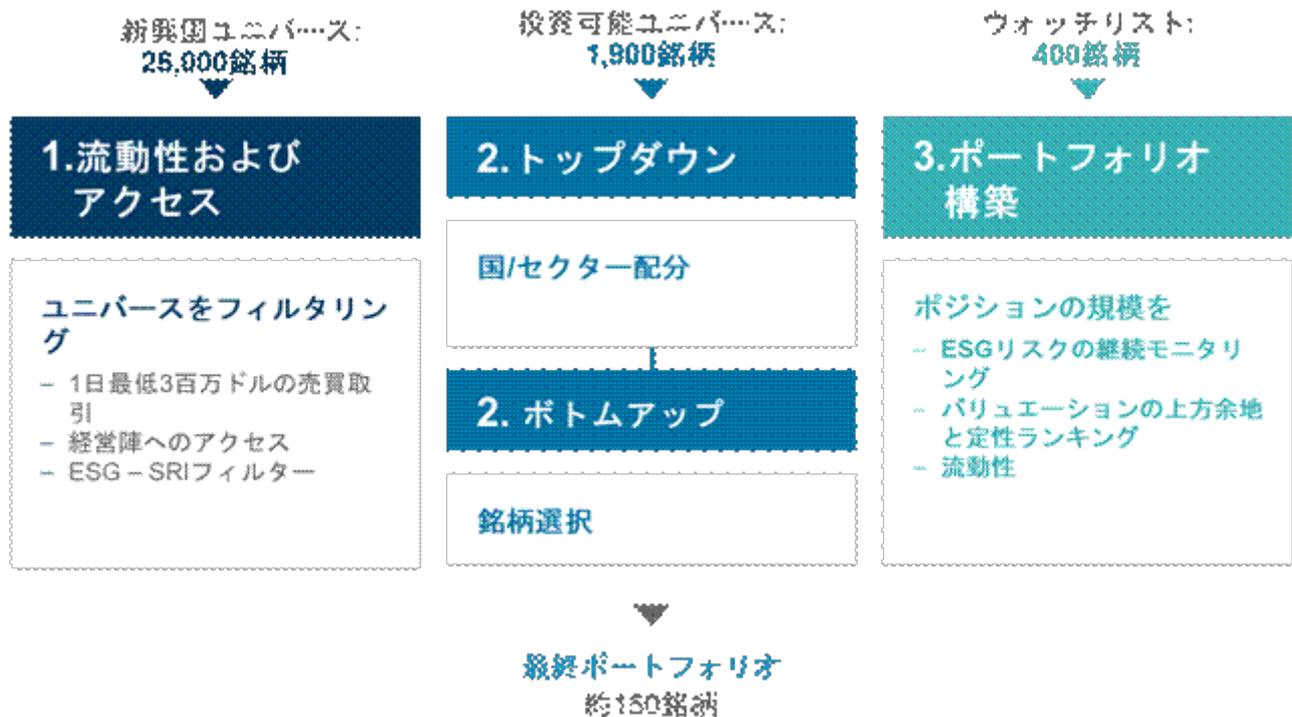
また、世界30カ国以上において1,000以上の機関投資家および販売会社のお客様に、個別の要望やリスク許容度に応じた、革新的で良好なパフォーマンスを生み出すような商品を開発、提供しています。

<運用プロセス>

当ファンドの運用プロセスは下図に示すように主にファンダメンタル分析を中心としたアクティブなアプローチを基盤としています。

当ファンドの組み入れ対象銘柄は、売上または収益の過半を新興国からあげている世界(先進国を含む)の上場企業が中心となります。

収益源泉の要素は、国別配分、セクター配分、銘柄選択と3つあり、新興市場固有の運用やリスクにおける特徴を考慮するために十分試行されたトップダウンとボトムアップの要素を持ち合わせたアプローチに組み込まれています。



なお、ポートフォリオ構成のベンチマークからのかい離幅の制限は、国別配分が $\pm 10\%$ 、セクター構成が $\pm 15\%$ 、個別銘柄のオーバーウェイト幅は $+2\%$ かつ純資産額の 10% が上限となっております。流動性については、過去3か月の日次平均売買高の 30% を前提としてポートフォリオの 90% 以上が今後10営業日以内に売却できる範囲に管理しています。

< 運用体制 >

グローバル・エマージングマーケット株式運用チームでは、各地域毎に運用チームおよびアナリストが銘柄リサーチを担当しています。



2024年10月1日現在、最新情報は最新情報です。

パリ在籍のポツトフォルイオ・マネヅァーが当ファンツのリードマネヅァーを務め、意思決ツツの権限、説明責任を有してゐます。

その他、アムンヅィのストラテジストおよび株式リサーチアナリスト、ならびに上図における各地域・各国拠点の運用チヅムとも情報交換を密にし、連携をとつており、当該ポツトフォルイオ運用に活用してゐます。

[次へ](#)

7. 三井住友 / FOF s 用日本債F（適格機関投資家限定）

< 指定投資信託証券の概要 >

投資信託委託会社	三井住友D Sアセットマネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三井住友信託銀行株式会社 (株式会社日本カストディ銀行)
基本的性格	追加型投信 / 国内 / 債券
運用基本方針	主として国内債券マザーファンド（B号）受益証券への投資を通じて、実質的にわが国の公社債に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。
ベンチマーク	NOMURA - BPI（総合）
主要投資対象	国内債券マザーファンド（B号）受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	主として国内債券マザーファンド（B号）受益証券に投資を行い、中長期的にNOMURA - BPI（総合）（ベンチマーク）を上回る投資成果を目指して運用を行います。 国内債券マザーファンド（B号）受益証券等への投資を通じて、実質的に次のような運用を行います。 a. 主としてわが国の公社債に投資します。 b. 運用にあたっては、リスクを一定以下に抑えて収益の安定性を確保しつつ、定量的相対価値分析を駆使し、残存・セクター・銘柄間の割高割安を判断するだけでなく、ポートフォリオのデュレーションをベンチマーク対比で乖離させることにより、ベンチマークを上回る収益の獲得を目指します。
主な投資制限	外貨建資産への投資は行いません。 国債、地方債および特別の法律により法人の発行する債券以外の債券を取得する場合は、主要格付機関のいずれかよりBBB格相当以上の格付を得ていることを条件とします。 上記の債券について、いずれの格付機関の格付もBBB格相当を下回ることとなった場合には、委託会社は、同一の発行体が発行した債券への実質投資割合およびBBB格相当未満の債券合計への実質投資割合がそれぞれ信託財産の純資産総額の5%以下および10%以下となるよう、当該債券の売却等の指図を行うものとします。
設定日	2007年2月21日
信託期間	無期限
収益分配	年1回（原則として7月25日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、委託会社が基準価額・市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.1815%（税抜0.165%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。 監査法人等に支払われるファンドの監査費用 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料 資産を外国で保管する場合の費用 等 上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。
決算日	毎年7月25日（休業日の場合翌営業日）

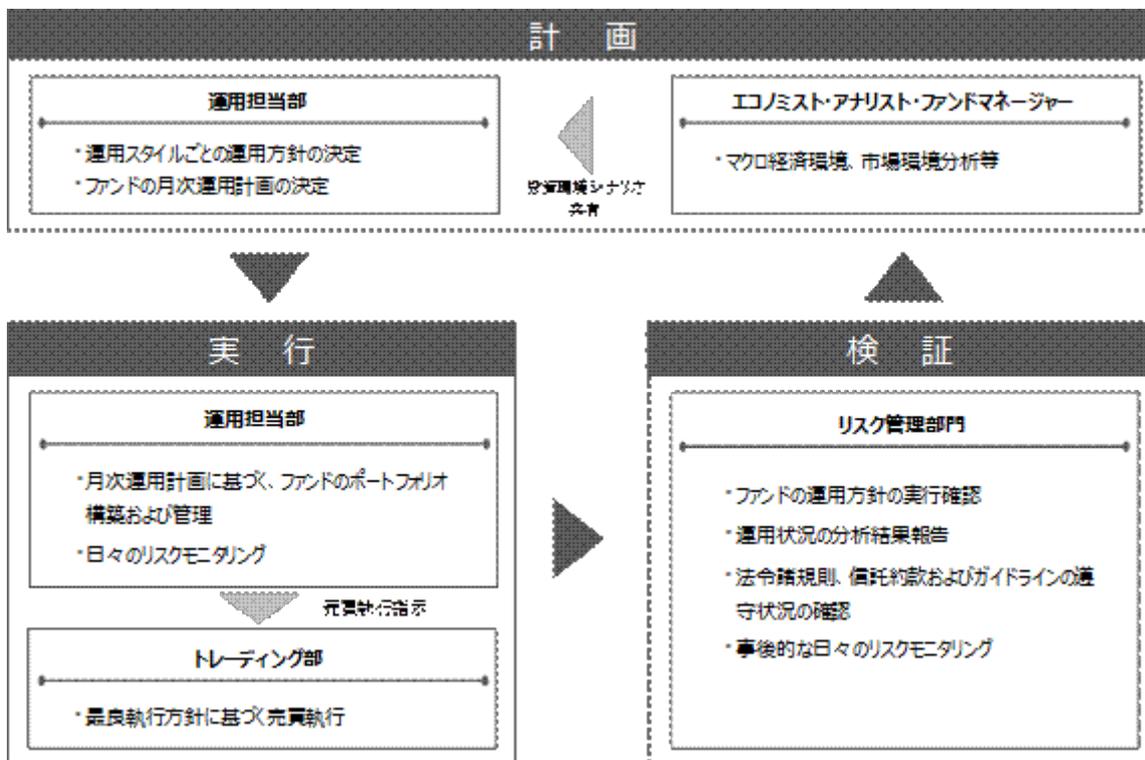
ベンチマークについて	「NOMURA - BPI (総合)」とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債の他、地方債、政府保証債、金融債、事業債、円建外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の指標が日々公表されています。「NOMURA - BPI (総合)」は野村證券株式会社の知的財産であり、当ファンドの運用成果に関し、野村證券株式会社は一切関係ありません。
その他	当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

< 投資信託委託会社の概要 >

三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、2019年4月1日に、三井住友アセットマネジメント株式会社と大和住銀投信投資顧問株式会社が合併して誕生した会社です。

国内トップクラスの資産運用会社として、最高品質の資産運用サービスの提供を通じ、お客さまの資産形成に貢献しています。国内外の株式、債券、リート等に投資する豊富なラインナップの中から、お客さまのニーズに合った特徴あるファンドをご提供します。

ファンドの運用体制



リスク管理部門の人員数は、約50名です。

ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

8. ブラックロック / FOF s 用米国債F (適格機関投資家限定)

< 指定投資信託証券の概要 >

投資信託委託会社	ブラックロック・ジャパン株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三井住友信託銀行株式会社 (株式会社日本カストディ銀行)
基本的性格	追加型投信 / 海外 / 債券

運用基本方針	主として米ドル建ての公社債(国債、政府機関債、社債、MBS、CMB S、ABS等)に投資を行うことにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行ないます。
ベンチマーク	ブルームバーグ・バークレイズ米国総合インデックス(円ベース)
主要投資対象	ブラックロック米国債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	<p>ブラックロック米国債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米ドル建ての公社債(国債、政府機関債、社債、MBS、CMB S、ABS等)に投資します。</p> <p>ブルームバーグ・バークレイズ米国総合インデックス(円ベース)をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。</p> <p>公社債の投資においては、原則として投資適格格付(BBBマイナス、Baa3または同等の格付、またはそれ以上の格付)が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものへの実質投資割合を信託財産の純資産の90%以上とすることを目指します。</p> <p>デュレーション・リスク、イールド・カーブ・リスク、セクター・リスク等の調整にあたっては、債券先物取引等のデリバティブを活用することがあります。</p> <p>外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インクに外国債券等にかかる運用の指図に関する権限を委託します。</p>
主な投資制限	<p>株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行ないます。</p>
設定日	2007年2月21日
信託期間	無期限
収益分配	原則として、年1回の毎決算時(原則として7月25日。休業日の場合は翌営業日。)に、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買損益(繰越欠損補填後、評価損益を含みます。)等の全額を分配対象額の範囲として分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.451%(税抜0.41%)
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	ファンドの組入れ有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産にかかる監査報酬等を信託財産から支弁します。(その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。)
決算日	毎年7月25日(休業日の場合、翌営業日)
ベンチマークについて	ブルームバーグ・バークレイズ米国総合インデックス(Bloomberg Barclays U.S. Aggregate Index)とは、米ドル建ての固定利付投資適格債券市場のパフォーマンスをあらわす債券インデックスです。

その他	当ファンドは、原則としてファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。
-----	---

< 投資信託委託会社の概要 >

ブラックロックは、運用資産残高約8.68兆ドル^{*}（約896兆円）を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。グループの持ち株会社である「ブラックロック・インク」はニューヨーク証券取引所に上場されています。当グループは、世界各国の機関投資家及び個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。

* 2020年12月末現在。（円換算レートは1ドル=103.245円を使用）

< ブラックロックの債券運用の特色 >

ブラックロックは、金利・デフレーションについての相場観に過度に依存しない投資機会、計算可能な相対価値（「レラティブ・バリュー」）に基づく投資機会を発見し、レラティブ・バリューに基づき、多種多様な投資機会を積み重ねていくことにより、安定した超過収益をあげることが可能であると考えています。



< 投資対象債券の概要 >

国債	国が発行し、利子および元本の支払を行う債券	MBS [モーター車ローン] 一般に、不動産担保融資の債権を裏付けとして発行された証券
政府機関債	政府機関が発行し、利子および元本の支払を行う債券	CMBS [商用不動産ローン担保証券] オフィスビルやショッピングセンターなど、非居住用不動産向けローンを担保に発行される証券
社債	一般の事業会社の発行する債券	ABS [収益担保証券] 不動産、貸付債権、完済債権、リース債権などの資産・債権を裏付けとして発行される証券

< ファンドの運用体制・投資プロセス >

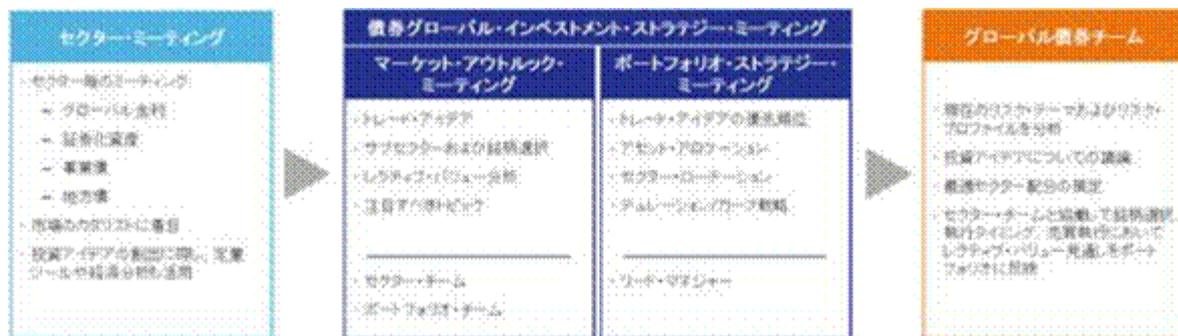
ブラックロックの債券運用体制の特徴は、ポートフォリオ・マネジャーが協調しながら運用にあたる「チーム運用体制」を取っていることにあります。

基本戦略は、週次で行われる2つのインベストメント・ストラテジー・ミーティング（投資戦略会議）が中核となっています。マーケット・アウトルック・ミーティングには全ての債券運用プロフェッショナルが参加し、各セクター・チームにて事前に開催するチーム・ミーティングによって導き出された見解を、各チームのリード・マネジャーが発表します。次に、全チームのリード・マネジャー及びリスク・クオンツ分析部の代表者が参加するポートフォリオ・ストラテジー・ミー

ティングにおいて、セクター配分、ポートフォリオのリスク、投資テーマ等について議論を行います。

各ポートフォリオ・チームは、運用を担当するポートフォリオにとって適切と考える金利リスク、期限前償還リスク、利回りカーブ・リスク、信用リスク、流動性バイアス、及びセクター・アロケーションをそれぞれ独自に決定しますが、ポートフォリオ・ストラテジー・ミーティングでは各ポートフォリオ・チームの投資アイデアを共有することを主な目的とします。

ポートフォリオ・チームの1つであるグローバル債券チームは、セクター・チームと協働して、ポートフォリオの投資目的及びガイドラインを遵守しつつ、銘柄選択、タイミング、売買執行において、チームのレラティブ・バリューによる見通しをポートフォリオに反映します。グローバル債券チームは投資方針を策定し、その投資方針に基づいてセクター・スペシャリストが売買を執行します。投資テーマについては、週次で開催されるミーティングで定期的かつ継続的に議論され、必要に応じて修正されます。



ファンドの運用体制等は変更となる場合があります。

9. ドイツE / FOFs 用欧州債F（適格機関投資家限定）

< 指定投資信託証券の概要 >

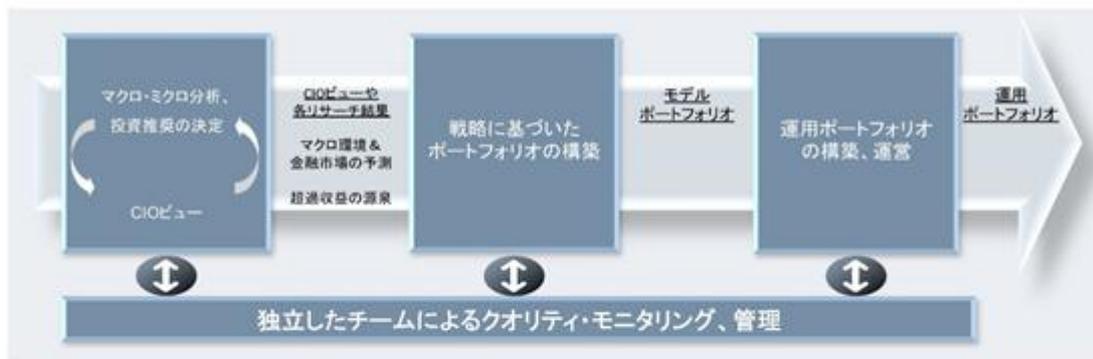
投資信託委託会社	ドイツE・アセット・マネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三菱UFJ信託銀行株式会社 (日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
基本的性格	追加型投信 / 海外 / 債券
運用基本方針	信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行うことを基本とします。
ベンチマーク	ブルームバーグ・パークレイズ汎欧州総合インデックス(円ベース ヘッジなし)
主要投資対象	ドイツE・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド受益証券への投資を通じて、欧州通貨建て発行される国債、政府機関債、事業債等へ投資します。

投資態度	<p>主としてマザーファンド受益証券を通じて、欧州諸国の現地通貨建公社債を主要投資対象とします。</p> <p>ポートフォリオの平均格付は、原則としてA格相当以上に維持することを目指します。</p> <p>実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。</p> <p>マザーファンドの運用の指図に関する権限を、DWSインターナショナルGmbHに委託します。</p> <p>資金動向及び市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p>
設定日	2007年2月21日
信託期間	無期限
収益分配	<p>毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。</p> <p>分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とし、基準価額の水準等を勘案して分配します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わない場合があります。</p>
信託報酬	純資産総額に対して年率0.528%(税抜0.48%)
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	<p>信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用等は信託財産中から支弁します(その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。)</p>
決算日	毎年7月25日(休業日の場合は翌営業日)
ベンチマークについて	<p>ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーの商標及びサービスマークです。バークレイズは、ライセンスに基づき使用されているバークレイズ・バンク・ピーエルシーの商標及びサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー及びその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。</p>
その他	<p>当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。</p>

< 投資信託委託会社の概要 >

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社は、ドイツ銀行グループの資産運用部門の日本における拠点であり、投資信託ビジネス・機関投資家向け運用ソリューションの提供における長年の経験、ノウハウ及び実績を有します。グローバルな運用体制と独自の洞察力を駆使した質の高いサービスを提供するとともに、日本市場の資産運用ニーズに的確に応えることを目指します。

< 運用プロセス >



ミクロ分析



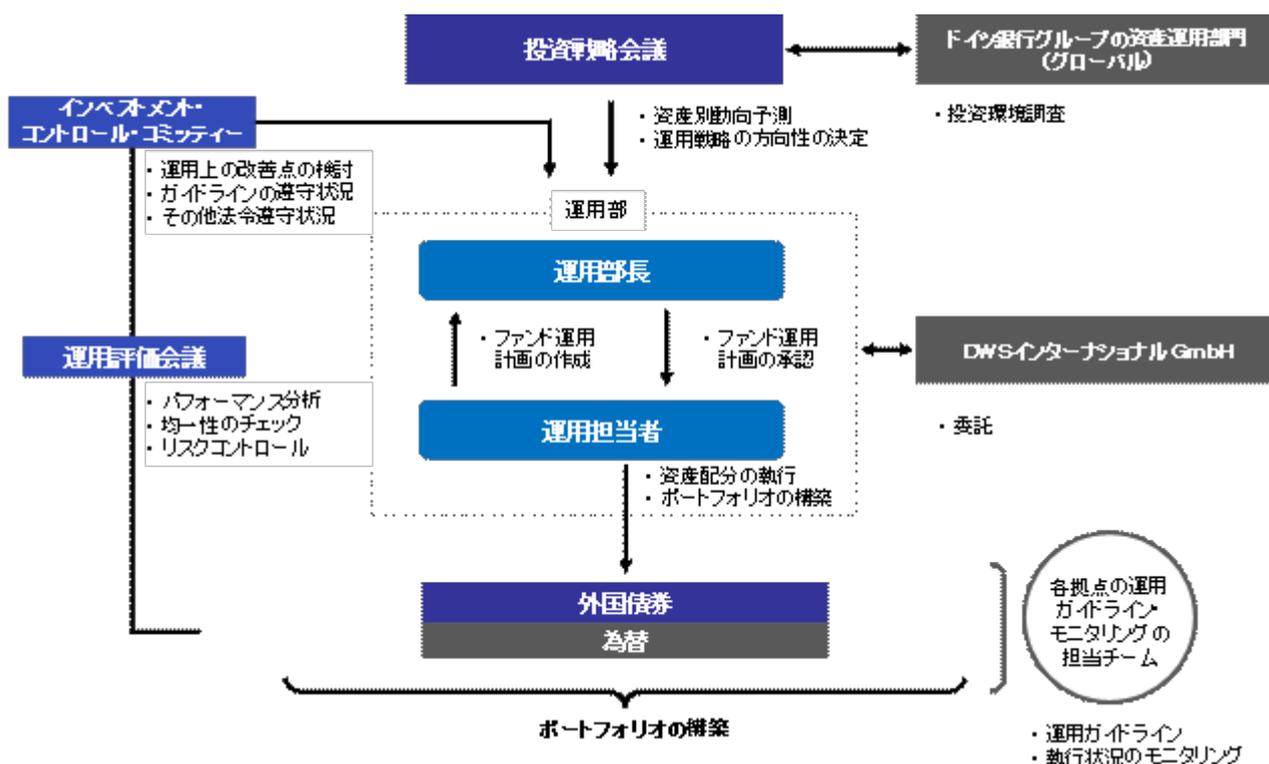
（注1）上記運用プロセスはマザーファンドに関するものです。

（注2）上記は本書作成時点のものであり、今後変更となることがあります。

（注）市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

< 運用体制 >

当ファンドの運用体制は以下の通りです。



委託会社は、マザーファンドに係る運用指図に関する権限を、DWSインターナショナルGmbH（所在地：ドイツ フランクフルト）に委託します（以下「運用委託先」という場合があります。）。運用計画の作成、法令等の遵守状況確認、運用評価及びリスク管理等のその他運用に関連する業務は、委託会社の運用部が行います。当該運用部における主な意思決定機関は、投資戦略会議、運用評価会議、インベストメント・コントロール・コミッティーの3つがあります。これらはいずれも運用部長が主催し、各運用担当者及び必要に応じて関係部署の代表者が参加して行われます。

投資戦略会議では、投資環境予測や運用戦略の方向性の決定など、運用計画の作成に必要な基本的な事項を審議します。運用評価会議では、超過収益率の要因分析や投資行動、均一性等を含めて審議します。インベストメント・コントロール・コミッティーでは、顧客勘定における運用リスクに係る諸問題等を把握し、必要な意思決定を行います。これらの運用体制については、社内規程及び運用部部内規程により定められています。

運用委託先の管理体制については、当該委託先との継続的な情報交換及び定期的な訪問などを通じて、運用面、法令遵守面、業務執行面から評価を行います。評価結果は上述のインベストメント・コントロール・コミッティーに報告され、同コミッティーは必要に応じて適切な措置を行います。

（注）運用体制は、今後変更となる場合があります。

10. FOF s 用新興国債F（適格機関投資家限定）

< 指定投資信託証券の概要 >

投資信託委託会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
受託会社 （再信託受託会社）	みずほ信託銀行株式会社 （株式会社日本カストディ銀行）
基本的性格	追加型投信 / 海外 / 債券
運用基本方針	新成長国債券を実質的な主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。新成長国とは、国内経済が成長過程にあるとゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが判断した、いわゆる先進国を除いた国および地域をいいます（一般的には、開発途上国、エマージング諸国と呼ばれる国を含みます。）。
参考指標	JPモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）
主要投資対象	新成長国債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

投資態度	<p>主としてマザーファンドの受益証券に投資し、原則として、その組入れ比率を高位に保ちます(ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入れ比率を引き下げる場合もあります。)。</p> <p>信託財産は、マザーファンドを通じて主として新成長国の政府・政府関係機関が発行する米ドル建ての債券に投資します。投資にあたっては、以下を含む債券に投資することを基本とします。新成長国とは、国内経済が成長過程にあるとゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが判断した、いわゆる先進国を除いた国および地域をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none">・新成長国の政府・政府関係機関等が発行する債券・国際機関の発行する債券・1989年のブレディ提案に基づいて新成長国が発行し、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場で流通する債券(ブレディ債)・社債・アセットバック証券・モーゲージ証券・仕組み債 <p>信託財産は、マザーファンドを通じて米ドル建ての債券を中心に投資を行いますが、その他の新成長国通貨を含むいずれの通貨建ての証券にも投資することができます。なお、米ドル以外の通貨建て証券に関しては、原則として米ドルに為替ヘッジします。</p> <p>投資にあたっては、原則として次の範囲内で行います。</p> <ul style="list-style-type: none">・新成長国単一国への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。 <p>実質外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジは行いません。</p> <p>ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッドに債券および通貨の運用の指図に関する権限(デリバティブ取引等にかかる運用の指図を含みます。)を委託します。</p>
------	--

主な投資制限	<p>株式への投資は転換社債を転換、新株引受権を行使および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は、信託財産の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の3%以下とします。</p> <p>投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の5%以下とします。</p> <p>外貨建資産の組入れについては制限を設けません。</p> <p>同一銘柄の債券への実質投資割合は、信託財産の5%以下とします。ただし、国債、政府関係機関債および短期金融商品についてはかかる上限は適用されないものとします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の3%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の3%以下とします。</p> <p>デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。</p> <p>新成長国の現地通貨建資産への実質投資割合は、信託財産の30%以下とします。</p> <p>デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託者が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
設定日	2007年2月21日
信託期間	無期限
収益分配	<p>年1回決算を行い、毎計算期末（毎年7月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。</p> <p>分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買損益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。</p> <p>分配金額は、委託者が収益分配方針に従って、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配を行うことがあります。</p>
信託報酬	純資産総額に対して年率0.704%（税抜0.64%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	<p>ファンドの組入れ有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支弁します。その他、信託財産に係る監査費用等として信託財産の純資産総額に対して年率0.05%を信託財産から支弁します（なお、当該率については、年率0.05%を上限として変更する場合があります。）。</p>
決算日	毎年7月25日（休業日の場合翌営業日）
参考指標について	-

その他	当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。
-----	--

< 投資信託委託会社の概要 >

ゴールドマン・サックスは、1869年（明治2年）創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。ゴールドマン・サックスの資産運用部門であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントは、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2020年12月末現在、グループ全体で約1兆9,538億米ドル（約202兆円^{*}）の資産を運用しています。

^{*}米ドルの円貨換算は便宜上、2020年12月末現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=103.50円）により計算しております。

運用体制およびリスク管理体制

本ファンドの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのグローバル債券・通貨運用グループによって行われます。同グループは世界各地に運用拠点を展開し、幅広い調査能力ならびに専門性を活用した運用を行っています。なお、グローバル債券・通貨運用グループには委託会社の債券通貨運用部も属しており、本ファンドの運用の一部を行うことがあります。

また、運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。



（注1）リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することをめざしたものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

（注2）上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

運用プロセス

本ファンドの運用は、以下のプロセスに従って行われます。



*「クロス・マクロ」とは、トップダウンのマクロ経済分析において、各資産クラス間から生じる非効率性を捉えることで収益を上げる戦略をいいます。

(注) 本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また本運用プロセスは変更される場合があります。

[前へ](#) [次へ](#)

11. SMDAM / FOFs用J - R E I T（適格機関投資家限定）

< 指定投資信託証券の概要 >

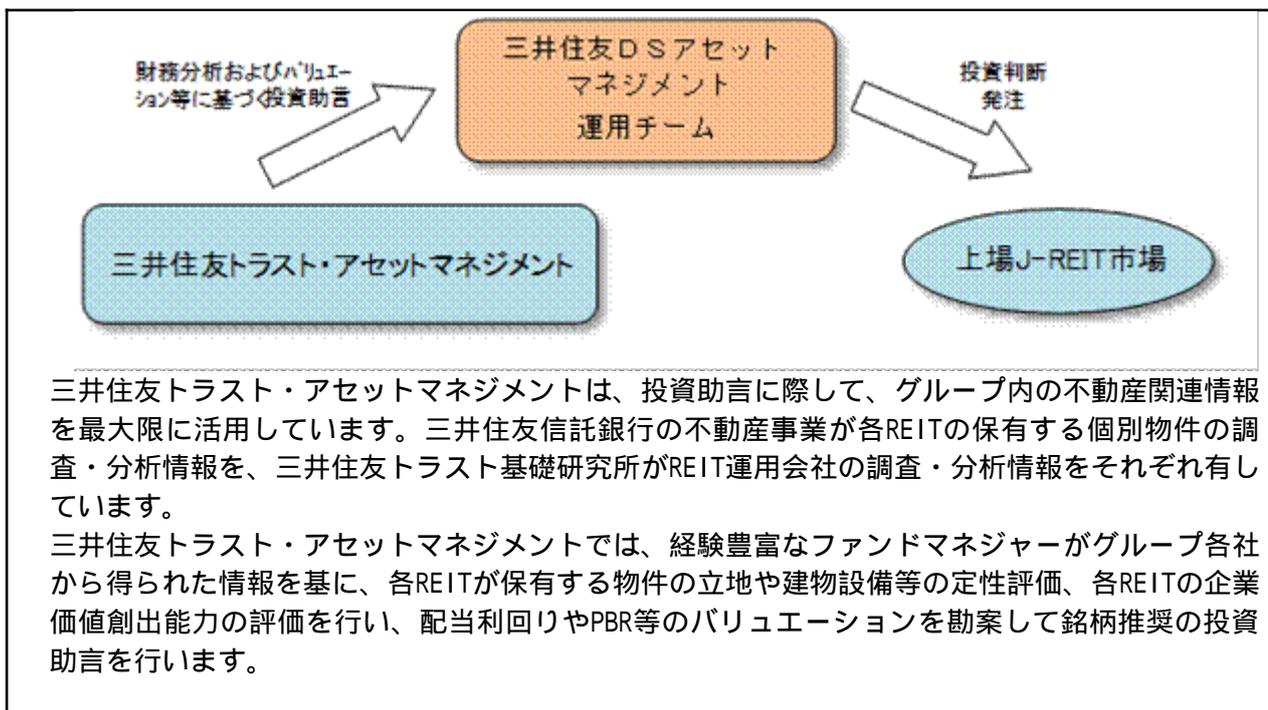
投資信託委託会社	三井住友D Sアセットマネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三井住友信託銀行株式会社 (株式会社日本カストディ銀行)
基本的性格	追加型投信 / 国内 / 不動産投信
運用基本方針	J - R E I Tマザーファンド受益証券を通じて、わが国の不動産投資信託証券（以下「J-REIT」といいます。）を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。 わが国の取引所に上場（これに準じるものを含みます。）している不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。
ベンチマーク	東証REITインデックス（配当込み）
主要投資対象	J - R E I Tマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	J - R E I Tマザーファンド受益証券（以下、「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、主としてJ-REITを投資対象とします。 東証REITインデックス（配当込み）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。 銘柄選定は、個別銘柄の流動性、成長性・収益性などを勘案して行います。 マザーファンドの運用に当たっては、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社からの投資助言を受けて行います。 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。 同一銘柄の投資信託証券（マザーファンドを除く）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。 外貨建資産への投資は行いません。
設定日	2020年6月23日
信託期間	無期限
収益分配	毎決算時に分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には、分配を行わないことがあります。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.319%（税抜0.29%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	財務諸表の監査に要する費用、有価証券売買時の売買委託手数料等は信託財産から支払われます（その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。）。
決算日	毎年7月25日（休業日の場合翌営業日）
ベンチマークについて	東証REIT指数は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有しています。東証REIT指数の算出において、電子計算機の障害または天災地変その他やむを得ない事由が発生した場合は、その算出を延期または中止することがあります。また、株式会社東京証券取引所は、東証REIT指数がいかなる場合においても真正であることを保証するものではなく、同指数の算出において、数値に誤謬が発生しても、株式会社東京証券取引所は一切その賠償の責めを負いません。
その他	-

< 投資信託委託会社の概要 >

三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、2019年4月1日に、三井住友アセットマネジメント株式会社と大和住銀投信投資顧問株式会社が合併して誕生した会社です。
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社は、三井住友トラスト・グループの資産運用事業の中核を担う、日本そしてアジアで最大級の運用残高を誇る資産運用会社です。経済・市場環境が大きく変化する中、運用力と商品開発力、世界各地に広がるビジネスネットワーク等、運用会社としての総合力を活かし、お客さまの長期的な資産形成や社会の発展に貢献します。J-REIT運用においては、不動産の分野に特化したシンクタンクである三井住友トラスト基礎研究所の分析情報を活用するなど、グループの総力を結集した質の高い運用商品を提供しています。

< マザーファンドの運用体制 >

個別銘柄の流動性を考慮し、投資環境分析や個別銘柄分析等によりポートフォリオを構築します。運用にあたっては、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。



上記の運用体制および運用方法などは将来変更になる場合があります。

12. 大和住銀 / プリンシパルF0F s 用外国リートF (適格機関投資家限定)

< 指定投資信託証券の概要 >

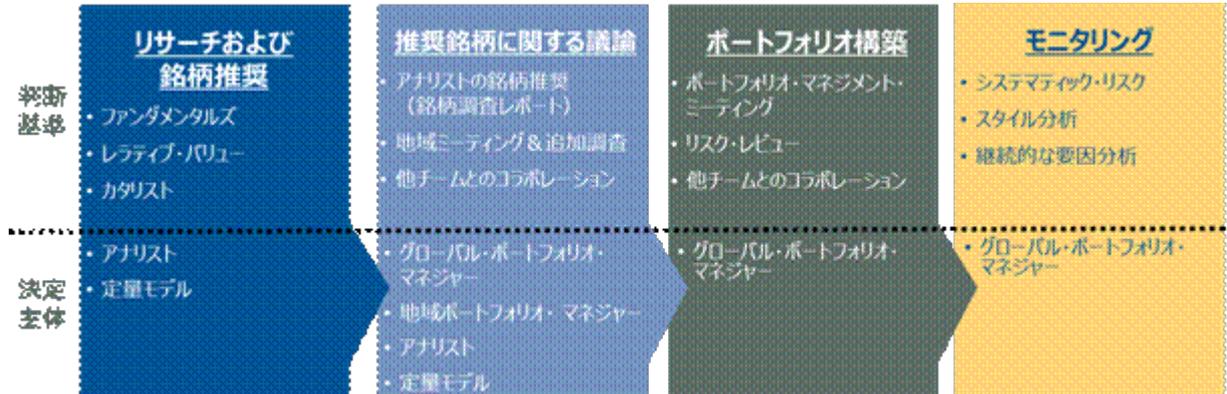
投資信託委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三井住友信託銀行株式会社 (株式会社日本カストディ銀行)
基本的性格	追加型投信 / 海外 / 不動産投信
運用基本方針	外国リートマザーファンド受益証券への投資を通じて、世界各国の不動産投資信託証券を主要投資対象とすることにより、安定した収益の確保と信託財産の長期的な成長を図ることを目指して運用を行います。
ベンチマーク	S&P先進国REIT指数 (除く日本、配当込み、円換算)
主要投資対象	外国リートマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

投資態度	<p>外国リートマザーファンド受益証券（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、世界各国の不動産投資信託証券を主要投資対象とします。</p> <p>運用にあたっては、「事業のファンダメンタルズの改善とその持続性」、「株価上昇のカタリスト」、「バリュエーション」の観点からのボトムアップ・アプローチをベースとし、十分に分散の効いたポートフォリオを構築します。</p> <p>S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。</p> <p>マザーファンドの運用の指図に関する権限をプリンシパル・リアルエステート・インベスターズ・エルエルシーに委託します。</p> <p>実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>						
主な投資制限	<p>投資信託証券（マザーファンドおよび金融商品取引所上場の投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</p> <p>同一銘柄の投資信託証券（マザーファンドを除く）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。</p> <p>デリバティブ取引はヘッジ目的に限定しません。</p>						
信託期間	無期限						
収益分配	<p>毎決算時に分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には、分配を行わないことがあります。</p>						
信託報酬	<p>純資産総額に対して</p> <table border="0" data-bbox="432 1115 1385 1227"> <tr> <td>150億円までの部分</td> <td>年率0.66%（税抜0.60%）</td> </tr> <tr> <td>150億円超500億円までの部分</td> <td>年率0.605%（税抜0.55%）</td> </tr> <tr> <td>500億円超の部分</td> <td>年率0.55%（税抜0.50%）</td> </tr> </table>	150億円までの部分	年率0.66%（税抜0.60%）	150億円超500億円までの部分	年率0.605%（税抜0.55%）	500億円超の部分	年率0.55%（税抜0.50%）
150億円までの部分	年率0.66%（税抜0.60%）						
150億円超500億円までの部分	年率0.605%（税抜0.55%）						
500億円超の部分	年率0.55%（税抜0.50%）						
申込手数料	ありません。						
信託財産留保額	ありません。						
その他費用等	<p>財務諸表の監査に要する費用、有価証券売買時の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用等は信託財産から支払われます（その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。）。</p>						
決算日	毎年7月25日（休業日の場合翌営業日）						
ベンチマークについて	<p>S&P先進国REIT指数（除く日本）（以下「当指数」）はS&P Dow Jones Indices LLC（以下「SPDJI」）の商品であり、これを利用するライセンスが三井住友D Sアセットマネジメント株式会社に付与されています。当指数に対する一切の権利はS&P Globalの一部門であるSPDJIに帰属し、全部または一部を問わずSPDJIの書面による承諾なく再流通または再生産させることは禁じられております。S&P®はS&P Globalの登録商標で、DowJones®はDow Jones Trademark Holdings LLC（以下「Dow Jones」）の登録商標です。SPDJI、Dow Jonesまたはそれぞれの関連会社は、当指数が当該資産クラスまたはセクターを正確に表象しているかについていかなる表明も保証も行いません。SPDJI、Dow Jonesまたはそれぞれの関連会社は、当指数またはそれに含まれるデータの誤り、欠落、または中断に対して一切の責任も負いません。S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算）とは、米ドルベースのS&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み）を委託会社が円換算したものです。</p>						
その他	-						

< 投資信託委託会社の概要 >

三井住友D Sアセットマネジメント株式会社は、2019年4月1日に、三井住友アセットマネジメント株式会社と大和住銀投信投資顧問株式会社が合併して誕生した会社です。運用再委託先のプリンシパル・リアルエステート・インベスターズ・エルエルシーは、米国アイオワ州で設立されたプリンシパル・ファイナンシャル・グループ傘下の不動産運用に特化した運用会社です。プリンシパルでは約60年にわたる不動産投資の実績を有しており、公募不動産エクイティ（REIT）のほか、私募不動産エクイティ、私募不動産デット、公募不動産デットの4つの不動産運用サービスを提供しています。

< 運用プロセス >



リサーチおよび銘柄推奨

- アナリストがファンダメンタルズ、レラティブ・バリュー、カタリストに着目した広範かつ徹底したリサーチに基づき、銘柄推奨を行います。

推奨銘柄に関する議論

- 週次で開催する地域ミーティング（南北アメリカ、欧州・中東・アフリカ、アジア、オーストラリア）において、銘柄の推奨根拠や投資アイデアについて、チーム全体で議論を行います。
- 自社開発の定量分析ツールのランキングも補完的に活用します。

ポートフォリオ構築

- グローバル・ポートフォリオ・マネジャーが意思決定の主体となり、これまでのプロセスで深化した推奨銘柄や投資アイデアに基づき、銘柄選択を実施し、アクティブウェイトを決定します。
- ポートフォリオ全体のリスクレベルをコントロールする観点から、マクロ見通しに基づいてポジションの調整を行うことがあります。

モニタリング

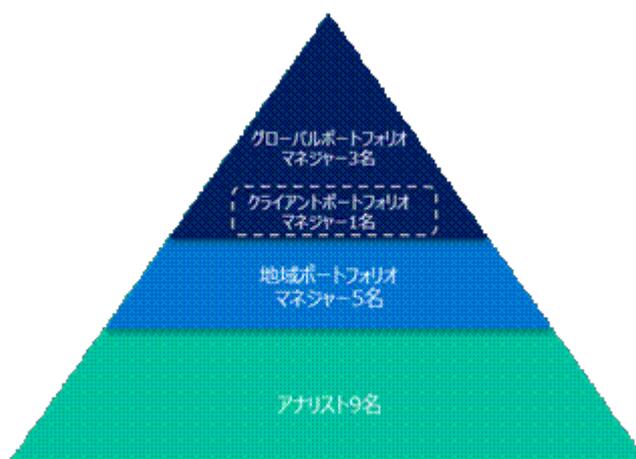
- グローバル・ポートフォリオ・マネジャーが、国やセクターのアクティブウェイトやベータに加え、サイズ、グロスおよびレバレッジなどといった様々なファクターについて、ポートフォリオのアクティブリスクを検証します。
- ボトムアップをベースとするポートフォリオのアロケーションがマクロ見通しと整合的であることを確認し、状況に応じて、ポートフォリオのポジションを調整します。

< 運用体制 >

当ファンドの運用は、プリンシパル・リアルエステート・インベスターズの一部門である、パブリック・エクイティ（REIT運用チーム）が行います。



REIT運用チームは、経験豊富なグローバル・ポートフォリオ・マネジャーを中心とする18名の運用プロフェッショナルを米国（デモイン、シカゴ）、ロンドン、シンガポール、シドニーの5拠点に配置しています。



運用にあたっては、プリンシパル・リアルエステート・インベスターズの他の3部門に加え、グループ内のプリンシパル・グローバル・インベスターズのリソース（マクロ見通し、株式チーム）も活用しています。

上記体制は2021年2月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

13. パインブリッジ / FOFs用コモディティF（適格機関投資家限定）

< 指定投資信託証券の概要 >

投資信託委託会社	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三菱UFJ信託銀行株式会社 (日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
基本的性格	追加型投信 / 海外 / その他資産 (商品)

運用基本方針	主として「パインブリッジ・コモディティマザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を通じて、Bloomberg Commodity Index SM (以下「ブルームバーグ商品指数」といいます。)の騰落率に償還価額等が連動する米国ドル建ての債券(以下「商品指数連動債」といいます。)に投資することにより、ブルームバーグ商品指数が表す世界の商品市況に中長期的な動きが概ね反映される投資成果を目指した運用を行います。
ベンチマーク	-
主要投資対象	マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	マザーファンド受益証券への投資を通じて、商品指数連動債に投資することで、ブルームバーグ商品指数(円換算)と概ね連動する投資成果を目指します。 実質組入れの外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 資金動向や市況動向によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。
主な投資制限	株式への直接投資は行いません。 マザーファンド受益証券への投資には制限を設けません。 実質組入れの外貨建て資産への投資割合には、制限を設けません。
設定日	2007年2月21日
信託期間	無期限
収益分配	毎決算時に、以下の方針に基づいて分配を行います。 利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の範囲内で分配を行うこととし、分配金額は、基準価額の水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等、分配を行わないことがあります。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.396%(税抜0.36%)
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	ファンドの組入れ有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料や、資産を外国で保管する場合の保管費用等を信託財産から支払います。(その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。)
決算日	毎年7月25日(休業日の場合は翌営業日)

インデックスについて	<p>Bloomberg Commodity IndexSM（ブルームバーグ商品指数）は、商品市場全体の動きを示す代表的な指数です。</p> <p>ブルームバーグ商品指数（Bloomberg Commodity IndexSM）および「ブルームバーグ（Bloomberg®）」は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー（Bloomberg Finance L.P.）およびその関係会社（以下「ブルームバーグ」と総称します。）のサービスマークであり、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社による一定の目的での利用のためにライセンスされています。ブルームバーグ商品指数（Bloomberg Commodity IndexSM）は、ブルームバーグとUBSセキュリティーズ・エル・エル・シー（UBS Securities LLC）の間の契約に従ってブルームバーグが算出し、配信し、販売するものです。ブルームバーグ、ならびにUBSセキュリティーズ・エル・エル・シーおよびその関係会社（以下「UBS」と総称します。）のいずれも、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社の関係会社ではなく、ブルームバーグおよびUBSは、当ファンドを承認し、是認し、レビューまたは推奨するものではありません。ブルームバーグおよびUBSのいずれも、ブルームバーグ商品指数（Bloomberg Commodity IndexSM）に関連するいかなるデータまたは情報の適時性、正確性または完全性も保証するものではありません。</p>
その他	当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

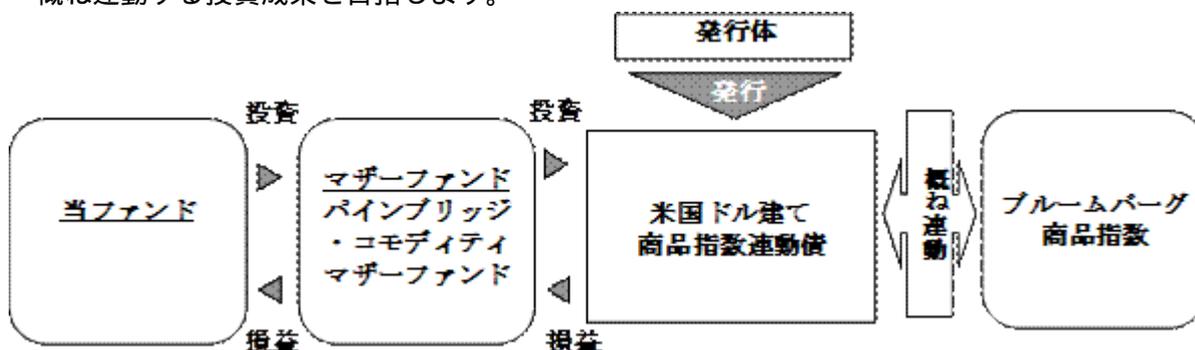
< 投資信託委託会社の概要 >

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、世界各地に拠点を持つグローバルな資産運用グループ「PineBridge Investments」の一員として、主に個人投資家に対する投資信託業務と年金基金・機関投資家等に対する投資一任・助言業務を展開しております。

当社が属する「PineBridge Investments」は、ニューヨークに本部を置くグローバルな資産運用グループです。世界各地の拠点で、投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界中に広がるネットワークを活用し、資産の運用管理に専念しております。

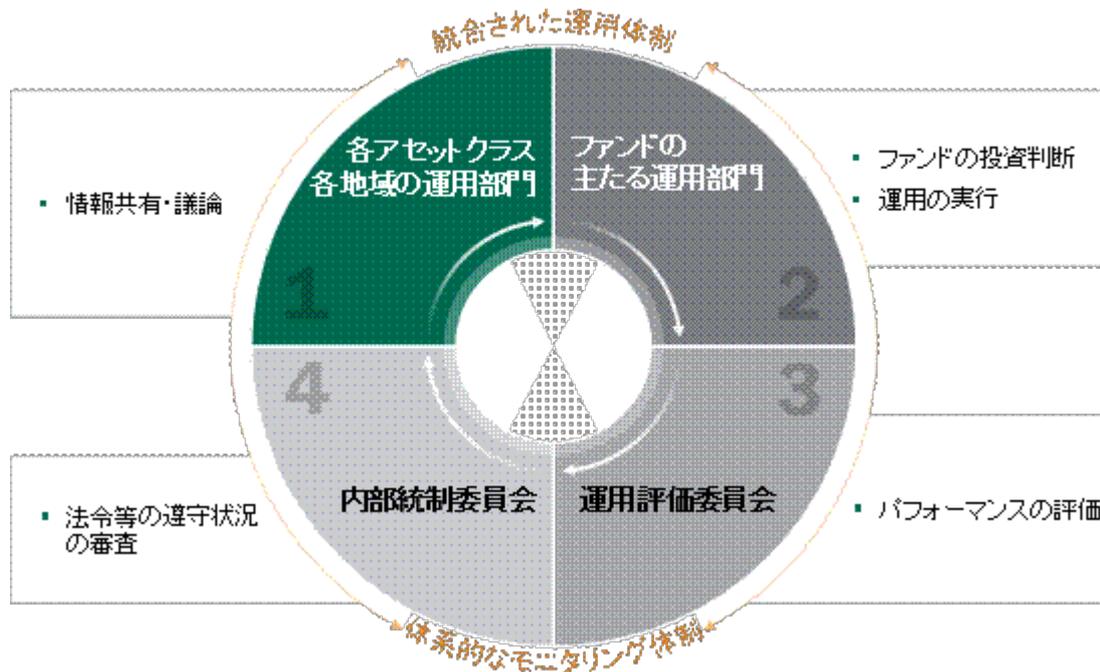
運用プロセス

マザーファンド受益証券への投資を通じて、ブルームバーグ商品指数の騰落率に償還価額等が連動する米国ドル建ての債券（商品指数連動債）に投資することで、ブルームバーグ商品指数（円換算）と概ね連動する投資成果を目指します。



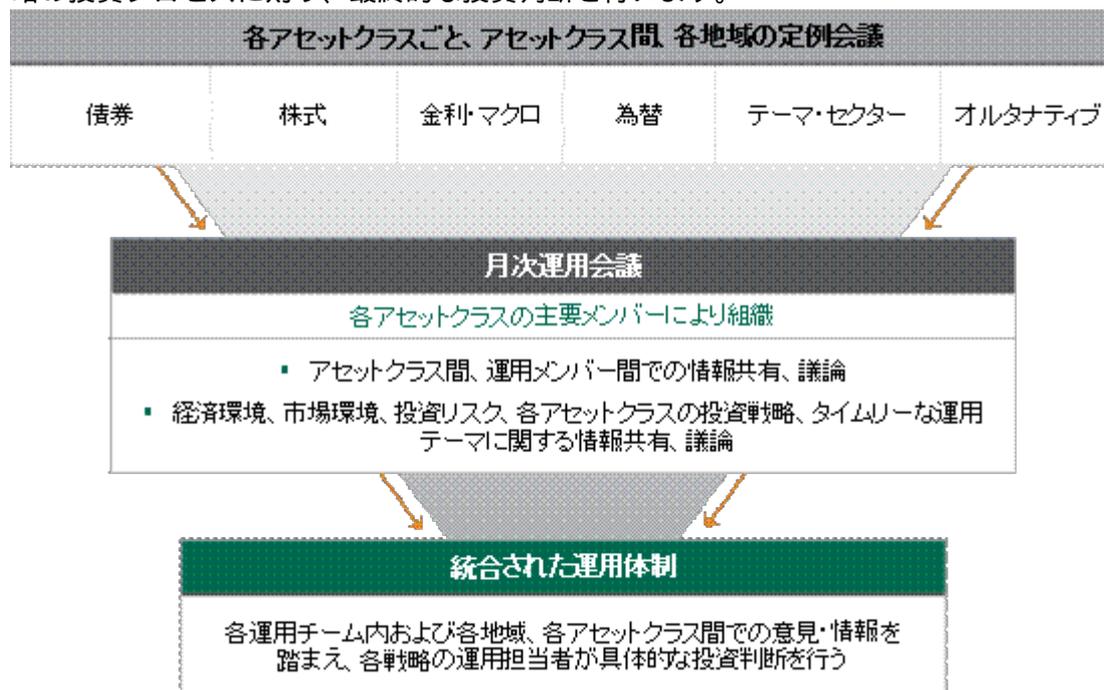
実質組入れの外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

運用体制



1. 投資判断

- 運用判断を行うにあたり、下記の図のとおり、各運用チームごと、運用チーム間、各地域内、および各地域間、テーマごと等の各種定例会議において様々な情報共有、意見交換、議論を行います。これらの情報・議論に基づき、運用部門（9名）の担当者は各ファンドの運用基本方針、各運用戦略の投資プロセスに則り、最終的な投資判断を行います。



2. パフォーマンス評価とリスク管理

- 運用業務部（7名）において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。
- 法務コンプライアンス部（4名）において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。
- 運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。

3. ファンドの関係法人に対する管理体制

- ファンドの受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などの信託財産の管理業務を通じて、信託事務の正確性・迅速性・システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託会社より、内部統制の有効性についての報告書を受取っています。

当社では、運用の適正化および投資者保護を目的として、社内規程等で信託財産の運用にあたって必要な事項を定めております。

上記運用体制等は2021年3月末現在のものであり、今後変更することがあります。

14 . SOMPO / FOF s 用日本株MN (適格機関投資家限定)

< 指定投資信託証券の概要 >

投資信託委託会社	SOMPOアセットマネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三井住友信託銀行株式会社 (株式会社日本カストディ銀行)
基本的性格	追加型投信 / 国内 / 株式 / 特殊型 (絶対収益追求型)
運用基本方針	この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的とします。
ベンチマーク	-
主要投資対象	SOMPO 日本株バリュー シングル・アルファ マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の株式に直接投資することもできます。
投資態度	SOMPO 日本株バリュー シングル・アルファ マザーファンド (以下「親投資信託」といいます。) 受益証券への投資を通じて、わが国の株式を主要投資対象に、株価指数先物取引を主要取引対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行います。 親投資信託の株式ポートフォリオにおいて株式市場全体に対する超過収益の獲得を狙う運用に、同額程度の株価指数先物の売り建てヘッジを組み合わせて、絶対収益の獲得を目指します。 資金動向、市況動向、残存信託期間その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への実質投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
信託期間	無期限
収益分配	期中無分配とします。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.407% (税抜: 0.37%)
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する監査報酬、租税等 「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。
決算日	毎年7月25日 (休業日の場合翌営業日)
ベンチマークについて	-

その他	当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。
-----	--

< 投資信託委託会社の概要 >

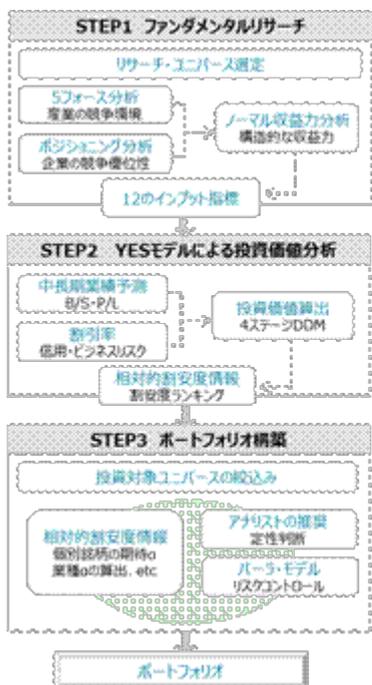
当社は、1986年に設立された資産運用会社です。SOMPOホールディングス（100%）を株主としたグループの資産運用の中核会社として、また、「資産をお預けいただいたお客さまにベンチマーク以上の運用成果をもたらし、中長期の資産形成に貢献すること」を存在意義とするアクティブ・バリュー・マネージャーとして、常に運用成績の向上に取り組んでおります。

< 運用プロセス >

・当社独自で算出した割安度情報に基づいて構築した現物株式ポートフォリオを買い持ちし、同額程度の株価指数先物売り建てヘッジすることによりベータを相殺して現物株式ポートフォリオのアルファ部分を取り出し、絶対リターン化することを目指します。

・現物株式ポートフォリオの、売り建て対象であるTOPIXに対するトラッキングエラーを管理することで、下方リスクを抑制します。

・ロングする株式ポートフォリオ構築のプロセスは、以下のとおりです。



STEP1. ファンダメンタルリサーチ

- 5フォース分析による競争環境の把握、同業他社との競争優位性の把握、市場環境の把握等を通じて、企業の成長性や収益力に関する情報を収集し、分析を行う。
- 5フォース分析に加え、企業固有の成長戦略、企業文化、企業ガバナンス等の情報を収集し、企業の成長性や収益力に関する情報を収集し、分析を行う。

STEP2. YESモデルによる投資価値分析

- 5フォース分析の結果に基づき、企業の成長性や収益力に関する情報を収集し、分析を行う。
- YESモデルによる投資価値分析を行い、投資価値の算出や、投資価値の算出結果に基づき、企業の成長性や収益力に関する情報を収集し、分析を行う。

STEP3. ポートフォリオ構築

- 投資対象の選定や、ポートフォリオの構築に関する情報を収集し、分析を行う。
- 投資価値分析の結果に基づき、企業の成長性や収益力に関する情報を収集し、分析を行う。
- 投資価値分析の結果に基づき、企業の成長性や収益力に関する情報を収集し、分析を行う。
- 投資価値分析の結果に基づき、企業の成長性や収益力に関する情報を収集し、分析を行う。

< 運用体制 >

・投資判断は、株式運用部長、及び株式運用部日本株式グループのメンバーが参加する投資戦略会議において、組織的に行います。

・日本株式グループメンバーは、全員がポートフォリオマネージャーとアナリストを兼務し、ファンダメンタルリサーチ、投資価値分析、投資判断までの全ての工程に関与します。

< 投資の意思決定プロセス >



< 意思決定の為の機関 >

名称	総合投資会議
開催頻度	原則として月に1回
目的	投資顧問業務における受託資産及び投資信託委託業における投資信託財産に関する基本運用方針の分析と協議
決定事項	前月の分析と振り返りを行い、次月の基本運用方針を協議
主要メンバー	運用企画部・株式運用部・債券運用部・外部委託運用部の担当役員、部長および同部長の指名する者

名称	国内株式投資戦略会議
開催頻度	原則として月に1回
目的	総合投資会議規則により承認された基本運用方針に基づき、運用担当部の各部長が意思決定権を有する運用資産の分析及び運用方針の決定 日本株式グループ所管ファンドに関して、次項の分析、決定を行う。
決定事項	〔1〕ポートフォリオのリスク・リターン分析 〔2〕市場環境分析 〔3〕運用方針の決定 〔4〕株主議決権の行使案策定
主要メンバー	株式運用部長、株式運用部所管グループメンバーおよび同部長の指名するメンバー

14 . ノムラF0Fs用・日本株IPストラテジー・ベータヘッジ戦略ファンド（適格機関投資家専用）

< 指定投資信託証券の概要 >

投資信託委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
基本的性格	追加型投信 / 国内 / 株式 / 特殊型（絶対収益追求型）
運用基本方針	信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
ベンチマーク	-
主要投資対象	野村日本株IPストラテジー マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とし、TOPIX（東証株価指数）を対象とした株価指数先物取引（以下、「株価指数先物取引」といいます。）を主要取引対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。

投資態度	<p><ノムラF0Fs用・日本株IPストラテジー・ベータヘッジ戦略ファンド(適格機関投資家専用)></p> <p>マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、TOPIXを対象とした株価指数先物取引を主要取引対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。</p> <p>マザーファンド受益証券に投資を行なうとともに、株価指数先物取引を活用します。株価指数先物取引の活用にあたっては、実質的に投資する株式に対する株式市場全体の変動の影響を抑えることを目指し、株価指数先物取引の売建てを行ないます。マザーファンド受益証券への投資割合および株価指数先物取引の売建ての枚数は、市場環境やマザーファンドの特性等を考慮し、適宜調整を行なうことを基本とします。</p> <p>マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として信託財産の純資産総額の70%~90%程度を維持することを基本とします。ただし、株価指数先物取引を行なうにあたって必要となる証拠金の額等によっては、上記の範囲とならない場合があります。</p> <p>非株式割合は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。</p> <p>資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p><野村日本株IPストラテジー マザーファンド></p> <p>わが国の株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行なうことを基本とします。</p> <p>株式への投資にあたっては、企業の収益力と当該企業が行なう投資の関係に着目した独自の評価尺度を用いて銘柄の魅力度評価を行ない、投資候補銘柄を選別します。</p> <p>ポートフォリオの構築にあたっては、当該投資候補銘柄について、時価総額、流動性、財務リスク等を勘案して組入銘柄および組入比率を決定します。</p> <p>株式の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。</p> <p>非株式割合は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。</p> <p>資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
------	---

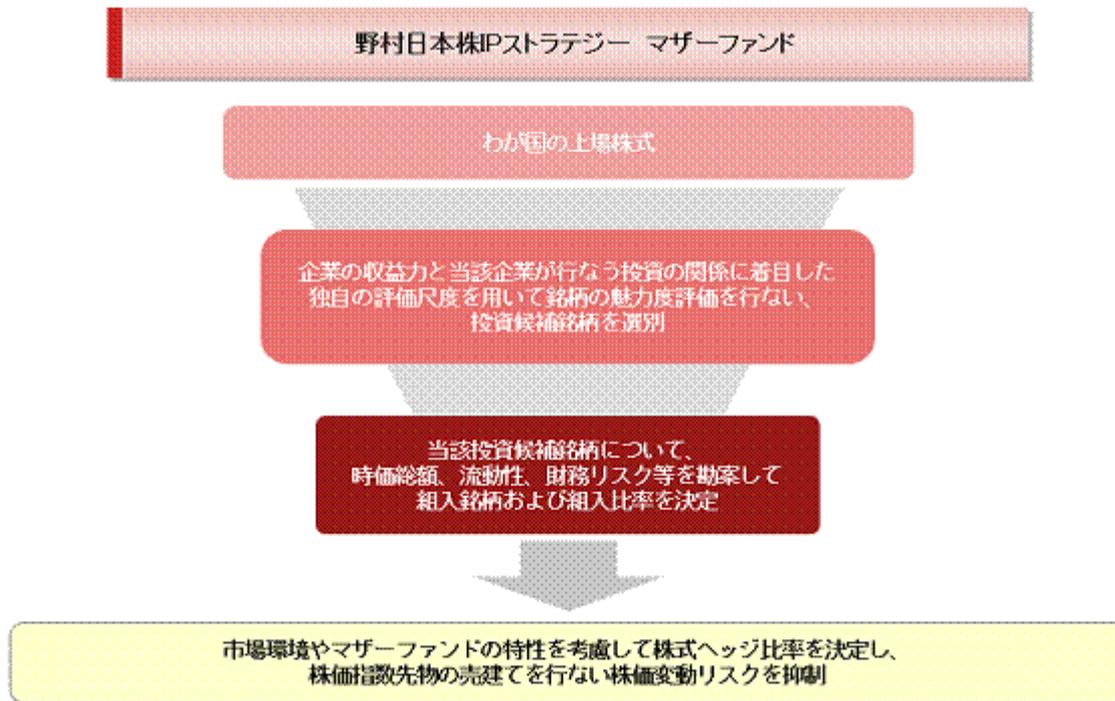
主な投資制限	<p>< ノムラF0Fs用・日本株IPストラテジー・ベータヘッジ戦略ファンド (適格機関投資家専用) ></p> <p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。</p> <p>新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p>
設定日	2019年6月20日
信託期間	無期限
収益分配	期中無分配とします。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.4235%(税抜:0.385%)
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	1万口につき基準価額の0.15%
その他費用等	<p>その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・外貨建資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 ・ファンドに関する租税 等
決算日	毎年7月25日(休業日の場合翌営業日)
ベンチマークについて	-
その他	当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

< 投資信託委託会社の概要 >

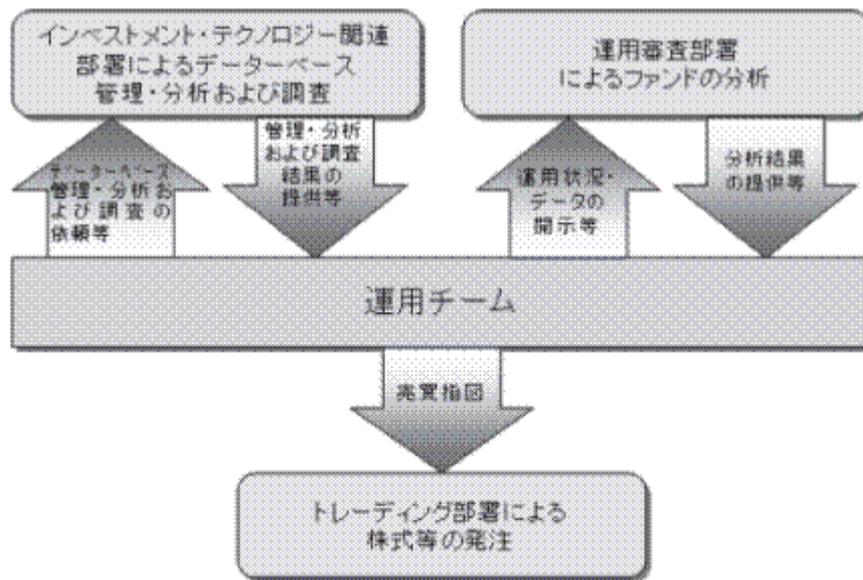
野村アセットマネジメントは、野村ホールディングス株式会社を持株会社とする野村グループの資産運用会社です。

1997年10月、野村証券投資信託委託株式会社(1959年設立)と野村投資顧問株式会社(1981年設立)が合併し、日本を代表する資産運用会社として優れた実績を築いてきました。また、早くから運用と顧客基盤のグローバル化に取り組み、アメリカ、ヨーロッパ、アジア等、海外への積極的な展開を図っています。

< 運用プロセス >



< 運用体制 >



当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

14 . S M D A M / F O F s 用日本グロース株M N（適格機関投資家限定）

< 指定投資信託証券の概要 >

投資信託委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三井住友信託銀行株式会社 (株式会社日本カストディ銀行)
基本的性格	追加型投信 / 国内 / 株式 / 特殊型 (絶対収益追求型)
運用基本方針	日本グロース株MNマザーファンド受益証券を通じて、日本の株式を主要投資対象としつつ、株式市場の変動リスクの低減を図ることを目的として、日本の株価指数先物取引の売建てを行うことで安定的な収益の獲得を目指します。
ベンチマーク	-
主要投資対象	日本グロース株MNマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	日本グロース株MNマザーファンド受益証券への投資を通じて、日本の株式を主要投資対象としつつ、株式市場の変動リスクの低減を図ることを目的として、日本の株価指数先物取引の売建てを行うことで安定的な収益の獲得を目指します。 銘柄選定に関しては、ボトムアップ・アプローチによる定性分析とバリュエーション分析を重視し、組織運用による銘柄選定を行います。 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への実質投資割合には制限を設けません。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 外貨建資産への直接投資は行いません。
設定日	2019年6月20日
信託期間	無期限
収益分配	毎決算時に分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には、分配を行わないことがあります。

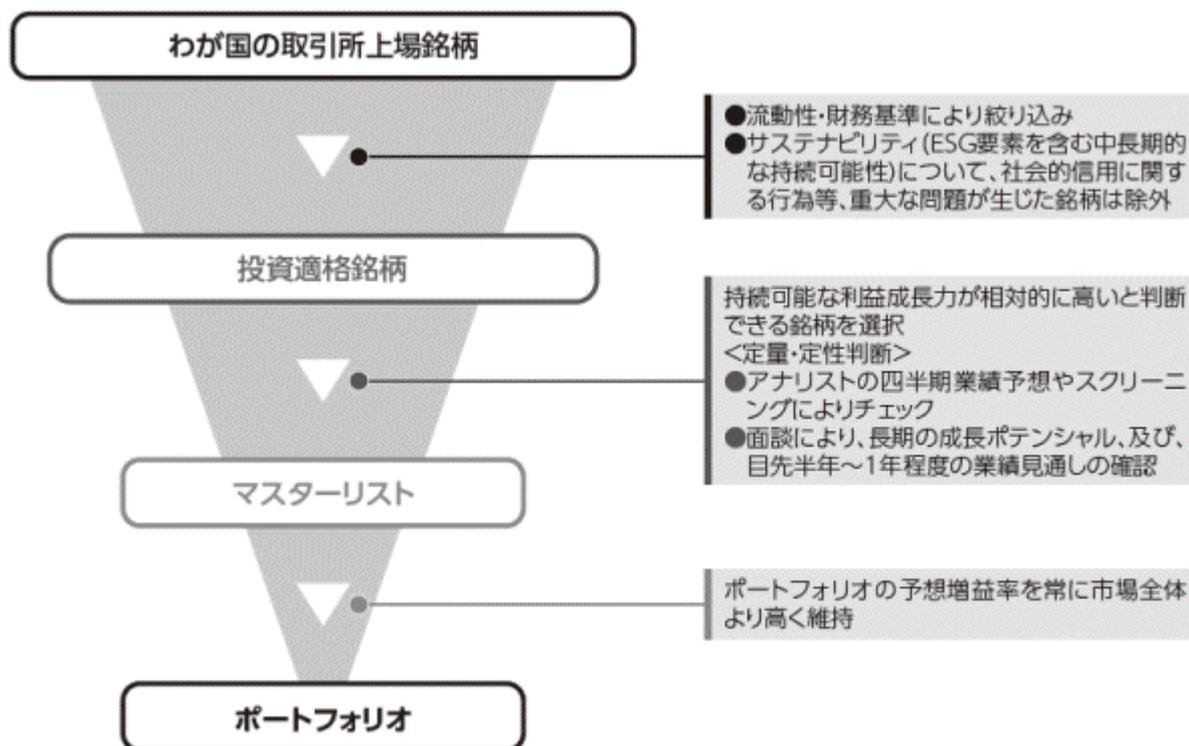
信託報酬	純資産総額に対して年率0.385%（税抜：0.35%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	財務諸表の監査に要する費用、有価証券売買時の売買委託手数料等は信託財産から支払われます（その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。）。
決算日	毎年7月25日（休業日の場合翌営業日）
ベンチマークについて	-
その他	-

< 投資信託委託会社の概要 >

三井住友D Sアセットマネジメント株式会社は、2019年4月1日に、三井住友アセットマネジメント株式会社と大和住銀投信投資顧問株式会社が合併して誕生した会社です。

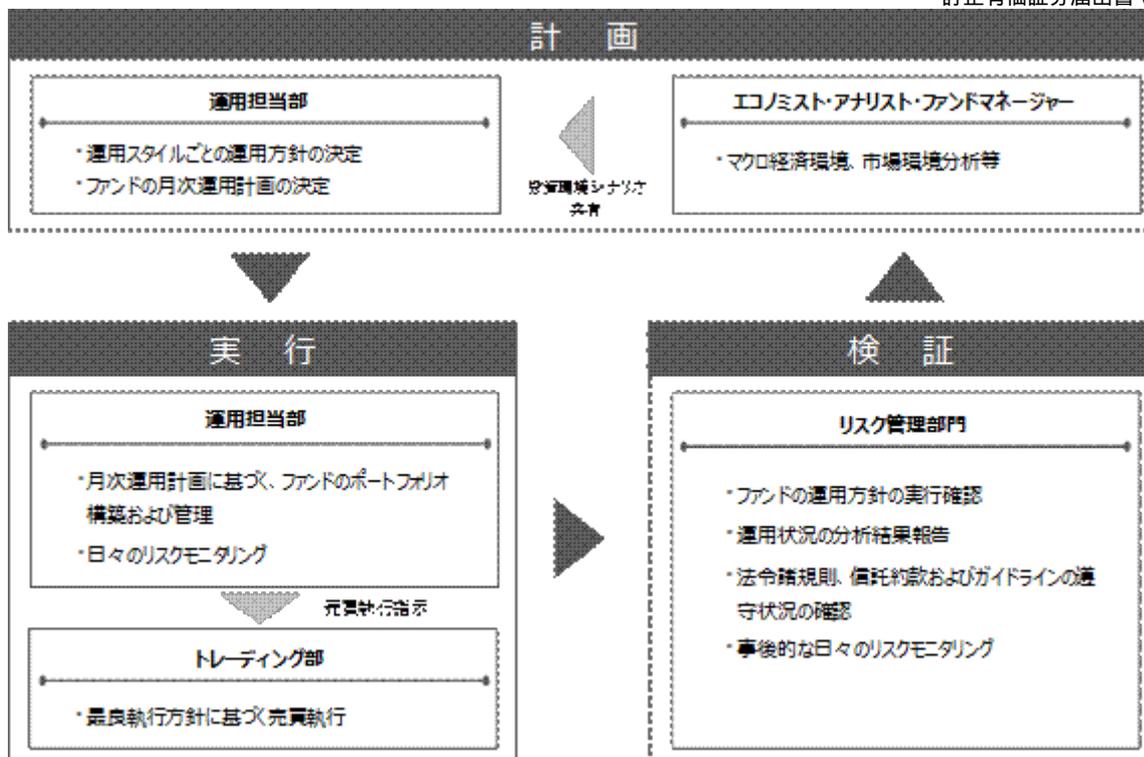
国内トップクラスの資産運用会社として、最高品質の資産運用サービスの提供を通じ、お客さまの資産形成に貢献しています。国内外の株式、債券、リート等に投資する豊富なラインナップの中から、お客さまのニーズに合った特徴あるファンドをご提供します。

< ファンドの運用プロセス >



※上記の運用プロセスは、今後変更される場合があります。

< ファンドの運用体制 >



リスク管理部門の人員数は、約50名です。

ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

15. キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

<マザーファンドの概要>

投資信託委託会社	三井住友D Sアセットマネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三井住友信託銀行株式会社 (株式会社日本カストディ銀行)
基本的性格	親投資信託
運用基本方針	安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。
ベンチマーク	-
主要投資対象	本邦通貨建て公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。
投資態度	本邦通貨建て公社債および短期金融商品等に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。 資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への投資は行いません。 外貨建資産への投資は行いません。 デリバティブ取引（有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引をいいます。）の利用はヘッジ目的に限定しません。
設定日	2007年2月20日
信託期間	無期限
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	ファンドの組入れ有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支弁します（その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。）。
決算日	毎年7月25日（休業日の場合翌営業日）
ベンチマークについて	-

その他	-
-----	---

< 投資信託委託会社の概要 >

三井住友D Sアセットマネジメント株式会社は、2019年4月1日に、三井住友アセットマネジメント株式会社と大和住銀投信投資顧問株式会社が合併して誕生した会社です。国内トップクラスの資産運用会社として、最高品質の資産運用サービスの提供を通じ、お客様の資産形成に貢献しています。国内外の株式、債券、リート等に投資する豊富なラインナップの中から、お客様のニーズに合った特徴あるファンドをご提供します。

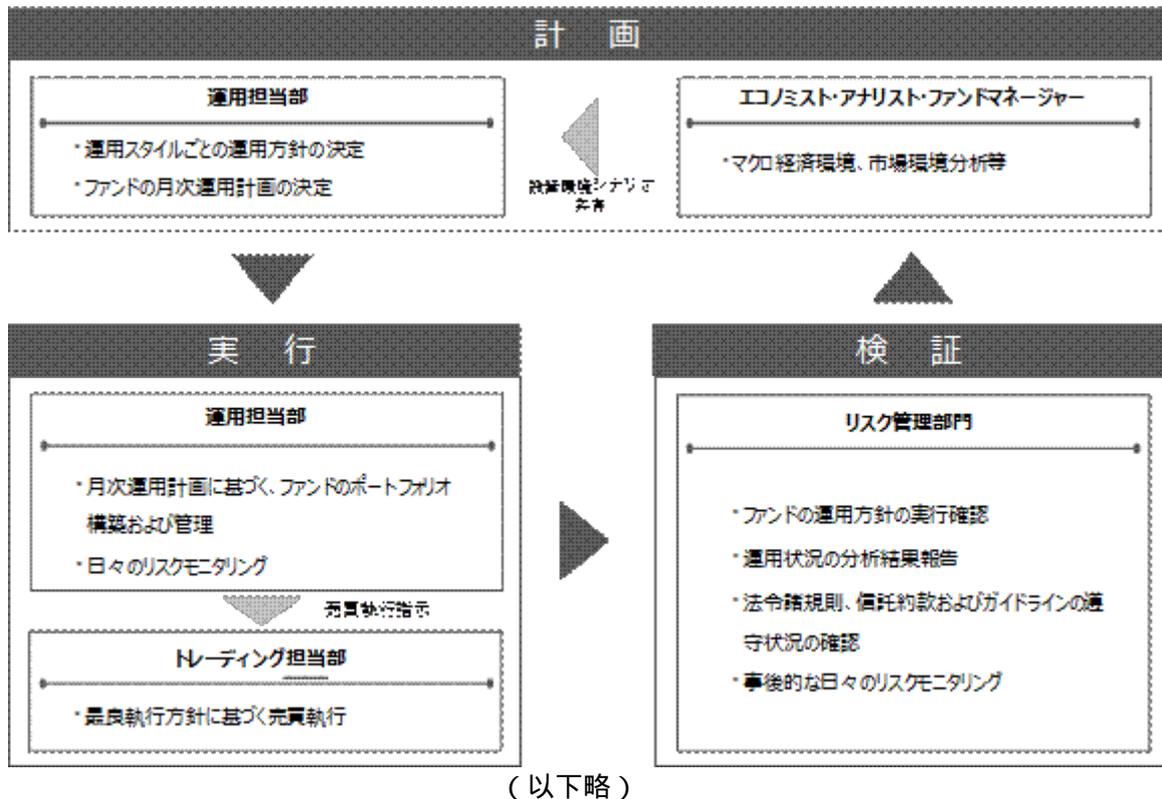
[前へ](#) [次へ](#)

(3)運用体制

下線部は訂正部分を示します。

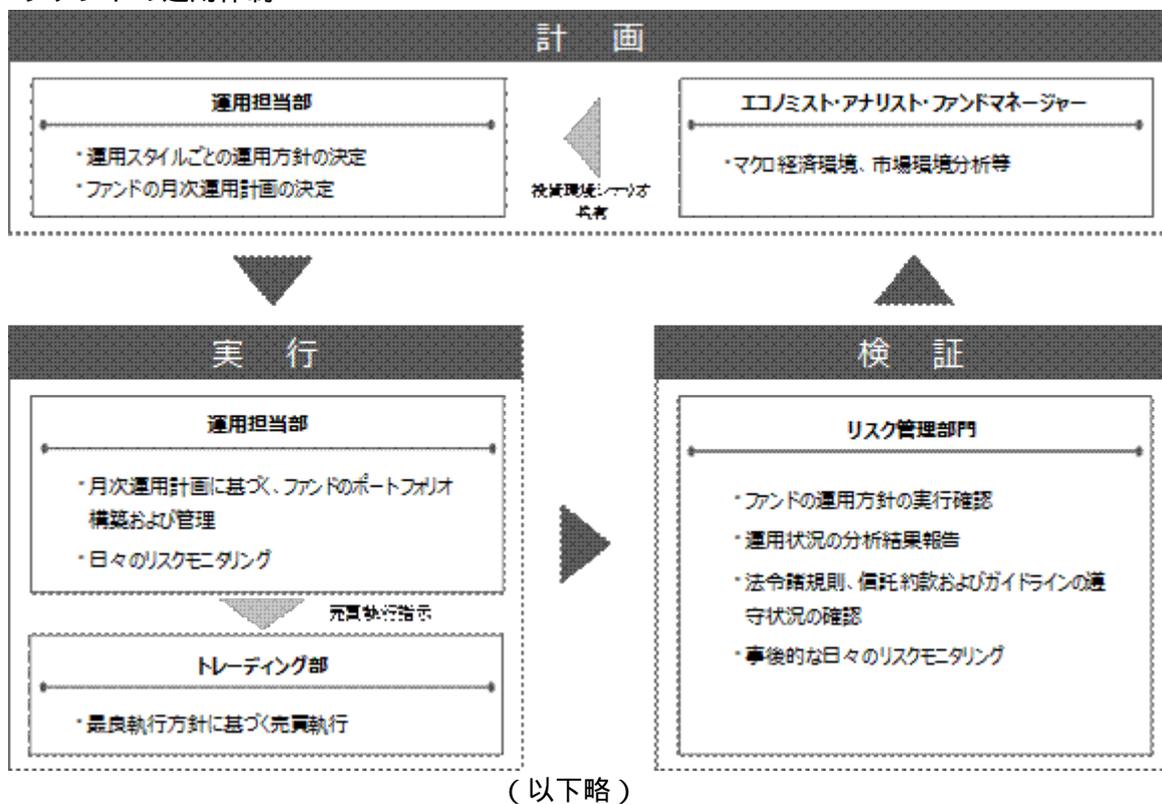
<訂正前>

イ ファンドの運用体制



<訂正後>

イ ファンドの運用体制



(4) 配分方針

下線部は訂正部分を示します。

<訂正前>

毎決算時（毎年9月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

（以下略）

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。

（基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。）

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

イ．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

ロ．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

ハ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払いは、次の方法により行います。

イ．収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して5営業日までに開始します。

ロ．前項の規定にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、信託約款に定める各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

ハ．上記イ．に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

(5)投資制限

（以下略）

<訂正後>

毎決算時（毎年9月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

（以下略）

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。

（基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。）

(5)投資制限

（以下略）

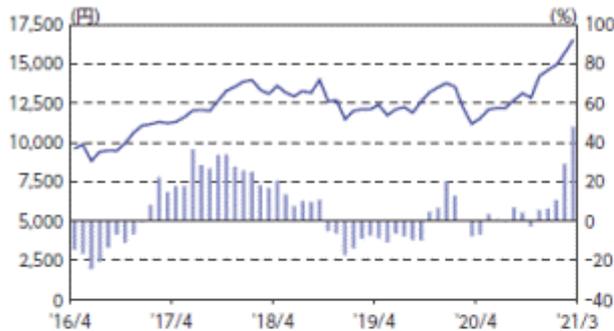
[前へ](#) [次へ](#)

3 投資リスク

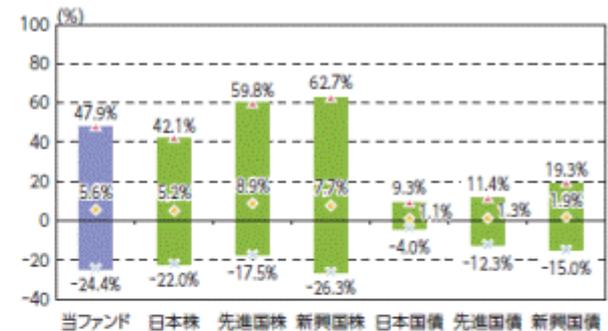
< 参考情報 >

原届出書の内容は下記事項の内容に訂正されます。

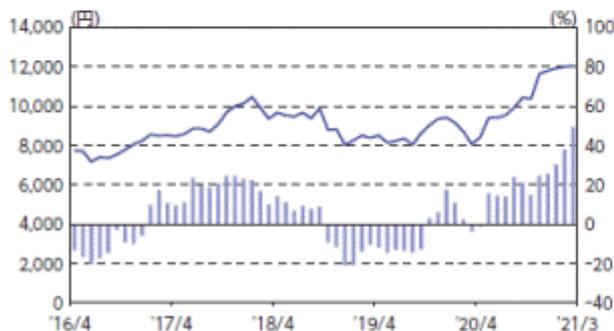
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移
FW日本バリュー株 (2016年4月～2021年3月)



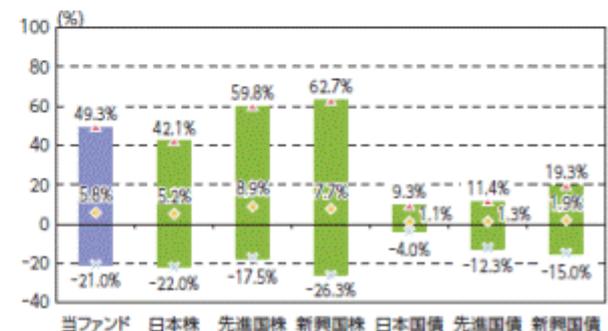
当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較
FW日本バリュー株 (2016年4月～2021年3月)



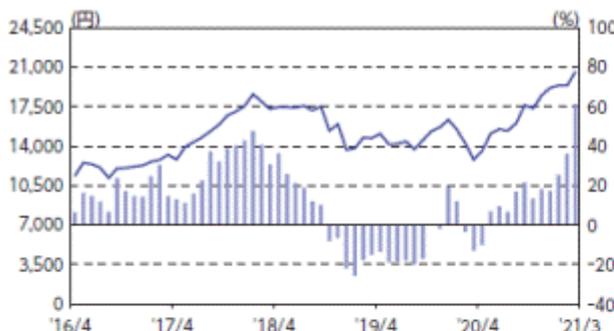
FW日本グロース株 (2016年4月～2021年3月)



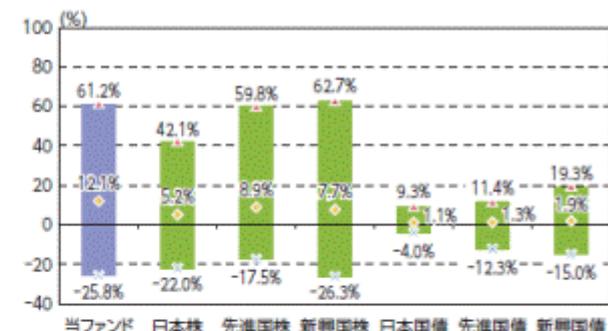
FW日本グロース株 (2016年4月～2021年3月)



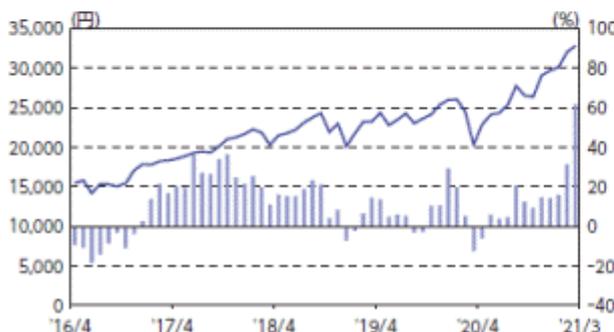
FW日本中小型株 (2016年4月～2021年3月)



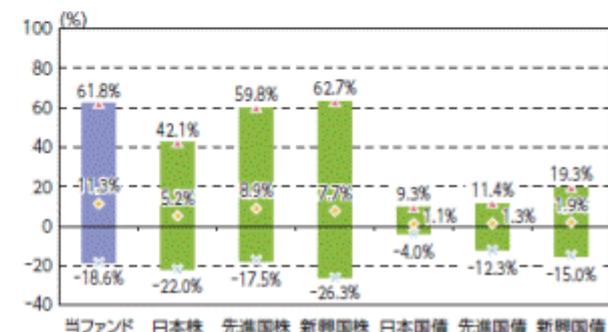
FW日本中小型株 (2016年4月～2021年3月)



FW米国株 (2016年4月～2021年3月)



FW米国株 (2016年4月～2021年3月)



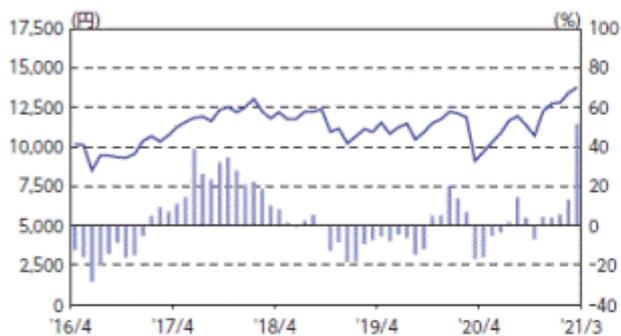
■ 年間騰落率(右目盛) ■ 分配金再投資基準価額(左目盛)

◆ 平均値 ▲ 最大値 × 最小値

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

FW欧州株

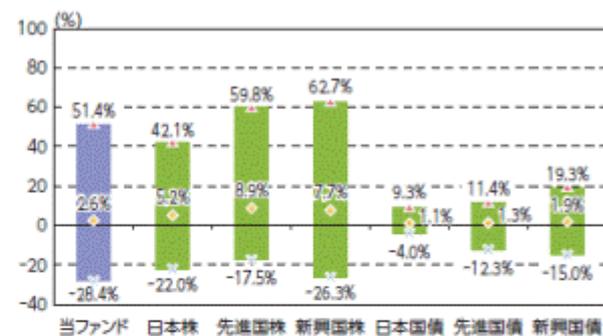
(2016年4月～2021年3月)



当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

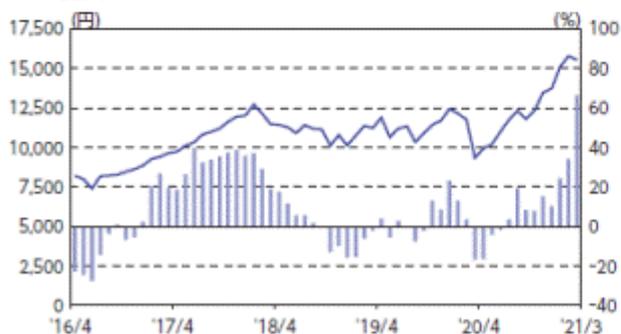
FW欧州株

(2016年4月～2021年3月)



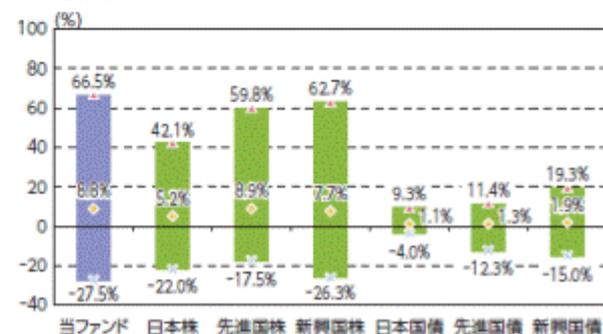
FW新興国株

(2016年4月～2021年3月)



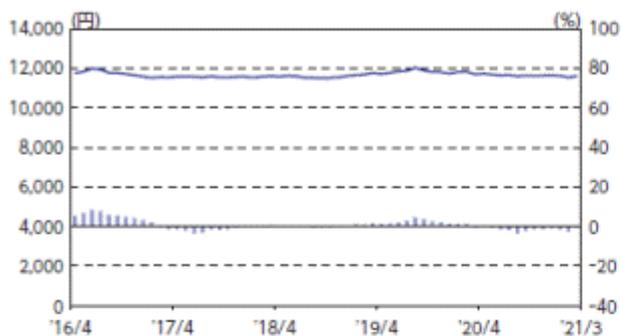
FW新興国株

(2016年4月～2021年3月)



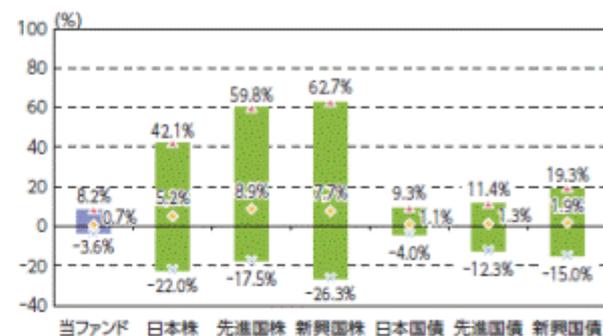
FW日本債

(2016年4月～2021年3月)



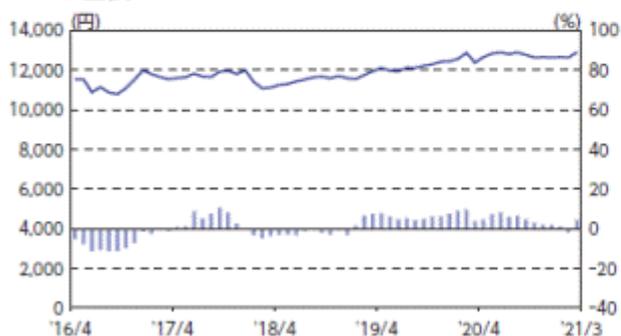
FW日本債

(2016年4月～2021年3月)



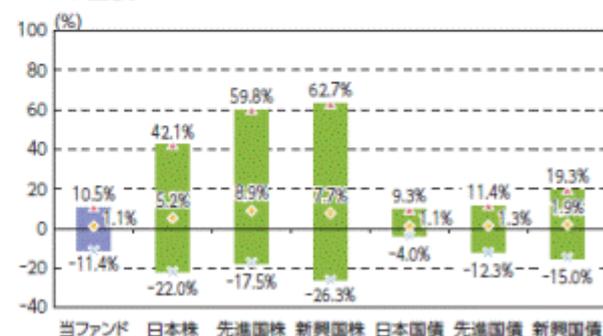
FW米国債

(2016年4月～2021年3月)



FW米国債

(2016年4月～2021年3月)

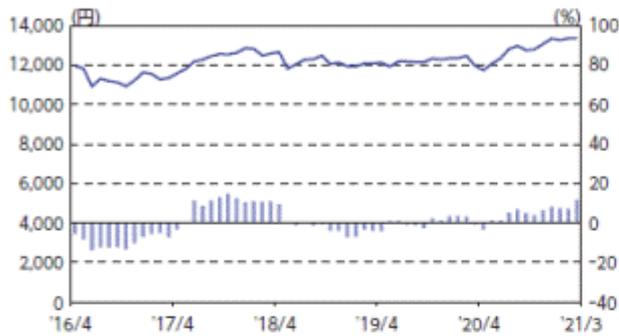


■ 年間騰落率(右目盛) — 分配金再投資基準価額(左目盛)

◆ 平均値 ▲ 最大値 × 最小値

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 F W欧州債

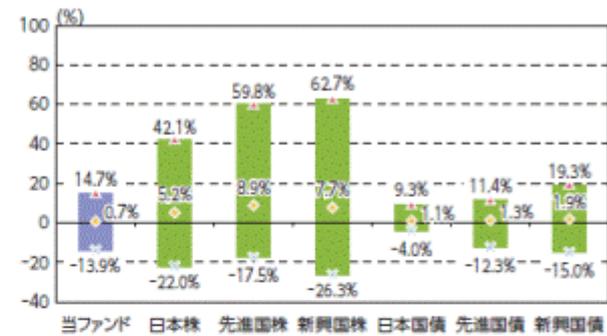
(2016年4月～2021年3月)



当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

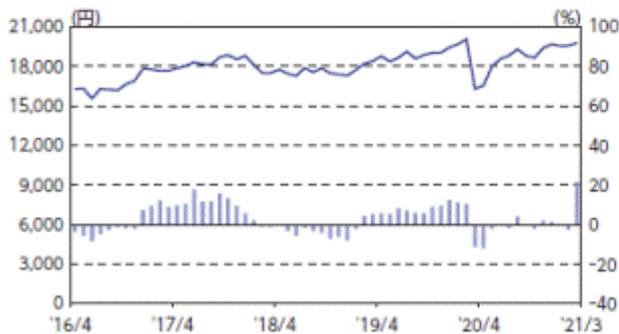
F W欧州債

(2016年4月～2021年3月)



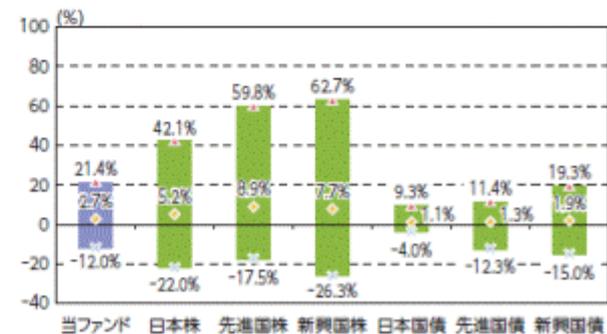
F W新興国債

(2016年4月～2021年3月)



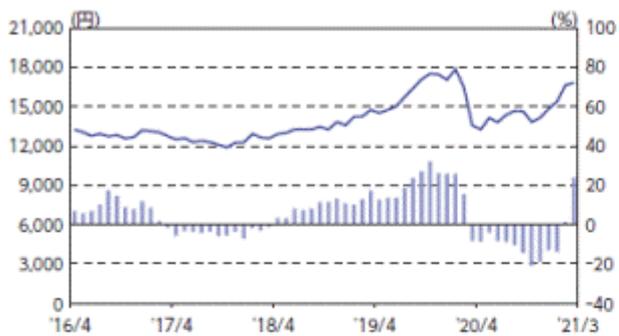
F W新興国債

(2016年4月～2021年3月)



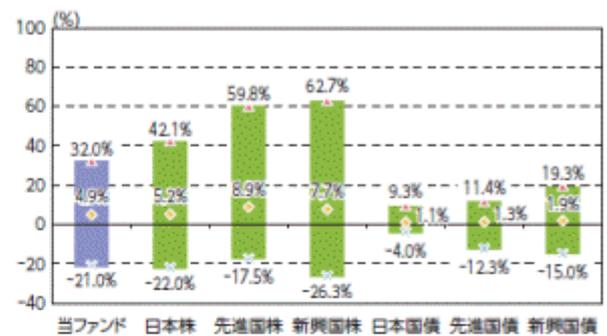
F WJ-REIT

(2016年4月～2021年3月)



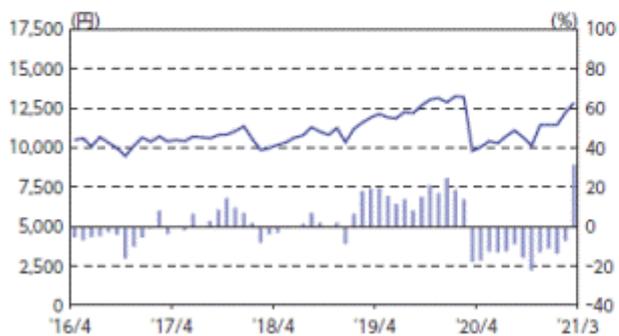
F WJ-REIT

(2016年4月～2021年3月)



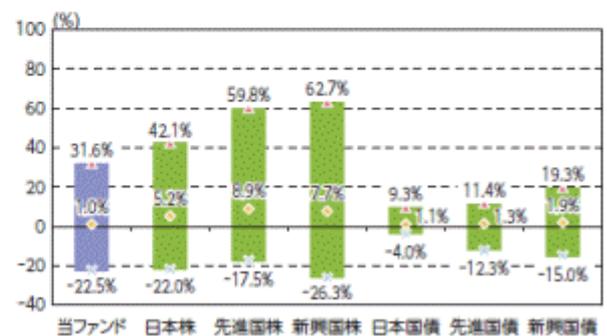
F WG-REIT

(2016年4月～2021年3月)



F WG-REIT

(2016年4月～2021年3月)

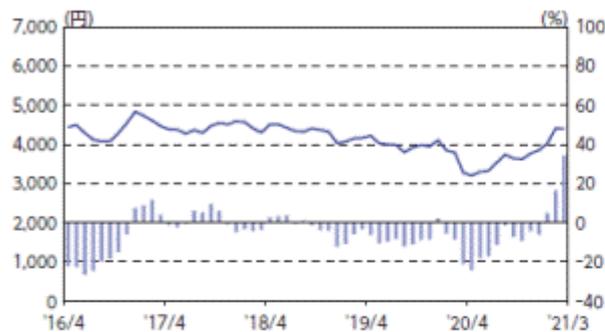


■ 年間騰落率(右目盛) ● 分配金再投資基準価額(左目盛)

◆ 平均値 ▲ 最大値 × 最小値

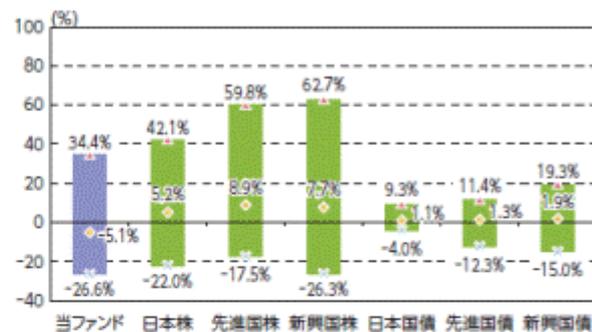
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 FWコモディティ

(2016年4月～2021年3月)



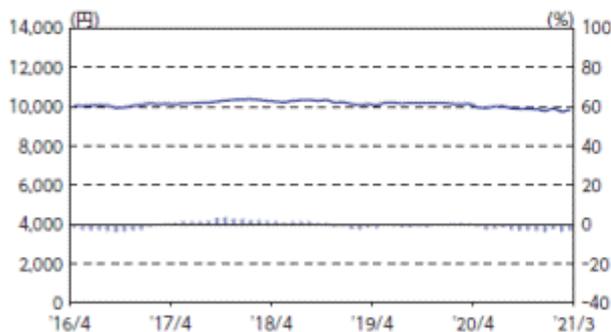
当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 FWコモディティ

(2016年4月～2021年3月)



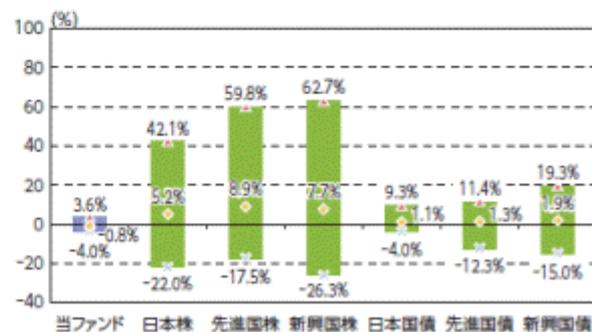
FWヘッジファンド

(2016年4月～2021年3月)



FWヘッジファンド

(2016年4月～2021年3月)



■ 年間騰落率(右目盛) ■ 分配金再投資基準価額(左目盛)

◆ 平均値 ▲ 最大値 × 最小値

※年間騰落率は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※年間騰落率および分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額とは異なる場合があります。

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものと計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日本株	TOPIX（配当込み） 株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイインデックス（グロス配当込み、円ベース） MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（グロス配当込み、円ベース） MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI（国債） 野村證券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース） FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース） J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

[前へ](#) [次へ](#)

4 手数料等及び税金

下線部は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

(3) 信託報酬等

(以下略)

[F W米国株]

ファンド	純資産総額に年0.308%（税抜き0.28%）の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとしします。 信託報酬の実質的配分は以下の通りです。 < 信託報酬の配分（税抜き） >		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.15%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
	販売会社	年0.10%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。			
投資対象とする投資信託	最大年0.75%*		
実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して最大年1.058%（税抜き1.03%）*		

* 投資対象とする投資信託の信託報酬等は、年間最低報酬額等が定められている場合があるため、純資産総額によっては、上記の料率を上回ることがあります。

* 当ファンドが投資対象とする投資信託における信託報酬等は将来変更される場合があります。その場合、実質的な信託報酬率は変更されることとなります。

（注）2020年12月26日以降適用される信託報酬率を記載しています。

[F W欧州株]

(以下略)

[F W日本債]

ファンド	純資産総額に以下の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。 信託報酬率は、前月最終営業日の新発10年国債利回り(日本相互証券株式会社発表終値。以下「新発10年国債利回り」といいます。)に応じて以下の通りとし、毎月の第1営業日の計上分より適用します。 < 信託報酬率およびその配分 >				
	新発10年国債利回り	信託報酬率	配分(税抜き)		
			委託会社	販売会社	受託会社
	0.5%未満	年0.253% (税抜き0.23%)	年0.10%	年0.10%	年0.03%
	0.5%以上	年0.308% (税抜き0.28%)	年0.15%	年0.10%	年0.03%
	上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。				
	支払先	役務の内容			
	委託会社	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価			
	販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価			
	受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価			
投資対象とする投資信託	年0.22%(税抜き0.20%)*				
実質的な負担	新発10年国債利回りに応じて以下の通りです。				
	0.5%未満	ファンドの純資産総額に対して最大年0.473%(税抜き0.43%)*			
	0.5%以上	ファンドの純資産総額に対して最大年0.528%(税抜き0.48%)*			

(以下略)

運用管理費用(信託報酬)の概要

投資対象	SMBCファンドラップ・シリーズ 委託会社：三井住友D Sアセットマネジメント		+
	ファンド名	運用管理費用 (信託報酬)の総額	
国内株式	SMBCファンドラップ・日本バリュー株	年率0.28% (税抜)	+
	SMBCファンドラップ・日本グロース株	年率0.28% (税抜)	
	SMBCファンドラップ・日本中小型株	年率0.28% (税抜)	
外国株式	SMBCファンドラップ・米国株	年率0.28% (税抜)	+
	SMBCファンドラップ・欧州株	年率0.28% (税抜)	
	SMBCファンドラップ・新興国株	年率0.28% (税抜)	
国内債券	SMBCファンドラップ・日本債	年率0.23% (税抜) ～ 年率0.28% (税抜)	+
外国債券	SMBCファンドラップ・米国債	年率0.28% (税抜)	+
	SMBCファンドラップ・欧州債	年率0.28% (税抜)	
	SMBCファンドラップ・新興国債	年率0.28% (税抜)	
REIT	SMBCファンドラップ・J-REIT	年率0.28% (税抜)	+
	SMBCファンドラップ・G-REIT	年率0.28% (税抜)	
コモディティ	SMBCファンドラップ・コモディティ	年率0.28% (税抜)	+
ヘッジファンド	SMBCファンドラップ・ヘッジファンド	年率0.28% (税抜)	+

投資対象とする指定投資信託証券			=	実質的な 運用管理費用 (信託報酬)
ファンド名*	委託会社（運用会社） (実質的な運用主体)	運用管理費用 (信託報酬)の総額		
SMDAM/FOFs用日本バリュー株F	三井住友D Sアセットマネ ジメント	年率0.45% (税抜)	=	最大 年率0.803% (税抜0.73%)
ノムラFOFs用・ジャパン・アクティブ・ グロース	野村アセットマネジメント	年率0.535% (税抜)		最大 年率1.001% (税抜0.91%)
ディー・ロウ・プライス/FOFs用 日本株式ファンド	ディー・ロウ・プライス・ ジャパン	年率0.63% (税抜)	=	最大 年率0.957% (税抜0.87%)
日興アセット/FOFs用日本中小型株F	日興アセットマネジメント	年率0.59% (税抜)		最大 年率0.957% (税抜0.87%)
SBI/FOFs用日本中小型株F	SBIアセットマネジメント	年率0.54% (税抜)	=	最大 年率1.058% (税抜1.03%)
USラージキャップ・グロース・エクイ ティ・ファンド	ディー・ロウ・プライス・ インターナショナル・リミ テッド	最大 年率0.75%		最大 年率1.058% (税抜1.03%)
USラージキャップ・バリュー・エクイ ティ・ファンド			=	最大 年率0.858% (税抜0.78%)
USブルーチップ・エクイティ・ファンド				最大 年率1.144% (税抜1.04%)
ディー・ロウ・プライス/FOFs用 米国 大型バリュー株式ファンド	ディー・ロウ・プライス・ ジャパン	年率0.58% (税抜)	=	最大 年率0.473% (税抜0.43%)
ディー・ロウ・プライス/FOFs用 米国 ブルーチップ株式ファンド				最大 年率0.528% (税抜0.48%)
シュローダー/FOFs用欧州株F	シュローダー・インベスト メント・マネジメント	年率0.50% (税抜)	=	最大 年率0.759% (税抜0.69%)
GIM/FOFs用新興国株F	JPモルガン・アセット・ マネジメント	年率0.76% (税抜)		最大 年率0.836% (税抜0.76%)
Amundiファンズ・エマージング・マー ケッツ・エクイティ・フォーカス	アムンディ・アセットマネ ジメント	年率0.50%	=	最大 年率1.012% (税抜0.92%)
三井住友/FOFs用日本債F	三井住友D Sアセットマネ ジメント	年率0.20% (税抜)		最大 年率0.627% (税抜0.57%)
ブラックロック/FOFs用米国債F	ブラックロック・ジャパン	年率0.41% (税抜)	=	最大 年率0.968% (税抜0.88%)
ドイチェ/FOFs用欧州債F	ドイチェ・アセット・マネ ジメント	年率0.48% (税抜)		最大 年率0.704% (税抜0.64%)
FOFs用新興国債F	ゴールドマン・サックス・ アセット・マネジメント	年率0.64% (税抜)	=	最大 年率0.7315% (税抜0.665%)
SMDAM/FOFs用J-REIT	三井住友D Sアセットマネ ジメント	年率0.29% (税抜)		最大 年率0.35% (税抜)
大和住銀/プリンシパルFOFs用 外国リートF	三井住友D Sアセットマネ ジメント	最大 年率0.60% (税抜)	=	
パインブリッジ/FOFs用コモディティF	パインブリッジ・インベ ストメント	年率0.36% (税抜)		
SOMPO/FOFs用日本株MN	SOMPOアセットマネジ メント	年率0.37% (税抜)	=	
ノムラFOFs用・日本株IPストラテジー・ ベータヘッジ戦略ファンド	野村アセットマネジメント	年率0.385% (税抜)		
SMDAM/FOFs用日本グロース株MN	三井住友D Sアセットマネ ジメント	年率0.35% (税抜)		

*ファンド名の一部を省略して記載している場合があります。

(以下略)

(5) 課税上の取扱い

(以下略)

二 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

(以下略)

・一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等、他の上場株式等にかかる譲渡益および配当等との通算が可能です。

（以下略）

上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2020年9月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

（以下略）

<訂正後>

(3)信託報酬等

（以下略）

[F W米国株]

ファンド	純資産総額に年0.308%（税抜き0.28%）の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。 信託報酬の実質的配分は以下の通りです。 <信託報酬の配分（税抜き）>		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.15%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
	販売会社	年0.10%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。		
投資対象とする投資信託	年0.638%（税抜き0.58%）*		
実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して最大年0.946%（税抜き0.86%）*		

* 当ファンドが投資対象とする投資信託における信託報酬等は将来変更される場合があります。その場合、実質的な信託報酬率は変更されることとなります。

[F W欧州株]

（以下略）

[F W日本債]

ファンド	純資産総額に以下の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。 信託報酬率は、前月最終営業日の新発10年国債利回り(日本相互証券株式会社発表終値。以下「新発10年国債利回り」といいます。)に応じて以下の通りとし、毎月の第1営業日の計上分より適用します。 < 信託報酬率およびその配分 >				
	新発10年 国債利回り	信託報酬率	配分(税抜き)		
			委託会社	販売会社	受託会社
	0.5%未満	年0.253% (税抜き0.23%)	年0.10%	年0.10%	年0.03%
	0.5%以上	年0.308% (税抜き0.28%)	年0.15%	年0.10%	年0.03%
	上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。				
	支払先	役務の内容			
	委託会社	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価			
	販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価			
	受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価			
投資対象とする 投資信託	年0.1815%(税抜き0.165%)*				
実質的な負担	新発10年国債利回りに応じて以下の通りです。				
	0.5%未満	ファンドの純資産総額に対して最大年0.4345%(税抜き0.395%)*			
	0.5%以上	ファンドの純資産総額に対して最大年0.4895%(税抜き0.445%)*			

(以下略)

運用管理費用(信託報酬)の概要

投資対象	SMBCファンドラップ・シリーズ 委託会社：三井住友D Sアセットマネジメント		+
	ファンド名	運用管理費用 (信託報酬)の総額	
国内株式	SMBCファンドラップ・日本バリュー株	年率0.28% (税抜)	+
	SMBCファンドラップ・日本グロース株	年率0.28% (税抜)	
	SMBCファンドラップ・日本中小型株	年率0.28% (税抜)	
外国株式	SMBCファンドラップ・米国株	年率0.28% (税抜)	+
	SMBCファンドラップ・欧州株	年率0.28% (税抜)	
	SMBCファンドラップ・新興国株	年率0.28% (税抜)	
国内債券	SMBCファンドラップ・日本債	年率0.23% (税抜) ～ 年率0.28% (税抜)	+
外国債券	SMBCファンドラップ・米国債	年率0.28% (税抜)	+
	SMBCファンドラップ・欧州債	年率0.28% (税抜)	
	SMBCファンドラップ・新興国債	年率0.28% (税抜)	
REIT	SMBCファンドラップ・J-REIT	年率0.28% (税抜)	+
	SMBCファンドラップ・G-REIT	年率0.28% (税抜)	
コモディティ	SMBCファンドラップ・コモディティ	年率0.28% (税抜)	+
ヘッジファンド	SMBCファンドラップ・ヘッジファンド	年率0.28% (税抜)	+

投資対象とする指定投資信託証券			= 実質的な運用管理費用（信託報酬）
ファンド名*	委託会社（運用会社） （実質的な運用主体）	運用管理費用（信託報酬）の総額	
SMDAM/FOFs用日本バリュー株F	三井住友D Sアセットマネジメント	年率0.45%（税抜）	= 最大 年率0.803% （税抜0.73%）
ノムラFOFs用・ジャパン・アクティブ・グロース	野村アセットマネジメント	年率0.535%（税抜）	
ティー・ロウ・プライス/FOFs用日本株式ファンド	ティー・ロウ・プライス・ジャパン	年率0.63%（税抜）	= 最大 年率1.001% （税抜0.91%）
日興アセット/FOFs用日本中小型株F	日興アセットマネジメント	年率0.59%（税抜）	
SBI/FOFs用日本中小型株F	SBIアセットマネジメント	年率0.54%（税抜）	= 最大 年率0.957% （税抜0.87%）
ティー・ロウ・プライス/FOFs用 米国大型バリュー株式ファンド	ティー・ロウ・プライス・ジャパン	年率0.58%（税抜）	
ティー・ロウ・プライス/FOFs用 米国ブルーチップ株式ファンド			
シュローダー/FOFs用欧州株F	シュローダー・インベストメント・マネジメント	年率0.50%（税抜）	= 最大 年率0.858% （税抜0.78%）
GIM/FOFs用新興国株F	JPモルガン・アセット・マネジメント	年率0.76%（税抜）	
Amundiファンズ・エマージング・マーケット・エクイティ・フォーカス	アムンディ・アセットマネジメント	年率0.50%	= 最大 年率1.144% （税抜1.04%）
三井住友/FOFs用日本債F	三井住友D Sアセットマネジメント	年率0.165%（税抜）	
ブラックロック/FOFs用米国債F	ブラックロック・ジャパン	年率0.41%（税抜）	= 最大 年率0.4345% （税抜0.395%） ～ 最大 年率0.4895% （税抜0.445%）
ドイチェ/FOFs用欧州債F	ドイチェ・アセット・マネジメント	年率0.48%（税抜）	
FOFs用新興国債F	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント	年率0.64%（税抜）	= 最大 年率0.836% （税抜0.76%）
SMDAM/FOFs用J-REIT	三井住友D Sアセットマネジメント	年率0.29%（税抜）	
大和住銀/プリンシパルFOFs用外国リートF	三井住友D Sアセットマネジメント	最大年率0.60%（税抜）	= 最大 年率1.012% （税抜0.92%）
パインブリッジ/FOFs用コモディティF	パインブリッジ・インベストメンツ	年率0.36%（税抜）	
SOMPO/FOFs用日本株MN	SOMPOアセットマネジメント	年率0.37%（税抜）	= 最大 年率0.627% （税抜0.57%）
ノムラFOFs用・日本株IPストラテジー・ベータヘッジ戦略ファンド	野村アセットマネジメント	年率0.385%（税抜）	
SMDAM/FOFs用日本グロース株MN	三井住友D Sアセットマネジメント	年率0.35%（税抜）	

*ファンド名の一部を省略して記載している場合があります。

（以下略）

（5）課税上の取扱い

（以下略）

二 個人、法人別の課税の取扱いについて

（イ）個人の受益者に対する課税

（以下略）

・一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り、）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

（以下略）

上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2021年3月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

（以下略）

[前へ](#) [次へ](#)

5 運用状況

原届出書の内容は下記事項の内容に訂正されます。

S M B Cファンドラップ・日本バリュー株

(1)投資状況

(2021年3月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
親投資信託受益証券 (キャッシュ・マネジメント・マザーファンド)	日本	999,606	0.00%
投資信託受益証券	日本	73,901,837,903	97.69%
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		1,743,138,945	2.30%
純資産総額		75,645,976,454	100.00%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2021年3月末現在)

イ.主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	SMDAM / FOFs用日本バ リュー株F(適格機関投資家限 定) 日本	投資信託受益証 券 -	54,693,485,719	1.0379 56,771,788,724	1.3512 73,901,837,903	- -	97.69%
2	キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド 日本	親投資信託受益 証券 -	984,252	1.0159 1,000,000	1.0156 999,606	- -	0.00%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ.投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	97.69%
親投資信託受益証券	0.00%
合計	97.70%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ.投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

(2021年3月末現在)

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(2021年3月末現在)

該当事項はありません。

(3)運用実績

純資産の推移

	純資産総額(百万円)		1口当りの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第5計算期間末 (2011年9月26日)	3,315	-	0.4907	-
第6計算期間末 (2012年9月25日)	2,962	-	0.5307	-
第7計算期間末 (2013年9月25日)	2,583	-	0.8622	-
第8計算期間末 (2014年9月25日)	11,327	-	0.9735	-
第9計算期間末 (2015年9月25日)	35,140	-	1.0365	-
第10計算期間末 (2016年9月26日)	48,036	-	0.9493	-
第11計算期間末 (2017年9月25日)	69,552	-	1.2474	-
第12計算期間末 (2018年9月25日)	82,948	-	1.3891	-
第13計算期間末 (2019年9月25日)	77,236	-	1.2713	-
2020年3月末日	66,545	-	1.1177	-

2020年4月末日	64,584	-	1.1522	-
2020年5月末日	67,686	-	1.2101	-
2020年6月末日	67,210	-	1.2184	-
2020年7月末日	66,729	-	1.2194	-
2020年8月末日	68,895	-	1.2690	-
第14計算期間末 (2020年9月25日)	68,657	-	1.2770	-
2020年9月末日	70,533	-	1.3116	-
2020年10月末日	68,610	-	1.2832	-
2020年11月末日	74,566	-	1.4215	-
2020年12月末日	68,746	-	1.4606	-
2021年1月末日	69,304	-	1.4931	-
2021年2月末日	71,982	-	1.5698	-
2021年3月末日	75,645	-	1.6536	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

分配の推移

該当事項はありません。

収益率の推移

期間	収益率
第5期(2010年9月28日～2011年9月26日)	10.7%
第6期(2011年9月27日～2012年9月25日)	8.2%
第7期(2012年9月26日～2013年9月25日)	62.5%
第8期(2013年9月26日～2014年9月25日)	12.9%
第9期(2014年9月26日～2015年9月25日)	6.5%
第10期(2015年9月26日～2016年9月26日)	8.4%
第11期(2016年9月27日～2017年9月25日)	31.4%
第12期(2017年9月26日～2018年9月25日)	11.4%
第13期(2018年9月26日～2019年9月25日)	8.5%
第14期(2019年9月26日～2020年9月25日)	0.4%
第15期中(2020年9月26日～2021年3月25日)	25.7%

(注) 収益率 = (当計算期末分配付基準価額 - 前計算期末分配付基準価額) ÷ 前計算期末分配付基準価額 × 100

(4) 設定及び解約の実績

期間	設定総額(円)	解約総額(円)
第5期(2010年9月28日～2011年9月26日)	2,300,452,646	5,561,583,125
第6期(2011年9月27日～2012年9月25日)	2,160,367,297	3,335,854,771
第7期(2012年9月26日～2013年9月25日)	853,829,286	3,439,495,669
第8期(2013年9月26日～2014年9月25日)	10,053,724,381	1,413,836,894
第9期(2014年9月26日～2015年9月25日)	27,654,661,355	5,388,389,943
第10期(2015年9月26日～2016年9月26日)	24,820,561,609	8,122,413,735
第11期(2016年9月27日～2017年9月25日)	22,067,375,761	16,910,315,197
第12期(2017年9月26日～2018年9月25日)	23,465,753,940	19,508,711,616
第13期(2018年9月26日～2019年9月25日)	9,046,015,636	8,008,054,618
第14期(2019年9月26日～2020年9月25日)	6,945,135,428	13,931,568,577
第15期中(2020年9月26日～2021年3月25日)	3,780,386,996	11,905,781,444

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

[前へ](#) [次へ](#)

S M B Cファンドラップ・日本グロース株

(1)投資状況

(2021年3月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
親投資信託受益証券 (キャッシュ・マネジメント・マザーファンド)	日本	170,211,087	0.39%
投資信託受益証券	日本	42,196,952,198	97.65%
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		844,195,159	1.95%
純資産総額		43,211,358,444	100.00%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2021年3月末現在)

イ.主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	ノムラF O F s用・ジャパン・ アクティブ・グロース(適格機 関投資家専用) 日本	投資信託受益証 券	22,407,851,532	1.2586 28,203,114,069	1.5002 33,616,258,868	- -	77.79%
2	ティー・ロウ・プライス/ F O F s用 日本株式ファンド(適格 機関投資家専用) 日本	投資信託受益証 券	5,727,717,329	1.2417 7,112,658,294	1.4981 8,580,693,330	- -	19.86%
3	キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド 日本	親投資信託受益 証券	167,596,581	1.0159 170,278,126	1.0156 170,211,087	- -	0.39%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ.投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	97.65%
親投資信託受益証券	0.39%
合計	98.05%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ.投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

(2021年3月末現在)

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(2021年3月末現在)

該当事項はありません。

(3)運用実績

純資産の推移

	純資産総額(百万円)		1口当りの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第5計算期間末 (2011年9月26日)	1,875	-	0.3976	-
第6計算期間末 (2012年9月25日)	1,610	-	0.4071	-
第7計算期間末 (2013年9月25日)	1,305	-	0.6527	-
第8計算期間末 (2014年9月25日)	4,594	-	0.7042	-
第9計算期間末 (2015年9月25日)	10,503	-	0.7963	-
第10計算期間末 (2016年9月26日)	21,701	-	0.7494	-
第11計算期間末 (2017年9月25日)	28,166	-	0.8990	-
第12計算期間末 (2018年9月25日)	37,794	-	0.9810	-
第13計算期間末 (2019年9月25日)	37,070	-	0.8666	-
2020年3月末日	33,830	-	0.8071	-
2020年4月末日	42,276	-	0.8419	-

2020年5月末日	47,144	-	0.9409	-
2020年6月末日	42,487	-	0.9417	-
2020年7月末日	42,704	-	0.9541	-
2020年8月末日	44,104	-	0.9933	-
第14計算期間末 (2020年9月25日)	44,503	-	1.0120	-
2020年9月末日	45,920	-	1.0441	-
2020年10月末日	45,403	-	1.0383	-
2020年11月末日	49,987	-	1.1653	-
2020年12月末日	43,571	-	1.1814	-
2021年1月末日	43,403	-	1.1933	-
2021年2月末日	43,159	-	1.2011	-
2021年3月末日	43,211	-	1.2051	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

分配の推移

該当事項はありません。

収益率の推移

期間	収益率
第5期(2010年9月28日～2011年9月26日)	8.8%
第6期(2011年9月27日～2012年9月25日)	2.4%
第7期(2012年9月26日～2013年9月25日)	60.3%
第8期(2013年9月26日～2014年9月25日)	7.9%
第9期(2014年9月26日～2015年9月25日)	13.1%
第10期(2015年9月26日～2016年9月26日)	5.9%
第11期(2016年9月27日～2017年9月25日)	20.0%
第12期(2017年9月26日～2018年9月25日)	9.1%
第13期(2018年9月26日～2019年9月25日)	11.7%
第14期(2019年9月26日～2020年9月25日)	16.8%
第15期中(2020年9月26日～2021年3月25日)	15.0%

(注) 収益率 = (当計算期末分配付基準価額 - 前計算期末分配付基準価額) ÷ 前計算期末分配付基準価額 × 100

(4) 設定及び解約の実績

期間	設定総額(円)	解約総額(円)
第5期(2010年9月28日～2011年9月26日)	1,065,139,568	4,449,712,030
第6期(2011年9月27日～2012年9月25日)	1,451,949,596	2,214,254,648
第7期(2012年9月26日～2013年9月25日)	582,706,649	2,537,722,187
第8期(2013年9月26日～2014年9月25日)	5,960,494,053	1,436,144,132
第9期(2014年9月26日～2015年9月25日)	11,829,659,270	5,162,624,523
第10期(2015年9月26日～2016年9月26日)	18,854,476,313	3,086,362,580
第11期(2016年9月27日～2017年9月25日)	12,551,439,628	10,179,999,803
第12期(2017年9月26日～2018年9月25日)	14,018,184,667	6,822,883,958
第13期(2018年9月26日～2019年9月25日)	8,823,573,556	4,574,554,035
第14期(2019年9月26日～2020年9月25日)	13,281,697,406	12,082,529,928
第15期中(2020年9月26日～2021年3月25日)	3,012,652,533	11,212,142,857

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

[前へ](#) [次へ](#)

S M B C ファンドラップ・日本中小型株

(1) 投資状況

(2021年3月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
親投資信託受益証券 (キャッシュ・マネジメント・マザーファンド)	日本	27,451,492	0.31%
投資信託受益証券	日本	8,623,202,864	97.91%
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		156,474,659	1.78%
純資産総額		8,807,129,015	100.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2021年3月末現在)

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	日興アセット / FOFs用日本中小型株F (適格機関投資家限定) 日本	投資信託受益証券 -	3,629,466,593	0.9654 3,504,102,297	1.2085 4,386,210,377	- -	49.80%
2	S B I / FOFs用日本中小型株F (適格機関投資家限定) 日本	投資信託受益証券 -	4,308,513,817	0.8261 3,559,471,569	0.9834 4,236,992,487	- -	48.11%
3	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券 -	27,029,827	1.0159 27,462,304	1.0156 27,451,492	- -	0.31%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	97.91%
親投資信託受益証券	0.31%
合計	98.22%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

(2021年3月末現在)

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(2021年3月末現在)

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

	純資産総額(百万円)		1口当りの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第5計算期間末 (2011年9月26日)	470	-	0.4981	-
第6計算期間末 (2012年9月25日)	401	-	0.4713	-
第7計算期間末 (2013年9月25日)	342	-	0.9149	-
第8計算期間末 (2014年9月25日)	2,021	-	0.9853	-
第9計算期間末 (2015年9月25日)	6,200	-	0.9825	-
第10計算期間末 (2016年9月26日)	8,447	-	1.1768	-
第11計算期間末 (2017年9月25日)	9,228	-	1.5455	-
第12計算期間末 (2018年9月25日)	11,343	-	1.7301	-
第13計算期間末 (2019年9月25日)	10,022	-	1.4562	-
2020年3月末日	8,632	-	1.2793	-
2020年4月末日	8,201	-	1.3560	-
2020年5月末日	9,110	-	1.5100	-
2020年6月末日	8,344	-	1.5498	-

2020年7月末日	8,198	-	1.5354	-
2020年8月末日	8,475	-	1.6007	-
第14計算期間末 (2020年9月25日)	8,855	-	1.6894	-
2020年9月末日	9,235	-	1.7619	-
2020年10月末日	9,037	-	1.7340	-
2020年11月末日	9,447	-	1.8481	-
2020年12月末日	8,420	-	1.9151	-
2021年1月末日	8,400	-	1.9378	-
2021年2月末日	8,284	-	1.9346	-
2021年3月末日	8,807	-	2.0620	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

分配の推移

該当事項はありません。

収益率の推移

期間	収益率
第5期(2010年9月28日～2011年9月26日)	0.6%
第6期(2011年9月27日～2012年9月25日)	5.4%
第7期(2012年9月26日～2013年9月25日)	94.1%
第8期(2013年9月26日～2014年9月25日)	7.7%
第9期(2014年9月26日～2015年9月25日)	0.3%
第10期(2015年9月26日～2016年9月26日)	19.8%
第11期(2016年9月27日～2017年9月25日)	31.3%
第12期(2017年9月26日～2018年9月25日)	11.9%
第13期(2018年9月26日～2019年9月25日)	15.8%
第14期(2019年9月26日～2020年9月25日)	16.0%
第15期中(2020年9月26日～2021年3月25日)	18.2%

(注) 収益率 = (当計算期末分配付基準価額 - 前計算期末分配付基準価額) ÷ 前計算期末分配付基準価額 × 100

(4) 設定及び解約の実績

期間	設定総額(円)	解約総額(円)
第5期(2010年9月28日～2011年9月26日)	372,347,957	826,969,195
第6期(2011年9月27日～2012年9月25日)	362,819,100	455,869,925
第7期(2012年9月26日～2013年9月25日)	115,951,264	594,216,195
第8期(2013年9月26日～2014年9月25日)	1,876,820,898	199,392,711
第9期(2014年9月26日～2015年9月25日)	5,153,245,689	893,558,566
第10期(2015年9月26日～2016年9月26日)	4,209,996,351	3,342,293,888
第11期(2016年9月27日～2017年9月25日)	2,794,504,021	4,002,229,232
第12期(2017年9月26日～2018年9月25日)	2,747,359,780	2,162,084,376
第13期(2018年9月26日～2019年9月25日)	1,406,205,999	1,080,348,392
第14期(2019年9月26日～2020年9月25日)	858,937,669	2,499,730,968
第15期中(2020年9月26日～2021年3月25日)	349,652,187	1,329,944,572

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

[前へ](#) [次へ](#)

S M B Cファンドラップ・米国株

(1)投資状況

(2021年3月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
親投資信託受益証券 (キャッシュ・マネジメント・マザーファンド)	日本	999,901	0.00%
投資信託受益証券	日本	60,350,724,742	97.79%
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		1,361,589,552	2.21%
純資産総額		61,713,314,195	100.00%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2021年3月末現在)

イ.主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	ティー・ロウ・プライス/FOF s用 米国ブルーチップ株式 ファンド(適格機関投資家専用) 日本	投資信託受益証券 -	33,462,363,011	1.0424 34,881,178,235	1.0643 35,613,992,952	- -	57.71%
2	ティー・ロウ・プライス/FOF s用 米国大型バリュー株式 ファンド(適格機関投資家専用) 日本	投資信託受益証券 -	21,510,201,557	1.0305 22,167,384,157	1.1500 24,736,731,790	- -	40.08%
3	キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド 日本	親投資信託受益 証券 -	984,543	1.0156 1,000,000	1.0156 999,901	- -	0.00%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ.投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	97.79%
親投資信託受益証券	0.00%
合計	97.79%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ.投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

(2021年3月末現在)

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(2021年3月末現在)

該当事項はありません。

(3)運用実績

純資産の推移

	純資産総額(百万円)		1口当りの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第5計算期間末 (2011年9月26日)	1,762	-	0.5578	-
第6計算期間末 (2012年9月25日)	1,579	-	0.7299	-
第7計算期間末 (2013年9月25日)	1,322	-	1.1374	-
第8計算期間末 (2014年9月25日)	5,536	-	1.4561	-
第9計算期間末 (2015年9月25日)	18,783	-	1.6056	-
第10計算期間末 (2016年9月26日)	29,112	-	1.4937	-
第11計算期間末 (2017年9月25日)	46,147	-	2.0089	-
第12計算期間末 (2018年9月25日)	66,872	-	2.4177	-
第13計算期間末 (2019年9月25日)	60,530	-	2.3739	-
2020年3月末日	50,870	-	2.0315	-
2020年4月末日	60,554	-	2.2876	-
2020年5月末日	63,686	-	2.4115	-

2020年6月末日	56,289	-	2.4340	-
2020年7月末日	58,155	-	2.5355	-
2020年8月末日	63,142	-	2.7758	-
第14計算期間末 (2020年9月25日)	57,404	-	2.5487	-
2020年9月末日	59,768	-	2.6534	-
2020年10月末日	59,072	-	2.6382	-
2020年11月末日	64,008	-	2.9111	-
2020年12月末日	57,460	-	2.9702	-
2021年1月末日	57,558	-	3.0175	-
2021年2月末日	60,439	-	3.2082	-
2021年3月末日	61,713	-	3.2860	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

分配の推移

該当事項はありません。

収益率の推移

期間	収益率
第5期(2010年9月28日～2011年9月26日)	8.0%
第6期(2011年9月27日～2012年9月25日)	30.9%
第7期(2012年9月26日～2013年9月25日)	55.8%
第8期(2013年9月26日～2014年9月25日)	28.0%
第9期(2014年9月26日～2015年9月25日)	10.3%
第10期(2015年9月26日～2016年9月26日)	7.0%
第11期(2016年9月27日～2017年9月25日)	34.5%
第12期(2017年9月26日～2018年9月25日)	20.3%
第13期(2018年9月26日～2019年9月25日)	1.8%
第14期(2019年9月26日～2020年9月25日)	7.4%
第15期中(2020年9月26日～2021年3月25日)	26.8%

(注) 収益率 = (当計算期末分配付基準価額 - 前計算期末分配付基準価額) ÷ 前計算期末分配付基準価額 × 100

(4) 設定及び解約の実績

期間	設定総額(円)	解約総額(円)
第5期(2010年9月28日～2011年9月26日)	948,382,782	3,068,784,142
第6期(2011年9月27日～2012年9月25日)	937,114,880	1,932,546,789
第7期(2012年9月26日～2013年9月25日)	289,893,562	1,290,986,466
第8期(2013年9月26日～2014年9月25日)	3,376,312,918	736,094,583
第9期(2014年9月26日～2015年9月25日)	9,627,474,849	1,731,611,617
第10期(2015年9月26日～2016年9月26日)	10,271,965,052	2,480,533,134
第11期(2016年9月27日～2017年9月25日)	9,295,643,901	5,813,700,221
第12期(2017年9月26日～2018年9月25日)	9,940,497,440	5,252,349,469
第13期(2018年9月26日～2019年9月25日)	3,619,252,156	5,781,226,666
第14期(2019年9月26日～2020年9月25日)	4,245,204,478	7,220,611,070
第15期中(2020年9月26日～2021年3月25日)	1,507,747,313	5,285,794,931

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

[前へ](#) [次へ](#)

S M B C ファンドラップ・欧州株

(1) 投資状況

(2021年3月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
親投資信託受益証券 (キャッシュ・マネジメント・マザーファンド)	日本	91,118,039	0.43%
投資信託受益証券	日本	20,645,670,100	97.95%
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		341,270,091	1.62%
純資産総額		21,078,058,230	100.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2021年3月末現在)

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	シュローダー / FOFs用欧州株F (適格機関投資家限定) 日本	投資信託受益証券 -	14,892,642,358	1.1337 16,884,033,176	1.3863 20,645,670,100	- -	97.95%
2	キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド 日本	親投資信託受益証券 -	89,718,432	1.0159 91,153,926	1.0156 91,118,039	- -	0.43%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	97.95%
親投資信託受益証券	0.43%
合計	98.38%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

(2021年3月末現在)

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(2021年3月末現在)

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

	純資産総額(百万円)		1口当りの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第5計算期間末 (2011年9月26日)	1,550	-	0.5069	-
第6計算期間末 (2012年9月25日)	1,488	-	0.6269	-
第7計算期間末 (2013年9月25日)	1,338	-	0.9512	-
第8計算期間末 (2014年9月25日)	5,148	-	1.0584	-
第9計算期間末 (2015年9月25日)	11,191	-	1.0344	-
第10計算期間末 (2016年9月26日)	14,609	-	0.9453	-
第11計算期間末 (2017年9月25日)	16,572	-	1.2375	-
第12計算期間末 (2018年9月25日)	20,187	-	1.2319	-
第13計算期間末 (2019年9月25日)	20,953	-	1.1021	-
2020年3月末日	16,958	-	0.9093	-
2020年4月末日	19,589	-	0.9670	-
2020年5月末日	20,765	-	1.0275	-
2020年6月末日	19,276	-	1.0836	-
2020年7月末日	20,552	-	1.1646	-
2020年8月末日	20,910	-	1.1951	-

第14計算期間末 (2020年9月25日)	19,583	-	1.1299	-
2020年9月末日	19,687	-	1.1366	-
2020年10月末日	18,423	-	1.0698	-
2020年11月末日	20,718	-	1.2248	-
2020年12月末日	20,058	-	1.2717	-
2021年1月末日	19,910	-	1.2802	-
2021年2月末日	20,618	-	1.3423	-
2021年3月末日	21,078	-	1.3766	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

分配の推移

該当事項はありません。

収益率の推移

期間	収益率
第5期(2010年9月28日～2011年9月26日)	15.7%
第6期(2011年9月27日～2012年9月25日)	23.7%
第7期(2012年9月26日～2013年9月25日)	51.7%
第8期(2013年9月26日～2014年9月25日)	11.3%
第9期(2014年9月26日～2015年9月25日)	2.3%
第10期(2015年9月26日～2016年9月26日)	8.6%
第11期(2016年9月27日～2017年9月25日)	30.9%
第12期(2017年9月26日～2018年9月25日)	0.5%
第13期(2018年9月26日～2019年9月25日)	10.5%
第14期(2019年9月26日～2020年9月25日)	2.5%
第15期中(2020年9月26日～2021年3月25日)	20.6%

(注) 収益率 = (当計算期末分配付基準価額 - 前計算期末分配付基準価額) ÷ 前計算期末分配付基準価額 × 100

(4) 設定及び解約の実績

期間	設定総額(円)	解約総額(円)
第5期(2010年9月28日～2011年9月26日)	629,905,219	3,423,398,918
第6期(2011年9月27日～2012年9月25日)	1,125,914,546	1,811,032,774
第7期(2012年9月26日～2013年9月25日)	565,113,556	1,531,649,047
第8期(2013年9月26日～2014年9月25日)	4,266,583,728	809,633,519
第9期(2014年9月26日～2015年9月25日)	10,144,295,452	4,189,344,571
第10期(2015年9月26日～2016年9月26日)	8,334,951,011	3,699,027,697
第11期(2016年9月27日～2017年9月25日)	5,998,726,005	8,061,988,500
第12期(2017年9月26日～2018年9月25日)	5,891,431,500	2,896,340,931
第13期(2018年9月26日～2019年9月25日)	4,623,331,838	1,997,927,892
第14期(2019年9月26日～2020年9月25日)	3,740,708,658	5,420,846,266
第15期中(2020年9月26日～2021年3月25日)	1,227,236,947	3,277,954,002

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

[前へ](#) [次へ](#)

S M B C ファンドラップ・新興国株

(1) 投資状況

(2021年3月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
親投資信託受益証券 (キャッシュ・マネジメント・マザーファンド)	日本	62,064,366	0.36%
投資信託受益証券	日本	8,155,794,045	47.48%
投資証券	ルクセンブルグ	8,641,376,323	50.31%
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		318,095,190	1.85%
純資産総額		17,177,329,924	100.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2021年3月末現在)

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	Amundi Funds Emerging Markets Equity Focus ルクセンブルグ	投資証券 -	35,632.872	188,129 6,703,594,627	242,511 8,641,376,323	- -	50.31%
2	G I M / FOFs用新興国株F(適 格機関投資家限定) 日本	投資信託受益証 券 -	5,174,667,880	1.2132 6,277,950,688	1.5761 8,155,794,045	- -	47.48%
3	キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド 日本	親投資信託受益 証券 -	61,111,034	1.0159 62,088,810	1.0156 62,064,366	- -	0.36%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資証券	50.31%
投資信託受益証券	47.48%
親投資信託受益証券	0.36%
合計	98.15%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

(2021年3月末現在)

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(2021年3月末現在)

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

	純資産総額(百万円)		1口当りの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第5計算期間末 (2011年9月26日)	667	-	0.6174	-
第6計算期間末 (2012年9月25日)	647	-	0.6509	-
第7計算期間末 (2013年9月25日)	482	-	0.8642	-
第8計算期間末 (2014年9月25日)	2,082	-	0.9574	-
第9計算期間末 (2015年9月25日)	4,801	-	0.8307	-
第10計算期間末 (2016年9月26日)	8,928	-	0.8320	-
第11計算期間末 (2017年9月25日)	12,929	-	1.1444	-
第12計算期間末 (2018年9月25日)	11,294	-	1.1076	-
第13計算期間末 (2019年9月25日)	15,511	-	1.0976	-
2020年3月末日	12,996	-	0.9337	-
2020年4月末日	15,619	-	0.9926	-

2020年5月末日	15,997	-	1.0197	-
2020年6月末日	15,665	-	1.1001	-
2020年7月末日	16,584	-	1.1749	-
2020年8月末日	17,248	-	1.2328	-
第14計算期間末 (2020年9月25日)	16,281	-	1.1754	-
2020年9月末日	16,340	-	1.1806	-
2020年10月末日	16,968	-	1.2332	-
2020年11月末日	18,226	-	1.3471	-
2020年12月末日	15,648	-	1.3735	-
2021年1月末日	16,952	-	1.5110	-
2021年2月末日	17,503	-	1.5794	-
2021年3月末日	17,177	-	1.5550	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

分配の推移

該当事項はありません。

収益率の推移

期間	収益率
第5期(2010年9月28日～2011年9月26日)	19.2%
第6期(2011年9月27日～2012年9月25日)	5.4%
第7期(2012年9月26日～2013年9月25日)	32.8%
第8期(2013年9月26日～2014年9月25日)	10.8%
第9期(2014年9月26日～2015年9月25日)	13.2%
第10期(2015年9月26日～2016年9月26日)	0.2%
第11期(2016年9月27日～2017年9月25日)	37.5%
第12期(2017年9月26日～2018年9月25日)	3.2%
第13期(2018年9月26日～2019年9月25日)	0.9%
第14期(2019年9月26日～2020年9月25日)	7.1%
第15期中(2020年9月26日～2021年3月25日)	29.8%

(注) 収益率 = (当計算期末分配付基準価額 - 前計算期末分配付基準価額) ÷ 前計算期末分配付基準価額 × 100

(4) 設定及び解約の実績

期間	設定総額(円)	解約総額(円)
第5期(2010年9月28日～2011年9月26日)	221,783,480	1,371,499,078
第6期(2011年9月27日～2012年9月25日)	565,265,196	651,673,284
第7期(2012年9月26日～2013年9月25日)	151,653,388	588,905,455
第8期(2013年9月26日～2014年9月25日)	1,875,504,990	258,083,667
第9期(2014年9月26日～2015年9月25日)	4,717,031,919	1,111,926,571
第10期(2015年9月26日～2016年9月26日)	6,337,337,896	1,386,141,829
第11期(2016年9月27日～2017年9月25日)	4,889,018,517	4,321,722,834
第12期(2017年9月26日～2018年9月25日)	4,711,378,951	5,812,104,073
第13期(2018年9月26日～2019年9月25日)	5,302,326,111	1,367,240,178
第14期(2019年9月26日～2020年9月25日)	3,415,625,338	3,696,763,808
第15期中(2020年9月26日～2021年3月25日)	889,484,572	3,718,628,899

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

[前へ](#) [次へ](#)

S M B C ファンドラップ・日本債

(1) 投資状況

(2021年3月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
親投資信託受益証券 (キャッシュ・マネジメント・マザーファンド)	日本	979,943,378	0.58%
投資信託受益証券	日本	166,206,386,658	97.76%
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		2,826,608,559	1.66%
純資産総額		170,012,938,595	100.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2021年3月末現在)

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	三井住友 / FOFs用日本債F(適格 機関投資家限定) 日本	投資信託受益証券 -	135,889,450,297	1.2252 166,500,080,880	1.2231 166,206,386,658	- -	97.76%
2	キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド 日本	親投資信託受益 証券 -	964,891,078	1.0159 980,329,335	1.0156 979,943,378	- -	0.58%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	97.76%
親投資信託受益証券	0.58%
合計	98.34%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

(2021年3月末現在)

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(2021年3月末現在)

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

	純資産総額(百万円)		1口当りの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第5計算期間末 (2011年9月26日)	4,506	-	1.0434	-
第6計算期間末 (2012年9月25日)	3,933	-	1.0585	-
第7計算期間末 (2013年9月25日)	2,427	-	1.0735	-
第8計算期間末 (2014年9月25日)	12,499	-	1.0924	-
第9計算期間末 (2015年9月25日)	43,082	-	1.1168	-
第10計算期間末 (2016年9月26日)	99,955	-	1.1724	-
第11計算期間末 (2017年9月25日)	149,029	-	1.1592	-
第12計算期間末 (2018年9月25日)	200,050	-	1.1491	-
第13計算期間末 (2019年9月25日)	202,210	-	1.1885	-
2020年3月末日	198,556	-	1.1689	-
2020年4月末日	174,075	-	1.1727	-
2020年5月末日	172,785	-	1.1686	-
2020年6月末日	180,958	-	1.1646	-
2020年7月末日	179,773	-	1.1655	-
2020年8月末日	177,477	-	1.1599	-

第14計算期間末 (2020年9月25日)	175,929	-	1.1645	-
2020年9月末日	175,713	-	1.1636	-
2020年10月末日	174,639	-	1.1635	-
2020年11月末日	171,541	-	1.1634	-
2020年12月末日	176,776	-	1.1641	-
2021年1月末日	173,830	-	1.1623	-
2021年2月末日	169,926	-	1.1534	-
2021年3月末日	170,012	-	1.1610	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

分配の推移

該当事項はありません。

収益率の推移

期間	収益率
第5期(2010年9月28日～2011年9月26日)	0.9%
第6期(2011年9月27日～2012年9月25日)	1.4%
第7期(2012年9月26日～2013年9月25日)	1.4%
第8期(2013年9月26日～2014年9月25日)	1.8%
第9期(2014年9月26日～2015年9月25日)	2.2%
第10期(2015年9月26日～2016年9月26日)	5.0%
第11期(2016年9月27日～2017年9月25日)	1.1%
第12期(2017年9月26日～2018年9月25日)	0.9%
第13期(2018年9月26日～2019年9月25日)	3.4%
第14期(2019年9月26日～2020年9月25日)	2.0%
第15期中(2020年9月26日～2021年3月25日)	0.1%

(注) 収益率 = (当計算期末分配付基準価額 - 前計算期末分配付基準価額) ÷ 前計算期末分配付基準価額 × 100

(4) 設定及び解約の実績

期間	設定総額(円)	解約総額(円)
第5期(2010年9月28日～2011年9月26日)	2,241,474,324	4,222,990,731
第6期(2011年9月27日～2012年9月25日)	2,153,400,728	2,755,990,457
第7期(2012年9月26日～2013年9月25日)	1,153,071,537	2,608,024,866
第8期(2013年9月26日～2014年9月25日)	10,393,646,857	1,212,712,988
第9期(2014年9月26日～2015年9月25日)	32,148,449,089	5,014,576,827
第10期(2015年9月26日～2016年9月26日)	58,070,879,899	11,386,937,383
第11期(2016年9月27日～2017年9月25日)	68,102,838,215	24,801,398,504
第12期(2017年9月26日～2018年9月25日)	69,664,771,041	24,128,405,649
第13期(2018年9月26日～2019年9月25日)	23,859,983,267	27,818,584,273
第14期(2019年9月26日～2020年9月25日)	26,479,413,570	45,535,641,172
第15期中(2020年9月26日～2021年3月25日)	17,854,301,773	22,720,436,281

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

[前へ](#) [次へ](#)

S M B C ファンドラップ・米国債

(1) 投資状況

(2021年3月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
親投資信託受益証券 (キャッシュ・マネジメント・マザーファンド)	日本	139,009,810	0.44%
投資信託受益証券	日本	30,627,441,649	97.70%
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		580,972,013	1.85%
純資産総額		31,347,423,472	100.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2021年3月末現在)

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	ブラックロック / FOFs用米国債 F (適格機関投資家限定) 日本	投資信託受益証 券 -	21,022,336,227	1.4394 30,261,336,032	1.4569 30,627,441,649	- -	97.70%
2	キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド 日本	親投資信託受益 証券 -	136,874,567	1.0159 139,064,560	1.0156 139,009,810	- -	0.44%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	97.70%
親投資信託受益証券	0.44%
合計	98.15%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

(2021年3月末現在)

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(2021年3月末現在)

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

	純資産総額(百万円)		1口当りの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第5計算期間末 (2011年9月26日)	1,244	-	0.7384	-
第6計算期間末 (2012年9月25日)	1,146	-	0.7826	-
第7計算期間末 (2013年9月25日)	896	-	0.9600	-
第8計算期間末 (2014年9月25日)	3,555	-	1.0831	-
第9計算期間末 (2015年9月25日)	11,328	-	1.2201	-
第10計算期間末 (2016年9月26日)	14,992	-	1.0750	-
第11計算期間末 (2017年9月25日)	16,954	-	1.1863	-
第12計算期間末 (2018年9月25日)	23,317	-	1.1645	-
第13計算期間末 (2019年9月25日)	29,163	-	1.2202	-
2020年3月末日	29,199	-	1.2391	-
2020年4月末日	30,651	-	1.2663	-
2020年5月末日	31,011	-	1.2843	-
2020年6月末日	32,089	-	1.2898	-
2020年7月末日	31,650	-	1.2814	-
2020年8月末日	31,611	-	1.2901	-

第14計算期間末 (2020年9月25日)	31,042	-	1.2797	-
2020年9月末日	30,961	-	1.2772	-
2020年10月末日	30,515	-	1.2647	-
2020年11月末日	30,123	-	1.2661	-
2020年12月末日	31,647	-	1.2652	-
2021年1月末日	31,291	-	1.2665	-
2021年2月末日	30,849	-	1.2648	-
2021年3月末日	31,347	-	1.2916	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

分配の推移

該当事項はありません。

収益率の推移

期間	収益率
第5期(2010年9月28日～2011年9月26日)	4.6%
第6期(2011年9月27日～2012年9月25日)	6.0%
第7期(2012年9月26日～2013年9月25日)	22.7%
第8期(2013年9月26日～2014年9月25日)	12.8%
第9期(2014年9月26日～2015年9月25日)	12.6%
第10期(2015年9月26日～2016年9月26日)	11.9%
第11期(2016年9月27日～2017年9月25日)	10.4%
第12期(2017年9月26日～2018年9月25日)	1.8%
第13期(2018年9月26日～2019年9月25日)	4.8%
第14期(2019年9月26日～2020年9月25日)	4.9%
第15期中(2020年9月26日～2021年3月25日)	0.2%

(注) 収益率 = (当計算期末分配付基準価額 - 前計算期末分配付基準価額) ÷ 前計算期末分配付基準価額 × 100

(4) 設定及び解約の実績

期間	設定総額(円)	解約総額(円)
第5期(2010年9月28日～2011年9月26日)	615,878,625	1,926,168,220
第6期(2011年9月27日～2012年9月25日)	805,087,600	1,026,169,237
第7期(2012年9月26日～2013年9月25日)	305,493,136	835,897,478
第8期(2013年9月26日～2014年9月25日)	2,983,993,163	635,322,839
第9期(2014年9月26日～2015年9月25日)	7,531,764,914	1,529,487,777
第10期(2015年9月26日～2016年9月26日)	8,030,873,913	3,369,580,985
第11期(2016年9月27日～2017年9月25日)	6,463,211,471	6,117,737,725
第12期(2017年9月26日～2018年9月25日)	8,406,059,475	2,674,351,594
第13期(2018年9月26日～2019年9月25日)	6,506,757,893	2,629,432,710
第14期(2019年9月26日～2020年9月25日)	4,420,446,060	4,064,158,126
第15期中(2020年9月26日～2021年3月25日)	3,733,627,592	3,763,761,881

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

[前へ](#) [次へ](#)

S M B C ファンドラップ・欧州債

(1) 投資状況

(2021年3月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
親投資信託受益証券 (キャッシュ・マネジメント・マザーファンド)	日本	69,407,375	0.76%
投資信託受益証券	日本	8,992,196,912	97.93%
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		120,401,388	1.31%
純資産総額		9,182,005,675	100.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2021年3月末現在)

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	ドイツ / FOFs用欧州債F (適格機関投資家限定) 日本	投資信託受益証券 -	6,434,948,413	1.3285 8,549,390,768	1.3974 8,992,196,912	- -	97.93%
2	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券 -	68,341,252	1.0159 69,434,712	1.0156 69,407,375	- -	0.76%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	97.93%
親投資信託受益証券	0.76%
合計	98.69%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

(2021年3月末現在)

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(2021年3月末現在)

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

	純資産総額(百万円)		1口当りの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第5計算期間末 (2011年9月26日)	1,709	-	0.7743	-
第6計算期間末 (2012年9月25日)	1,314	-	0.8323	-
第7計算期間末 (2013年9月25日)	800	-	1.0981	-
第8計算期間末 (2014年9月25日)	2,914	-	1.2564	-
第9計算期間末 (2015年9月25日)	9,591	-	1.2663	-
第10計算期間末 (2016年9月26日)	11,873	-	1.1077	-
第11計算期間末 (2017年9月25日)	14,341	-	1.2686	-
第12計算期間末 (2018年9月25日)	17,257	-	1.2494	-
第13計算期間末 (2019年9月25日)	13,807	-	1.2207	-
2020年3月末日	13,358	-	1.1973	-
2020年4月末日	8,579	-	1.1728	-
2020年5月末日	8,805	-	1.2066	-
2020年6月末日	9,353	-	1.2325	-
2020年7月末日	9,645	-	1.2801	-
2020年8月末日	9,698	-	1.2973	-

第14計算期間末 (2020年9月25日)	9,418	-	1.2726	-
2020年9月末日	9,428	-	1.2746	-
2020年10月末日	9,420	-	1.2796	-
2020年11月末日	9,466	-	1.3054	-
2020年12月末日	9,448	-	1.3346	-
2021年1月末日	9,277	-	1.3268	-
2021年2月末日	9,214	-	1.3348	-
2021年3月末日	9,182	-	1.3365	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

分配の推移

該当事項はありません。

収益率の推移

期間	収益率
第5期(2010年9月28日～2011年9月26日)	7.4%
第6期(2011年9月27日～2012年9月25日)	7.5%
第7期(2012年9月26日～2013年9月25日)	31.9%
第8期(2013年9月26日～2014年9月25日)	14.4%
第9期(2014年9月26日～2015年9月25日)	0.8%
第10期(2015年9月26日～2016年9月26日)	12.5%
第11期(2016年9月27日～2017年9月25日)	14.5%
第12期(2017年9月26日～2018年9月25日)	1.5%
第13期(2018年9月26日～2019年9月25日)	2.3%
第14期(2019年9月26日～2020年9月25日)	4.3%
第15期中(2020年9月26日～2021年3月25日)	4.5%

(注) 収益率 = (当計算期末分配付基準価額 - 前計算期末分配付基準価額) ÷ 前計算期末分配付基準価額 × 100

(4) 設定及び解約の実績

期間	設定総額(円)	解約総額(円)
第5期(2010年9月28日～2011年9月26日)	674,454,922	3,237,678,386
第6期(2011年9月27日～2012年9月25日)	655,935,046	1,284,870,172
第7期(2012年9月26日～2013年9月25日)	175,159,339	1,024,928,462
第8期(2013年9月26日～2014年9月25日)	2,126,137,585	535,695,574
第9期(2014年9月26日～2015年9月25日)	6,255,700,992	1,001,189,104
第10期(2015年9月26日～2016年9月26日)	6,159,701,744	3,014,546,927
第11期(2016年9月27日～2017年9月25日)	5,020,313,353	4,435,021,912
第12期(2017年9月26日～2018年9月25日)	5,147,656,502	2,639,517,782
第13期(2018年9月26日～2019年9月25日)	2,495,631,602	4,996,750,017
第14期(2019年9月26日～2020年9月25日)	1,418,773,301	5,328,677,962
第15期中(2020年9月26日～2021年3月25日)	605,933,215	1,149,699,911

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

[前へ](#) [次へ](#)

S M B C ファンドラップ・新興国債

(1) 投資状況

(2021年3月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
親投資信託受益証券 (キャッシュ・マネジメント・マザーファンド)	日本	55,815,369	0.44%
投資信託受益証券	日本	12,425,956,869	98.03%
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		193,615,039	1.53%
純資産総額		12,675,387,277	100.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2021年3月末現在)

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	FOFs用新興国債F(適格機関投資家限定) 日本	投資信託受益証券 -	5,868,497,624	2.0164 11,833,708,309	2.1174 12,425,956,869	- -	98.03%
2	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券 -	54,958,024	1.0159 55,837,352	1.0156 55,815,369	- -	0.44%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	98.03%
親投資信託受益証券	0.44%
合計	98.47%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

(2021年3月末現在)

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(2021年3月末現在)

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

	純資産総額(百万円)		1口当りの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第5計算期間末 (2011年9月26日)	321	-	0.8771	-
第6計算期間末 (2012年9月25日)	372	-	1.0416	-
第7計算期間末 (2013年9月25日)	324	-	1.2710	-
第8計算期間末 (2014年9月25日)	1,526	-	1.5223	-
第9計算期間末 (2015年9月25日)	4,610	-	1.6624	-
第10計算期間末 (2016年9月26日)	6,653	-	1.6181	-
第11計算期間末 (2017年9月25日)	8,504	-	1.8609	-
第12計算期間末 (2018年9月25日)	11,067	-	1.7742	-
第13計算期間末 (2019年9月25日)	13,671	-	1.8987	-
2020年3月末日	11,540	-	1.6305	-
2020年4月末日	12,274	-	1.6530	-
2020年5月末日	13,328	-	1.7996	-
2020年6月末日	12,956	-	1.8564	-
2020年7月末日	13,028	-	1.8811	-
2020年8月末日	13,270	-	1.9311	-

第14計算期間末 (2020年9月25日)	12,842	-	1.8862	-
2020年9月末日	12,801	-	1.8813	-
2020年10月末日	12,630	-	1.8659	-
2020年11月末日	12,915	-	1.9391	-
2020年12月末日	13,001	-	1.9693	-
2021年1月末日	12,742	-	1.9571	-
2021年2月末日	12,591	-	1.9582	-
2021年3月末日	12,675	-	1.9788	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

分配の推移

該当事項はありません。

収益率の推移

期間	収益率
第5期(2010年9月28日～2011年9月26日)	5.3%
第6期(2011年9月27日～2012年9月25日)	18.8%
第7期(2012年9月26日～2013年9月25日)	22.0%
第8期(2013年9月26日～2014年9月25日)	19.8%
第9期(2014年9月26日～2015年9月25日)	9.2%
第10期(2015年9月26日～2016年9月26日)	2.7%
第11期(2016年9月27日～2017年9月25日)	15.0%
第12期(2017年9月26日～2018年9月25日)	4.7%
第13期(2018年9月26日～2019年9月25日)	7.0%
第14期(2019年9月26日～2020年9月25日)	0.7%
第15期中(2020年9月26日～2021年3月25日)	4.2%

(注) 収益率 = (当計算期末分配付基準価額 - 前計算期末分配付基準価額) ÷ 前計算期末分配付基準価額 × 100

(4) 設定及び解約の実績

期間	設定総額(円)	解約総額(円)
第5期(2010年9月28日～2011年9月26日)	103,872,701	1,120,882,127
第6期(2011年9月27日～2012年9月25日)	201,989,501	210,968,276
第7期(2012年9月26日～2013年9月25日)	114,003,137	216,117,849
第8期(2013年9月26日～2014年9月25日)	877,336,740	129,738,884
第9期(2014年9月26日～2015年9月25日)	2,216,009,337	445,651,148
第10期(2015年9月26日～2016年9月26日)	1,991,992,112	653,620,687
第11期(2016年9月27日～2017年9月25日)	1,792,277,094	1,333,922,647
第12期(2017年9月26日～2018年9月25日)	2,551,024,081	883,227,354
第13期(2018年9月26日～2019年9月25日)	1,897,477,489	935,016,281
第14期(2019年9月26日～2020年9月25日)	1,167,512,280	1,559,118,668
第15期中(2020年9月26日～2021年3月25日)	659,682,903	1,075,137,301

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

[前へ](#) [次へ](#)

S M B C ファンドラップ・J-REIT

(1) 投資状況

(2021年3月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
親投資信託受益証券 (キャッシュ・マネジメント・マザーファンド)	日本	999,606	0.01%
投資信託受益証券	日本	9,885,882,969	98.39%
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		161,180,090	1.60%
純資産総額		10,048,062,665	100.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2021年3月末現在)

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	S M D A M / F O F s 用 J - R E I T (適格機関投資家限定) 日本	投資信託受益証 券	8,103,182,762	1.0365 8,399,689,360	1.2200 9,885,882,969	- -	98.39%
2	キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド 日本	親投資信託受益 証券	984,252	1.0159 1,000,000	1.0156 999,606	- -	0.01%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	98.39%
親投資信託受益証券	0.01%
合計	98.40%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

(2021年3月末現在)

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(2021年3月末現在)

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

	純資産総額(百万円)		1口当りの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第5計算期間末 (2011年9月26日)	198	-	0.5515	-
第6計算期間末 (2012年9月25日)	187	-	0.6276	-
第7計算期間末 (2013年9月25日)	265	-	0.9520	-
第8計算期間末 (2014年9月25日)	1,249	-	1.0794	-
第9計算期間末 (2015年9月25日)	3,419	-	1.1259	-
第10計算期間末 (2016年9月26日)	5,269	-	1.2714	-
第11計算期間末 (2017年9月25日)	6,384	-	1.2114	-
第12計算期間末 (2018年9月25日)	9,496	-	1.3288	-
第13計算期間末 (2019年9月25日)	8,829	-	1.6875	-
2020年3月末日	6,960	-	1.3551	-
2020年4月末日	8,175	-	1.3257	-
2020年5月末日	8,697	-	1.4143	-
2020年6月末日	8,585	-	1.3801	-
2020年7月末日	8,863	-	1.4360	-
2020年8月末日	8,982	-	1.4670	-

第14計算期間末 (2020年9月25日)	8,690	-	1.4345	-
2020年9月末日	8,865	-	1.4635	-
2020年10月末日	8,327	-	1.3823	-
2020年11月末日	8,355	-	1.4137	-
2020年12月末日	9,147	-	1.4830	-
2021年1月末日	9,360	-	1.5394	-
2021年2月末日	9,988	-	1.6644	-
2021年3月末日	10,048	-	1.6803	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

分配の推移

該当事項はありません。

収益率の推移

期間	収益率
第5期(2010年9月28日～2011年9月26日)	4.1%
第6期(2011年9月27日～2012年9月25日)	13.8%
第7期(2012年9月26日～2013年9月25日)	51.7%
第8期(2013年9月26日～2014年9月25日)	13.4%
第9期(2014年9月26日～2015年9月25日)	4.3%
第10期(2015年9月26日～2016年9月26日)	12.9%
第11期(2016年9月27日～2017年9月25日)	4.7%
第12期(2017年9月26日～2018年9月25日)	9.7%
第13期(2018年9月26日～2019年9月25日)	27.0%
第14期(2019年9月26日～2020年9月25日)	15.0%
第15期中(2020年9月26日～2021年3月25日)	14.5%

(注) 収益率 = (当計算期末分配付基準価額 - 前計算期末分配付基準価額) ÷ 前計算期末分配付基準価額 × 100

(4) 設定及び解約の実績

期間	設定総額(円)	解約総額(円)
第5期(2010年9月28日～2011年9月26日)	70,517,082	405,736,885
第6期(2011年9月27日～2012年9月25日)	115,873,969	176,625,218
第7期(2012年9月26日～2013年9月25日)	187,255,398	207,152,340
第8期(2013年9月26日～2014年9月25日)	1,021,722,943	143,603,764
第9期(2014年9月26日～2015年9月25日)	2,434,878,534	555,253,500
第10期(2015年9月26日～2016年9月26日)	2,229,042,823	1,121,177,594
第11期(2016年9月27日～2017年9月25日)	2,332,084,681	1,205,899,052
第12期(2017年9月26日～2018年9月25日)	2,821,106,605	945,522,826
第13期(2018年9月26日～2019年9月25日)	1,297,820,190	3,211,896,121
第14期(2019年9月26日～2020年9月25日)	2,004,324,047	1,178,238,024
第15期中(2020年9月26日～2021年3月25日)	844,084,504	935,087,259

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

[前へ](#) [次へ](#)

S M B C ファンドラップ・G-REIT

(1) 投資状況

(2021年3月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
親投資信託受益証券 (キャッシュ・マネジメント・マザーファンド)	日本	94,469,246	0.53%
投資信託受益証券	日本	17,440,838,995	97.85%
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		288,263,908	1.62%
純資産総額		17,823,572,149	100.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2021年3月末現在)

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	大和住銀/プリンシパルF0Fs用 外国リートF(適格機関投資家 限定) 日本	投資信託受益証 券	13,889,335,825	1.0009 13,902,491,907	1.2557 17,440,838,995	- -	97.85%
2	キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド 日本	親投資信託受益証 券	93,018,163	1.0159 94,506,453	1.0156 94,469,246	- -	0.53%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	97.85%
親投資信託受益証券	0.53%
合計	98.38%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

(2021年3月末現在)

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(2021年3月末現在)

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

	純資産総額(百万円)		1口当りの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第5計算期間末 (2011年9月26日)	419	-	0.4347	-
第6計算期間末 (2012年9月25日)	416	-	0.5770	-
第7計算期間末 (2013年9月25日)	394	-	0.7513	-
第8計算期間末 (2014年9月25日)	1,993	-	0.9176	-
第9計算期間末 (2015年9月25日)	3,561	-	1.0417	-
第10計算期間末 (2016年9月26日)	5,314	-	1.0058	-
第11計算期間末 (2017年9月25日)	7,311	-	1.0785	-
第12計算期間末 (2018年9月25日)	10,592	-	1.1241	-
第13計算期間末 (2019年9月25日)	13,891	-	1.2554	-
2020年3月末日	10,636	-	0.9777	-
2020年4月末日	15,698	-	1.0043	-
2020年5月末日	16,215	-	1.0401	-
2020年6月末日	15,285	-	1.0277	-
2020年7月末日	15,859	-	1.0744	-
2020年8月末日	16,239	-	1.1091	-

第14計算期間末 (2020年9月25日)	14,878	-	1.0260	-
2020年9月末日	15,448	-	1.0660	-
2020年10月末日	14,584	-	1.0120	-
2020年11月末日	16,214	-	1.1433	-
2020年12月末日	16,349	-	1.1443	-
2021年1月末日	16,131	-	1.1448	-
2021年2月末日	17,022	-	1.2234	-
2021年3月末日	17,823	-	1.2862	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

分配の推移

該当事項はありません。

収益率の推移

期間	収益率
第5期(2010年9月28日～2011年9月26日)	13.5%
第6期(2011年9月27日～2012年9月25日)	32.7%
第7期(2012年9月26日～2013年9月25日)	30.2%
第8期(2013年9月26日～2014年9月25日)	22.1%
第9期(2014年9月26日～2015年9月25日)	13.5%
第10期(2015年9月26日～2016年9月26日)	3.4%
第11期(2016年9月27日～2017年9月25日)	7.2%
第12期(2017年9月26日～2018年9月25日)	4.2%
第13期(2018年9月26日～2019年9月25日)	11.7%
第14期(2019年9月26日～2020年9月25日)	18.3%
第15期中(2020年9月26日～2021年3月25日)	21.9%

(注) 収益率 = (当計算期末分配付基準価額 - 前計算期末分配付基準価額) ÷ 前計算期末分配付基準価額 × 100

(4) 設定及び解約の実績

期間	設定総額(円)	解約総額(円)
第5期(2010年9月28日～2011年9月26日)	219,326,574	978,677,754
第6期(2011年9月27日～2012年9月25日)	289,152,143	532,707,203
第7期(2012年9月26日～2013年9月25日)	277,157,479	474,034,343
第8期(2013年9月26日～2014年9月25日)	2,002,729,647	354,509,243
第9期(2014年9月26日～2015年9月25日)	3,544,858,731	2,298,678,836
第10期(2015年9月26日～2016年9月26日)	2,817,555,866	952,877,270
第11期(2016年9月27日～2017年9月25日)	3,069,326,999	1,573,367,873
第12期(2017年9月26日～2018年9月25日)	3,888,669,255	1,244,864,008
第13期(2018年9月26日～2019年9月25日)	3,238,772,117	1,596,884,423
第14期(2019年9月26日～2020年9月25日)	6,130,540,634	2,694,297,859
第15期中(2020年9月26日～2021年3月25日)	1,556,994,779	2,225,741,520

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

[前へ](#) [次へ](#)

S M B C ファンドラップ・コモディティ

(1) 投資状況

(2021年3月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
親投資信託受益証券 (キャッシュ・マネジメント・マザーファンド)	日本	31,363,818	0.57%
投資信託受益証券	日本	5,364,918,436	97.68%
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		95,988,802	1.75%
純資産総額		5,492,271,056	100.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2021年3月末現在)

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	パインブリッジ / FOFs用コモ ディティF(適格機関投資家限 定) 日本	投資信託受益証 券	12,375,821,075	0.3557 4,402,945,293	0.4335 5,364,918,436	- -	97.68%
2	キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド 日本	親投資信託受益 証券	30,882,058	1.0159 31,376,170	1.0156 31,363,818	- -	0.57%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	97.68%
親投資信託受益証券	0.57%
合計	98.25%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

(2021年3月末現在)

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(2021年3月末現在)

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

	純資産総額(百万円)		1口当りの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第5計算期間末 (2011年9月26日)	197	-	0.5774	-
第6計算期間末 (2012年9月25日)	183	-	0.5601	-
第7計算期間末 (2013年9月25日)	127	-	0.6043	-
第8計算期間末 (2014年9月25日)	501	-	0.6063	-
第9計算期間末 (2015年9月25日)	1,604	-	0.5011	-
第10計算期間末 (2016年9月26日)	2,559	-	0.4091	-
第11計算期間末 (2017年9月25日)	3,302	-	0.4438	-
第12計算期間末 (2018年9月25日)	4,503	-	0.4355	-
第13計算期間末 (2019年9月25日)	4,300	-	0.3969	-
2020年3月末日	3,496	-	0.3275	-
2020年4月末日	4,490	-	0.3196	-
2020年5月末日	4,621	-	0.3299	-
2020年6月末日	4,795	-	0.3318	-
2020年7月末日	5,071	-	0.3534	-
2020年8月末日	5,320	-	0.3738	-

第14計算期間末 (2020年9月25日)	5,112	-	0.3628	-
2020年9月末日	5,121	-	0.3638	-
2020年10月末日	5,070	-	0.3620	-
2020年11月末日	5,190	-	0.3764	-
2020年12月末日	4,961	-	0.3850	-
2021年1月末日	5,106	-	0.4021	-
2021年2月末日	5,530	-	0.4411	-
2021年3月末日	5,492	-	0.4402	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

分配の推移

該当事項はありません。

収益率の推移

期間	収益率
第5期(2010年9月28日～2011年9月26日)	0.2%
第6期(2011年9月27日～2012年9月25日)	3.0%
第7期(2012年9月26日～2013年9月25日)	7.9%
第8期(2013年9月26日～2014年9月25日)	0.3%
第9期(2014年9月26日～2015年9月25日)	17.4%
第10期(2015年9月26日～2016年9月26日)	18.4%
第11期(2016年9月27日～2017年9月25日)	8.5%
第12期(2017年9月26日～2018年9月25日)	1.9%
第13期(2018年9月26日～2019年9月25日)	8.9%
第14期(2019年9月26日～2020年9月25日)	8.6%
第15期中(2020年9月26日～2021年3月25日)	19.1%

(注) 収益率 = (当計算期末分配付基準価額 - 前計算期末分配付基準価額) ÷ 前計算期末分配付基準価額 × 100

(4) 設定及び解約の実績

期間	設定総額(円)	解約総額(円)
第5期(2010年9月28日～2011年9月26日)	72,371,353	367,509,592
第6期(2011年9月27日～2012年9月25日)	162,520,466	177,280,816
第7期(2012年9月26日～2013年9月25日)	78,929,707	196,136,328
第8期(2013年9月26日～2014年9月25日)	729,336,509	112,844,647
第9期(2014年9月26日～2015年9月25日)	2,772,394,864	397,210,733
第10期(2015年9月26日～2016年9月26日)	3,789,624,413	736,012,193
第11期(2016年9月27日～2017年9月25日)	3,016,399,788	1,830,200,530
第12期(2017年9月26日～2018年9月25日)	4,247,996,753	1,348,814,885
第13期(2018年9月26日～2019年9月25日)	1,616,481,976	1,122,130,202
第14期(2019年9月26日～2020年9月25日)	5,208,159,748	1,954,078,859
第15期中(2020年9月26日～2021年3月25日)	903,614,907	2,536,691,075

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

[前へ](#) [次へ](#)

S M B Cファンドラップ・ヘッジファンド

(1)投資状況

(2021年3月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
親投資信託受益証券 (キャッシュ・マネジメント・マザーファンド)	日本	316,071,872	0.55%
投資信託受益証券	日本	56,614,583,543	97.66%
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		1,038,131,198	1.79%
純資産総額		57,968,786,613	100.00%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2021年3月末現在)

イ.主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	ノムラFOFs用・日本株IPストラ テジー・ベータヘッジ戦略ファン ド(適格機関投資家専用) 日本	投資信託受益証券 -	28,314,746,335	1.0077 28,535,418,286	0.9948 28,167,509,654	- -	48.59%
2	SMDAM/FOFs用日本グ ロー株MN(適格機関投資家 限定) 日本	投資信託受益証券 -	13,833,859,435	1.0706 14,811,223,669	1.0661 14,748,277,543	- -	25.44%
3	SOMPO/FOFs用日本株MN(適格 機関投資家限定) 日本	投資信託受益証券 -	15,426,572,462	0.8646 13,338,599,576	0.8880 13,698,796,346	- -	23.63%
4	キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド 日本	親投資信託受益 証券 -	311,216,889	1.0159 316,196,359	1.0156 316,071,872	- -	0.55%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ.投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	97.66%
親投資信託受益証券	0.55%
合計	98.21%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ.投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

(2021年3月末現在)

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(2021年3月末現在)

該当事項はありません。

(3)運用実績

純資産の推移

	純資産総額(百万円)		1口当りの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第5計算期間末 (2011年9月26日)	966	-	0.9556	-
第6計算期間末 (2012年9月25日)	789	-	0.9583	-
第7計算期間末 (2013年9月25日)	719	-	1.0016	-
第8計算期間末 (2014年9月25日)	3,084	-	1.0278	-
第9計算期間末 (2015年9月25日)	10,427	-	1.0395	-
第10計算期間末 (2016年9月26日)	27,708	-	0.9984	-
第11計算期間末 (2017年9月25日)	41,700	-	1.0243	-
第12計算期間末 (2018年9月25日)	54,609	-	1.0325	-

第13計算期間末 (2019年9月25日)	54,414	-	1.0134	-
2020年3月末日	54,517	-	1.0161	-
2020年4月末日	58,743	-	0.9966	-
2020年5月末日	58,318	-	0.9932	-
2020年6月末日	62,278	-	1.0010	-
2020年7月末日	61,704	-	1.0032	-
2020年8月末日	60,290	-	0.9919	-
第14計算期間末 (2020年9月25日)	59,164	-	0.9876	-
2020年9月末日	59,150	-	0.9884	-
2020年10月末日	58,864	-	0.9896	-
2020年11月末日	57,607	-	0.9876	-
2020年12月末日	59,867	-	0.9799	-
2021年1月末日	59,677	-	0.9921	-
2021年2月末日	57,899	-	0.9756	-
2021年3月末日	57,968	-	0.9845	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨てて表記しております。

分配の推移

該当事項はありません。

収益率の推移

期間	収益率
第5期(2010年9月28日～2011年9月26日)	1.3%
第6期(2011年9月27日～2012年9月25日)	0.3%
第7期(2012年9月26日～2013年9月25日)	4.5%
第8期(2013年9月26日～2014年9月25日)	2.6%
第9期(2014年9月26日～2015年9月25日)	1.1%
第10期(2015年9月26日～2016年9月26日)	4.0%
第11期(2016年9月27日～2017年9月25日)	2.6%
第12期(2017年9月26日～2018年9月25日)	0.8%
第13期(2018年9月26日～2019年9月25日)	1.8%
第14期(2019年9月26日～2020年9月25日)	2.5%
第15期中(2020年9月26日～2021年3月25日)	0.4%

(注) 収益率 = (当計算期末分配付基準価額 - 前計算期末分配付基準価額) ÷ 前計算期末分配付基準価額 × 100

(4) 設定及び解約の実績

期間	設定総額(円)	解約総額(円)
第5期(2010年9月28日～2011年9月26日)	251,671,066	1,060,980,235
第6期(2011年9月27日～2012年9月25日)	435,402,073	623,223,508
第7期(2012年9月26日～2013年9月25日)	446,069,780	551,520,164
第8期(2013年9月26日～2014年9月25日)	2,607,950,952	324,960,239
第9期(2014年9月26日～2015年9月25日)	8,310,306,138	1,280,535,123
第10期(2015年9月26日～2016年9月26日)	20,886,799,408	3,163,434,651
第11期(2016年9月27日～2017年9月25日)	21,077,497,557	8,119,522,073
第12期(2017年9月26日～2018年9月25日)	20,258,985,094	8,082,013,714
第13期(2018年9月26日～2019年9月25日)	8,404,576,891	7,600,551,949
第14期(2019年9月26日～2020年9月25日)	17,138,835,687	10,923,887,735
第15期中(2020年9月26日～2021年3月25日)	8,117,527,138	9,232,893,025

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

[前へ](#) [次へ](#)

（参考）マザーファンドの運用状況

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

（1）投資状況

（2021年3月末現在）

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
地方債証券	日本	100,167,700	2.14%
特殊債券	日本	1,950,316,270	41.60%
社債券	日本	501,055,900	10.69%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		2,136,446,728	45.57%
純資産総額		4,687,986,598	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（2）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

（2021年3月末現在）

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	1政保地方公共8年 日本	特殊債券 -	700,000,000	100.38 702,681,000	100.25 701,812,300	0.5760 2021/09/24	14.97%
2	15 政保中部空港 日本	特殊債券 -	456,000,000	100.94 460,318,320	100.84 459,866,880	0.9000 2022/03/15	9.81%
3	149 政保道路機構 日本	特殊債券 -	260,000,000	101.01 262,644,200	100.65 261,710,020	1.0000 2021/11/30	5.58%
4	135 政保道路機構 日本	特殊債券 -	130,000,000	100.95 131,244,100	100.17 130,231,270	1.1000 2021/05/31	2.78%
5	14 政保政策投資B 日本	特殊債券 -	100,000,000	101.78 101,783,000	100.93 100,934,500	2.1000 2021/09/13	2.15%
6	34 東京瓦斯 日本	社債券 -	100,000,000	100.61 100,614,000	100.49 100,497,600	1.0640 2021/09/22	2.14%
7	145 政保道路機構 日本	特殊債券 -	100,000,000	101.01 101,010,000	100.48 100,487,700	1.0000 2021/09/30	2.14%
8	32 西日本旅客鉄 日本	社債券 -	100,000,000	100.55 100,551,000	100.47 100,477,600	1.1310 2021/09/09	2.14%
9	23-1 横浜市公債 日本	地方債証券 -	100,000,000	100.40 100,405,000	100.16 100,167,700	1.1890 2021/05/24	2.14%
10	20 ダイキン工業 日本	社債券 -	100,000,000	100.14 100,145,000	100.11 100,110,300	0.3810 2021/07/30	2.14%
11	43 三菱UFJリース 日本	社債券 -	100,000,000	100.05 100,052,000	100.00 100,000,000	0.0600 2021/10/25	2.13%
12	58 日本学生支援 日本	特殊債券 -	100,000,000	100.03 100,030,000	100.00 100,000,000	0.0010 2022/02/18	2.13%
13	23 リコーリース 日本	社債券 -	100,000,000	100.04 100,044,000	99.97 99,970,400	0.0500 2021/09/24	2.13%
14	137 政保道路機構 日本	特殊債券 -	95,000,000	100.98 95,934,800	100.28 95,273,600	1.2000 2021/06/30	2.03%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
特殊債券	41.60%
社債券	10.69%
地方債証券	2.14%
合計	54.43%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

（2021年3月末現在）

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

（2021年3月末現在）

該当事項はありません。

（参考情報）

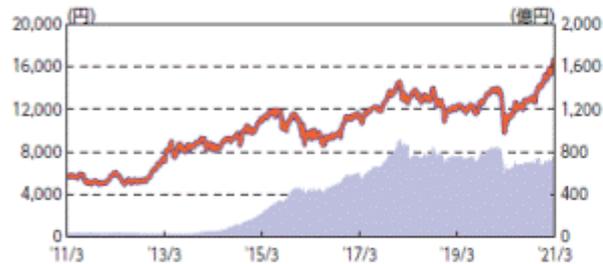
2021年3月31日 現在

《基準価額・純資産の推移》（2011年3月31日～2021年3月31日）

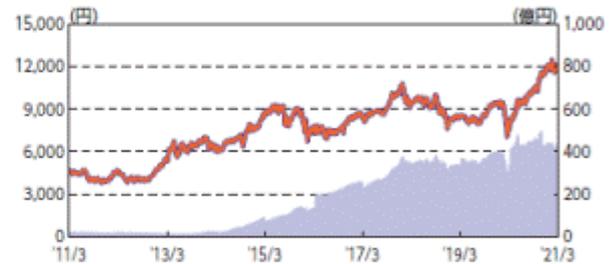
■ 純資産総額：右目盛
 ■ 基準価額：左目盛
 ■ 分配金再投資基準価額：左目盛

*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと計算しております。

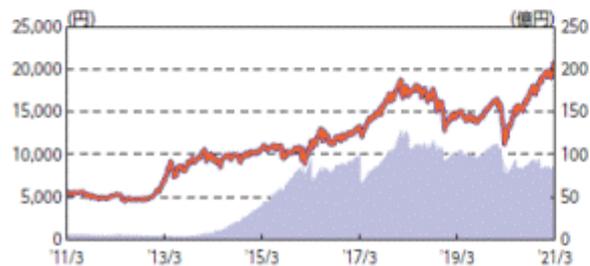
FW日本バリュー株



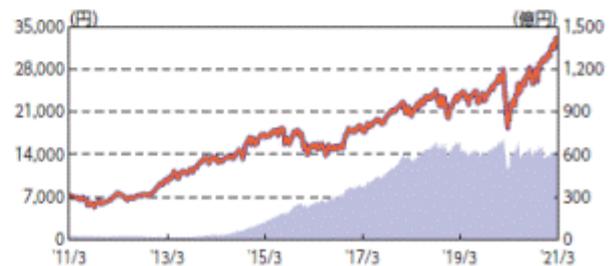
FW日本グロース株



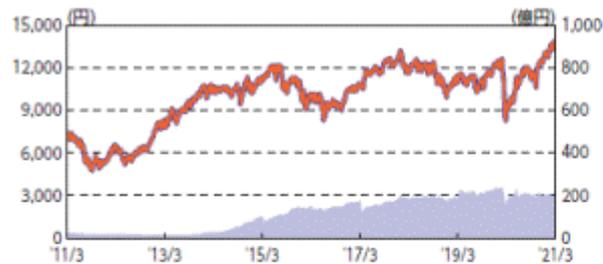
FW日本中小型株



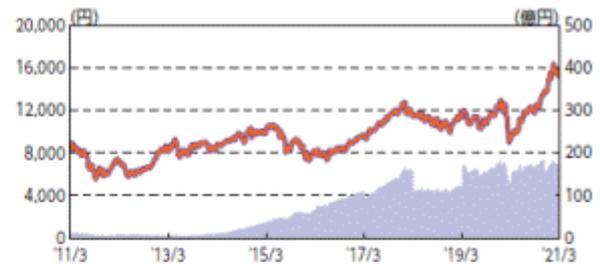
FW米国株



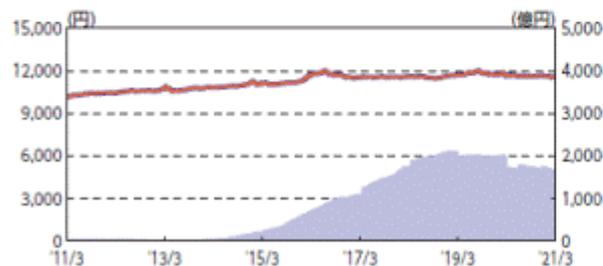
FW欧州株



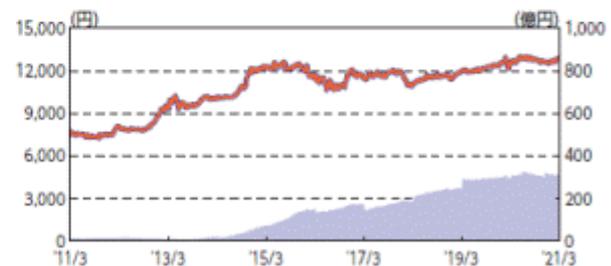
FW新興国株



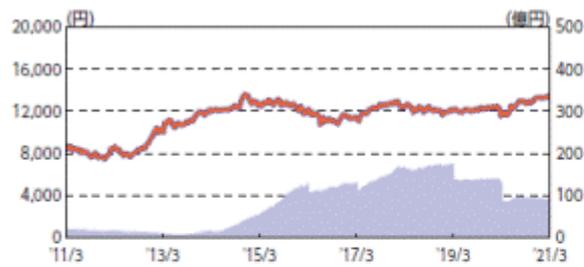
FW日本債



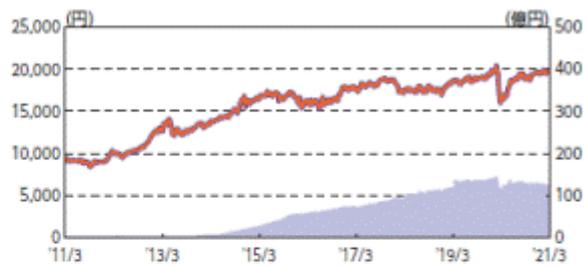
FW米国債



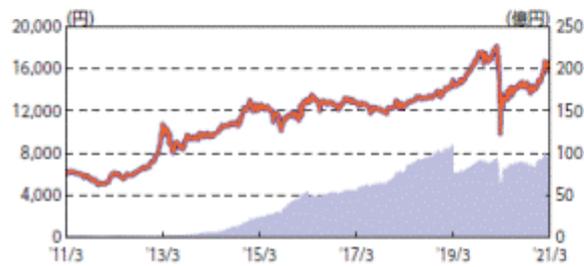
FW欧州債



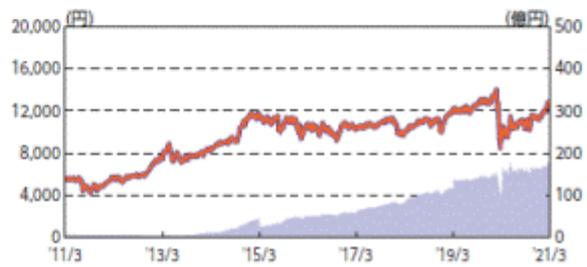
FW新興国債



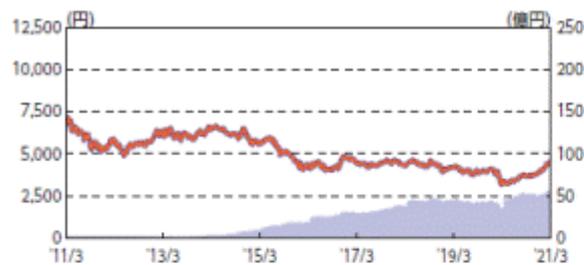
FWJ-REIT



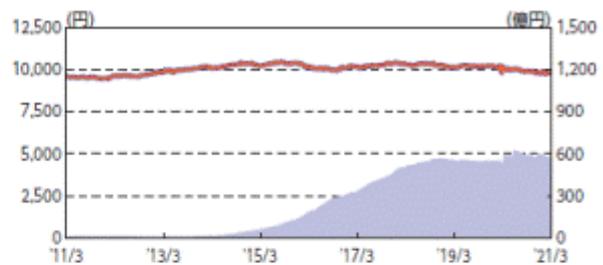
FWG-REIT



FWコモディティ



FWヘッジファンド



〈分配の推移〉

	FW日本バリュー株	FW日本グロース株	FW日本中小型株	FW米国株	FW欧州株	FW新興国株	FW日本債
2020年 9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2019年 9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2018年 9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2017年 9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2016年 9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
設定未累計	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

	FW米国債	FW欧州債	FW新興国債	FWJ-REIT	FWG-REIT	FWコモディティ	FWヘッジファンド
2020年 9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2019年 9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2018年 9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2017年 9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2016年 9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
設定未累計	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

*分配金は1万円当たり、税引前

〈主要な資産の状況〉

FW日本バリュー株

投資銘柄	投資比率
SMDAM/FOFs用日本バリュー株F (適格機関投資家限定)	97.7%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.0%

FW日本グロース株

投資銘柄	投資比率
ノムラFOFs用・ジャパン・アクティブ・グロース (適格機関投資家専用)	77.8%
ティー・ロウ・プライス/FOFs用 日本株式ファンド (適格機関投資家専用)	19.9%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.4%

FW日本中小型株

投資銘柄	投資比率
日興アセット/FOFs用日本中小型株F (適格機関投資家限定)	49.8%
SBI/FOFs用日本中小型株F (適格機関投資家限定)	48.1%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.3%

FW米国株

投資銘柄	投資比率
ティー・ロウ・プライス/FOFs米国ブルーチップ株式ファンド (適格機関投資家専用)	57.7%
ティー・ロウ・プライス/FOFs米国大型バリュー株式ファンド (適格機関投資家専用)	40.1%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.0%

FW欧州株

投資銘柄	投資比率
シュローダー/FOFs用欧州株F (適格機関投資家限定)	97.9%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.4%

FW新興国株

投資銘柄	投資比率
Amundi Funds Emerging Markets Equity Focus	50.3%
GIM/FOFs用新興国株F (適格機関投資家限定)	47.5%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.4%

FW日本債

投資銘柄	投資比率
三井住友/FOFs用日本債F (適格機関投資家限定)	97.8%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.6%

FW米国債

投資銘柄	投資比率
ブラックロック/FOFs用米国債F (適格機関投資家限定)	97.7%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.4%

FW欧州債

投資銘柄	投資比率
ドイツェ/FOFs用欧州債F (適格機関投資家限定)	97.9%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.8%

FW新興国債

投資銘柄	投資比率
FOFs用新興国債F (適格機関投資家限定)	98.0%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.4%

FWJ-REIT

投資銘柄	投資比率
SMDAM/FOFs用J-REIT (適格機関投資家限定)	98.4%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.0%

FWG-REIT

投資銘柄	投資比率
大和住銀/プリンシパルFOFs用外国リートF (適格機関投資家限定)	97.9%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.5%

FWコモディティ

投資銘柄	投資比率
バインブリッジ/FOFs用コモディティF (適格機関投資家限定)	97.7%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.6%

FWヘッジファンド

投資銘柄	投資比率
ノムラFOFs用・日本株ストラテジー・ベータヘッジ戦略ファンド (適格機関投資家専用)	48.6%
SMDAM/FOFs用日本グロース株MN (適格機関投資家限定)	25.4%
SOMPO/FOFs用日本株MN (適格機関投資家限定)	23.6%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.5%

■参考情報(上位10銘柄)

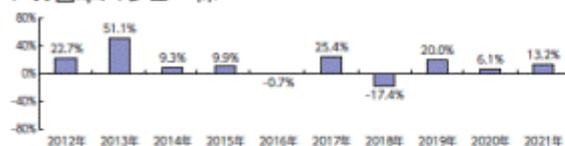
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

	投資銘柄	種別	投資比率
1	1 政保地方公共8年	特殊債券	15.0%
2	15 政保中部空港	特殊債券	9.8%
3	149 政保道路機構	特殊債券	5.6%
4	135 政保道路機構	特殊債券	2.8%
5	14 政保政策投資B	特殊債券	2.2%
6	34 東京瓦斯	社債券	2.1%
7	145 政保道路機構	特殊債券	2.1%
8	32 西日本旅客鉄	社債券	2.1%
9	23-1 横浜市公債	地方債証券	2.1%
10	20 ダイキン工業	社債券	2.1%

*投資比率は全て純資産総額対比

《年間収益率の推移》

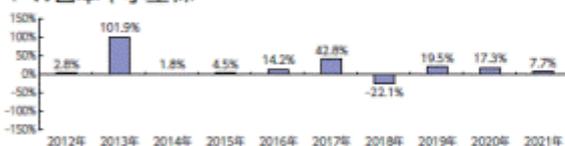
FW日本バリュー株



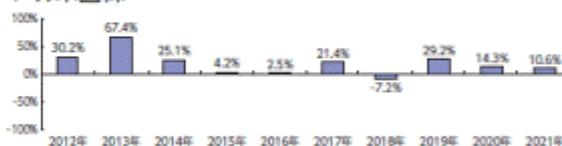
FW日本グロース株



FW日本中小型株



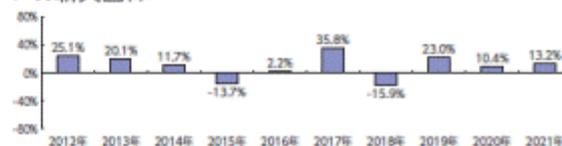
FW米国株



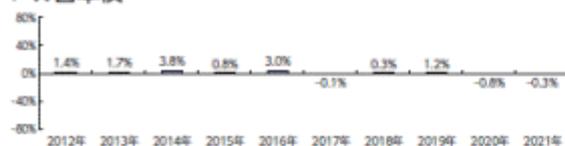
FW欧州株



FW新興国株



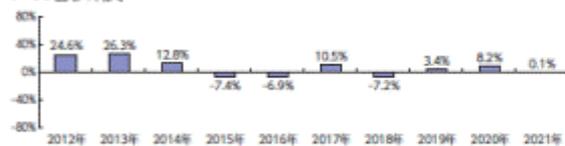
FW日本債



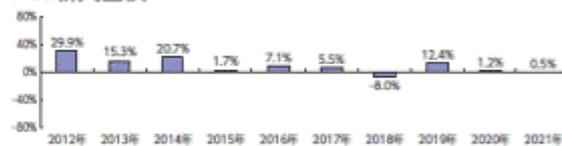
FW米国債



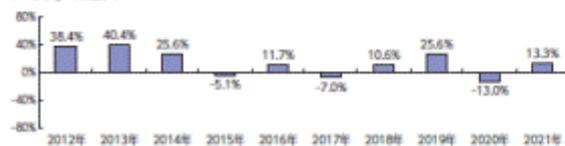
FW欧州債



FW新興国債



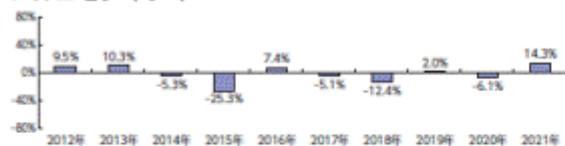
FWJ-REIT



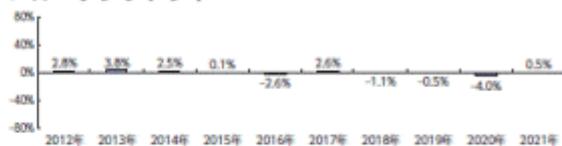
FWG-REIT



FWコモディティ



FWヘッジファンド



*ファンドの収益率は暦年ベースで表示しております。但し、2021年は3月末までの収益率です。

*ファンドの年間収益率は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しております。

*ファンドには、ベンチマークはありません。

- ・ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

[前へ](#)

第2【管理及び運営】

原届出書の内容は下記事項の内容に訂正されます。

1 申込（販売）手続等

イ 申込方法

（イ）ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

（ロ）原則として午後3時までに取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、組入投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

（ハ）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

（ニ）申込不可日

上記にかかわらず、各ファンドにつき、取得申込日が以下の申込不可日に当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

ファンド名	申込不可日
F W米国株	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ ニューヨークの銀行の休業日 ・ 翌営業日がニューヨーク証券取引所の休業日 ・ 翌営業日がニューヨークの銀行の休業日
F W欧州株	<ul style="list-style-type: none"> ・ 英国証券取引所の休業日 ・ ロンドンの銀行の休業日 ・ 翌営業日が英国証券取引所の休業日 ・ 翌営業日がロンドンの銀行の休業日
F W新興国株	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ ニューヨークの銀行の休業日 ・ 英国証券取引所の休業日 ・ ルクセンブルグの銀行の休業日 ・ 12月24日 ・ 翌営業日がニューヨーク証券取引所の休業日 ・ 翌営業日がニューヨークの銀行の休業日 ・ 翌営業日が英国証券取引所の休業日 ・ 翌営業日がルクセンブルグの銀行の休業日 ・ 翌営業日が12月24日

F W米国債	<ul style="list-style-type: none"> ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・その他米国債券市場の休業日 ・翌営業日がニューヨーク証券取引所の休業日 ・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日 ・翌営業日がその他米国債券市場の休業日
F W欧州債	<ul style="list-style-type: none"> ・ロンドンの銀行の休業日 ・翌営業日がロンドンの銀行の休業日
F W新興国債	<ul style="list-style-type: none"> ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・英国証券取引所の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日 ・翌営業日がニューヨーク証券取引所の休業日 ・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日 ・翌営業日が英国証券取引所の休業日 ・翌営業日がロンドンの銀行の休業日
F W G-REIT	<ul style="list-style-type: none"> ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・翌営業日がニューヨーク証券取引所の休業日
F Wコモディティ	<ul style="list-style-type: none"> ・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日 ・ブルームバーグ商品指数の算出・公表されない日 ・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日 ・翌営業日がロンドンの銀行の休業日 ・翌営業日がブルームバーグ商品指数の算出・公表されない日

F W日本バリュー株、F W日本グロース株、F W日本中小型株、F W日本債、F W J-REIT、F Wヘッジファンドは、申込不可日はありません。

申込不可日は上記ファンドが主要投資対象とする指定投資信託証券の変更に伴い変更される場合があります。

(ホ) 当ファンドは、S M B Cファンドラップに係る契約に基づき、投資一任口座の資金を運用するためのファンドであり、当ファンドの取得申込者は、原則として販売会社において投資一任口座を開設した方に限るものとします。

商品性の維持等を目的に委託会社または販売会社が当ファンドを買付ける場合があります。

ロ 申込価額

各ファンドにつき、以下の通りとします。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ファンド名	申込価額
F W日本バリュー株 F W日本グロース株 F W日本中小型株 F W日本債 F W J-REIT F Wヘッジファンド	取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

F W米国株 F W欧州株 F W新興国株 F W米国債 F W欧州債 F W新興国債 F WG-REIT F Wコモディティ	取得申込受付日の翌々営業日の基準価額となります。
--	--------------------------

八 申込手数料

ありません。

二 申込単位

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前9時～午後5時(土、日、祝・休日を除く)までとさせていただきます。

へ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、各ファンドにつき、以下の申込金額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

ファンド名	申込金額
F W日本バリュー株 F W日本グロース株 F W日本中小型株 F W日本債 F WJ-REIT F Wヘッジファンド	取得申込受付日の翌営業日の基準価額 × 申込口数
F W米国株 F W欧州株 F W新興国株 F W米国債 F W欧州債 F W新興国債 F WG-REIT F Wコモディティ	取得申込受付日の翌々営業日の基準価額 × 申込口数

2 換金(解約)手続等

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求(一部解約の実行請求)により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

ただし、各ファンドにつき、以下の申込不可日に当たる場合には、解約請求の受け付けは行いません。

ファンド名	申込不可日
F W米国株	<ul style="list-style-type: none"> ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・翌営業日がニューヨーク証券取引所の休業日 ・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日
F W欧州株	<ul style="list-style-type: none"> ・英国証券取引所の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日 ・翌営業日が英国証券取引所の休業日 ・翌営業日がロンドンの銀行の休業日
F W新興国株	<ul style="list-style-type: none"> ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・英国証券取引所の休業日 ・ルクセンブルクの銀行の休業日 ・12月24日 ・翌営業日がニューヨーク証券取引所の休業日 ・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日 ・翌営業日が英国証券取引所の休業日 ・翌営業日がルクセンブルクの銀行の休業日 ・翌営業日が12月24日
F W米国債	<ul style="list-style-type: none"> ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・その他米国債券市場の休業日 ・翌営業日がニューヨーク証券取引所の休業日 ・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日 ・翌営業日 その他米国債券市場の休業日
F W欧州債	<ul style="list-style-type: none"> ・ロンドンの銀行の休業日 ・翌営業日がロンドンの銀行の休業日
F W新興国債	<ul style="list-style-type: none"> ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・英国証券取引所の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日 ・翌営業日がニューヨーク証券取引所の休業日 ・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日 ・翌営業日が英国証券取引所の休業日 ・翌営業日がロンドンの銀行の休業日
F WG-REIT	<ul style="list-style-type: none"> ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・翌営業日がニューヨーク証券取引所の休業日
F Wコモディティ	<ul style="list-style-type: none"> ・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日 ・ブルームバーグ商品指数の算出・公表されない日 ・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日 ・翌営業日がロンドンの銀行の休業日 ・翌営業日がブルームバーグ商品指数の算出・公表されない日

F W日本バリュー株、F W日本グロース株、F W日本中小型株、F W日本債、F WJ-REIT、F Wヘッジファンドは、申込不可日はありません。

申込不可日は上記ファンドが主要投資対象とする指定投資信託証券の変更に伴い変更される場合があります。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、各ファンドにつき、解約請求受付日から起算して以下の日からお支払いします。

ファンド名	一部解約金支払開始日
FW日本バリュー株 FW日本グロース株 FW日本中小型株 FW米国株 FW欧州株 FW日本債 FW米国債 FW欧州債 FW新興国債 FWJ-REIT FWG-REIT FWヘッジファンド	6営業日目
FW新興国株 FWコモディティ	7営業日目

一部解約価額は、各ファンドにつき、以下の基準価額となります。

ファンド名	一部解約価額
FW日本バリュー株 FW日本グロース株 FW日本中小型株 FW日本債 FWJ-REIT FWヘッジファンド	解約請求受付日の翌営業日の基準価額
FW米国株 FW欧州株 FW新興国株 FW米国債 FW欧州債 FW新興国債 FWG-REIT FWコモディティ	解約請求受付日の翌々営業日の基準価額

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、組入投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。(基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。)なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとし、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<主要投資対象の評価方法>

有価証券等	評価方法
指定投資信託証券	指定投資信託証券が国内籍の場合は、原則として、基準価額計算日の前営業日の基準価額で評価します。また、指定投資信託証券が外国籍の場合は、原則として、基準価額計算日に知り得る直近の純資産額(上場されている場合は、その主たる取引所における最終相場)で評価します。

□ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、以下の通り掲載されます。

ファンド名	掲載名	ファンド名	掲載名
F W日本バリュー株	F W日バ	F W米国債	F W米債
F W日本グロース株	F W日グ	F W欧州債	F W欧債
F W日本中小型株	F W中小	F W新興国債	F W興債
F W米国株	F W米株	F WJ-REIT	F W J R
F W欧州株	F W欧株	F WG-REIT	F W G R
F W新興国株	F W興株	F Wコモディティ	F Wコモ
F W日本債	F W日債	F Wヘッジファンド	F W H F

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友D Sアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、原則として午前9時～午後5時(土、日、祝・休日を除く)までとさせていただきます。

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

2007年2月20日から下記「(5) その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

(4) 計算期間

毎年9月26日から翌年9月25日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) その他

イ 信託の終了

(イ) 信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、各ファンドの残存口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - b. 委託会社は、上記aの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - c. 上記bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - d. 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
 - e. 委託会社は、当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - f. 上記c～eまでの取扱いは、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記cの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- (ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令
- 委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い
- 委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。
- (ニ) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い
- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。
 - b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
 - c. 委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ロ 収益分配金、償還金の支払い
- (イ) 収益分配金
- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
 - b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(ロ) 償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払われます。

八 信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、(イ)の信託約款の変更をしません。
- (ホ) 委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

二 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更が行われる場合において、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間内に委託会社に異議を述べた受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約(名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの)は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれから、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

へ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は毎決算後、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書(全体版)および運用報告書(全体版)の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。なお、運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページで閲覧できます。

4 受益者の権利等

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」の記載をご参照ください。

ニ 信託約款変更等に対する異議申立権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約(監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。)または重大な信託約款の変更を行おうとする場合において、当該解約または信託約款変更に関する異議のある受益者は、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間中に異議を申し立てることができます。異議を申し立てた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の過半数となる場合は、当該解約または信託約款変更は行われません。

当該解約または信託約款変更が行われる場合において、前述の異議を申し立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1 財務諸表

原届出書の「1 財務諸表」の末尾に、下記事項が追加されます。

中間財務諸表

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載されている金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2020年9月26日から2021年3月25日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

[次へ](#)

S M B C ファンドラップ・日本バリュー株

(1) 中間貸借対照表

区分	当中間計算期間末 2021年3月25日現在 金額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,979,119,806
投資信託受益証券	71,562,266,659
親投資信託受益証券	999,606
未収入金	19,755,023
流動資産合計	73,562,141,094
資産合計	73,562,141,094
負債の部	
流動負債	
未払解約金	165,294,810
未払受託者報酬	11,572,851
未払委託者報酬	96,440,830
その他未払費用	788,539
流動負債合計	274,097,030
負債合計	274,097,030
純資産の部	
元本等	
元本	45,640,898,978
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	27,647,145,086
（分配準備積立金）	9,451,614,379
元本等合計	73,288,044,064
純資産合計	73,288,044,064
負債純資産合計	73,562,141,094

(2) 中間損益及び剰余金計算書

区分	当中間計算期間 自 2020年9月26日 至 2021年3月25日 金額（円）
営業収益	
受取利息	14,650
有価証券売買等損益	16,329,770,853
営業収益合計	16,329,785,503
営業費用	
支払利息	290,114
受託者報酬	11,572,851
委託者報酬	96,440,830

その他費用	788,543
営業費用合計	109,092,338
営業利益又は営業損失()	16,220,693,165
経常利益又は経常損失()	16,220,693,165
中間純利益又は中間純損失()	16,220,693,165
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	1,831,673,666
期首剰余金又は期首欠損金()	14,891,169,009
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,695,615,029
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,695,615,029
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,328,658,451
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,328,658,451
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金()	27,647,145,086

[次へ](#)

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当中間計算期間
	自 2020年9月26日 至 2021年3月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	当中間計算期間末 2021年3月25日現在
1. 元本状況	
期首元本額	53,766,293,426円
期中追加設定元本額	3,780,386,996円
期中一部解約元本額	11,905,781,444円
2. 受益権の総数	45,640,898,978口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

当中間計算期間(自 2020年9月26日 至 2021年3月25日)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	当中間計算期間末 2021年3月25日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価として おります。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末(2021年3月25日現在)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	当中間計算期間末 2021年3月25日現在
1口当たり純資産額	1.6058円 「1口 = 1円(10,000口 = 16,058円)」

[前へ](#) [次へ](#)

<参考>

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

(1) 貸借対照表

区分	2021年3月25日現在 金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,130,942,849
地方債証券	100,186,800
特殊債券	2,950,683,135
社債券	501,054,400
未収利息	5,275,061
前払費用	4,184,195
流動資産合計	4,692,326,440
資産合計	4,692,326,440
負債の部	
流動負債	
未払解約金	4,925,688
流動負債合計	4,925,688
負債合計	4,925,688
純資産の部	
元本等	
元本	4,615,496,294
剰余金	
剰余金又は欠損金()	71,904,458
元本等合計	4,687,400,752
純資産合計	4,687,400,752
負債純資産合計	4,692,326,440

[前へ](#) [次へ](#)

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2020年9月26日 至 2021年3月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	2021年3月25日現在
1. 元本状況	
開示対象ファンドの計算期間の期首における当該親投資信託の元本額	4,417,496,539円
期中追加設定元本額	2,392,518,668円
期中一部解約元本額	2,194,518,913円
元本の内訳	
S M B C ファンドラップ・日本バリュー株	984,252円
S M B C ファンドラップ・J-REIT	984,252円
S M B C ファンドラップ・G-REIT	93,018,163円
S M B C ファンドラップ・ヘッジファンド	311,216,889円
S M B C ファンドラップ・米国株	984,543円
S M B C ファンドラップ・欧州株	89,718,432円
S M B C ファンドラップ・新興国株	61,111,034円
S M B C ファンドラップ・コモディティ	30,882,058円
S M B C ファンドラップ・米国債	136,874,567円
S M B C ファンドラップ・欧州債	68,341,252円
S M B C ファンドラップ・新興国債	54,958,024円
S M B C ファンドラップ・日本グロース株	167,596,581円
S M B C ファンドラップ・日本中小型株	27,029,827円
S M B C ファンドラップ・日本債	964,891,078円
エマーシング・ボンド・ファンド・円コース（毎月分配型）	36,545,313円
エマーシング・ボンド・ファンド・豪ドルコース（毎月分配型）	130,604,200円
エマーシング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース（毎月分配型）	6,059,780円
エマーシング・ボンド・ファンド・ブラジルリアルコース（毎月分配型）	146,670,647円
エマーシング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース（毎月分配型）	5,392,215円
エマーシング・ボンド・ファンド・トルコリラコース（毎月分配型）	47,173,770円
エマーシング・ボンド・ファンド（マネープールファンド）	266,414,399円
大和住銀 中国株式ファンド（マネー・ポートフォリオ）	75,194,605円
エマーシング・ボンド・ファンド・中国元コース（毎月分配型）	1,339,775円
日本株厳選ファンド・円コース	270,889円
日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース	18,658,181円
日本株厳選ファンド・豪ドルコース	679,887円
日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース	9,783円
日本株225・米ドルコース	49,237円
日本株225・ブラジルリアルコース	393,895円
日本株225・豪ドルコース	147,711円
日本株225・資源3通貨コース	49,237円
グローバルCBオープン・高金利通貨コース	598,533円
グローバルCBオープン・円コース	827,757円
グローバルCBオープン（マネープールファンド）	1,943,569円
オーストラリア高配当株プレミアム（毎月分配型）	1,057,457円
スマート・ストラテジー・ファンド（毎月決算型）	12,541,581円
スマート・ストラテジー・ファンド（年2回決算型）	4,566,053円
カナダ高配当株ツイン（毎月分配型）	66,417,109円
日本株厳選ファンド・米ドルコース	196,696円
日本株厳選ファンド・メキシコペソコース	196,696円
日本株厳選ファンド・トルコリラコース	196,696円

エマージング・ボンド・ファンド・カナダドルコース(毎月分配型)	320,670円
エマージング・ボンド・ファンド・メキシコペソコース(毎月分配型)	2,042,379円
カナダ高配当株ファンド	984円
米国短期社債戦略ファンド2017-03(為替ヘッジあり)	1,751,754円
世界リアルアセット・バランス(毎月決算型)	1,451,601円
世界リアルアセット・バランス(資産成長型)	2,567,864円
米国分散投資戦略ファンド(1倍コース)	453,839,142円
米国分散投資戦略ファンド(3倍コース)	1,219,630,201円
米国分散投資戦略ファンド(5倍コース)	445,153円
グローバルDX関連株式ファンド(予想分配金提示型)	295,276円
グローバルDX関連株式ファンド(資産成長型)	1,968,504円
大和住銀マルチ・ストラテジー・ファンド(ヘッジ付)(適格機関投資家限定)	98,396,143円
合計	4,615,496,294円
2. 受益権の総数	4,615,496,294口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	2021年3月25日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(2021年3月25日現在)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

2021年3月25日現在	
1口当たり純資産額	1.0156円 「1口 = 1円(10,000口 = 10,156円)」

[前へ](#) [次へ](#)

S M B C ファンドラップ・日本グロース株

(1) 中間貸借対照表

区分	当中間計算期間末 2021年3月25日現在 金額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	988,430,209
投資信託受益証券	40,607,283,370
親投資信託受益証券	170,211,087
未収入金	10,831,289
流動資産合計	41,776,755,955
資産合計	41,776,755,955
負債の部	
流動負債	
未払解約金	92,777,030
未払受託者報酬	7,327,771
未払委託者報酬	61,065,055
その他未払費用	675,339
流動負債合計	161,845,195
負債合計	161,845,195
純資産の部	
元本等	
元本	35,774,465,430
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	5,840,445,330
（分配準備積立金）	5,309,054,264
元本等合計	41,614,910,760
純資産合計	41,614,910,760
負債純資産合計	41,776,755,955

(2) 中間損益及び剰余金計算書

区分	当中間計算期間 自 2020年9月26日 至 2021年3月25日 金額（円）
営業収益	
受取利息	9,092
有価証券売買等損益	6,577,285,563
営業収益合計	6,577,294,655
営業費用	
支払利息	176,141
受託者報酬	7,327,771
委託者報酬	61,065,055

その他費用	675,342
営業費用合計	69,244,309
営業利益又は営業損失()	6,508,050,346
経常利益又は経常損失()	6,508,050,346
中間純利益又は中間純損失()	6,508,050,346
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	1,461,068,688
期首剰余金又は期首欠損金()	529,832,367
剰余金増加額又は欠損金減少額	426,509,726
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	426,509,726
剰余金減少額又は欠損金増加額	162,878,421
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	162,878,421
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金()	5,840,445,330

[前へ](#) [次へ](#)

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当中間計算期間
	自 2020年9月26日 至 2021年3月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	当中間計算期間末 2021年3月25日現在
1. 元本状況	
期首元本額	43,973,955,754円
期中追加設定元本額	3,012,652,533円
期中一部解約元本額	11,212,142,857円
2. 受益権の総数	35,774,465,430口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

当中間計算期間(自 2020年9月26日 至 2021年3月25日)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	当中間計算期間末 2021年3月25日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価として おります。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末(2021年3月25日現在)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	当中間計算期間末 2021年3月25日現在
1口当たり純資産額	1.1633円 「1口 = 1円(10,000口 = 11,633円)」

<参考>

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

同マザーファンドの状況は、前記「SMB Cファンドラップ・日本バリュー株」に記載のとおりであります。

[前へ](#) [次へ](#)

S M B C ファンドラップ・日本中小型株

(1) 中間貸借対照表

区分	当中間計算期間末 2021年3月25日現在 金額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	184,229,628
投資信託受益証券	8,329,004,569
親投資信託受益証券	27,451,492
未収入金	2,330,248
流動資産合計	8,543,015,937
資産合計	8,543,015,937
負債の部	
流動負債	
未払解約金	18,880,876
未払受託者報酬	1,430,626
未払委託者報酬	11,922,264
その他未払費用	286,048
流動負債合計	32,519,814
負債合計	32,519,814
純資産の部	
元本等	
元本	4,261,365,490
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	4,249,130,633
（分配準備積立金）	1,168,316,492
元本等合計	8,510,496,123
純資産合計	8,510,496,123
負債純資産合計	8,543,015,937

(2) 中間損益及び剰余金計算書

区分	当中間計算期間 自 2020年9月26日 至 2021年3月25日 金額（円）
営業収益	
受取利息	1,744
有価証券売買等損益	1,479,340,539
営業収益合計	1,479,342,283
営業費用	
支払利息	33,208
受託者報酬	1,430,626
委託者報酬	11,922,264

その他費用	286,048
営業費用合計	13,672,146
営業利益又は営業損失()	1,465,670,137
経常利益又は経常損失()	1,465,670,137
中間純利益又は中間純損失()	1,465,670,137
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	214,448,442
期首剰余金又は期首欠損金()	3,613,562,607
剰余金増加額又は欠損金減少額	305,490,425
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	305,490,425
剰余金減少額又は欠損金増加額	921,144,094
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	921,144,094
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金()	4,249,130,633

[前へ](#) [次へ](#)

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当中間計算期間
	自 2020年9月26日 至 2021年3月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	当中間計算期間末 2021年3月25日現在
1. 元本状況	
期首元本額	5,241,657,875円
期中追加設定元本額	349,652,187円
期中一部解約元本額	1,329,944,572円
2. 受益権の総数	4,261,365,490口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

当中間計算期間(自 2020年9月26日 至 2021年3月25日)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	当中間計算期間末 2021年3月25日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価として おります。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末(2021年3月25日現在)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	当中間計算期間末 2021年3月25日現在
1口当たり純資産額	1.9971円 「1口 = 1円(10,000口 = 19,971円)」

<参考>

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

同マザーファンドの状況は、前記「SMB Cファンドラップ・日本バリュー株」に記載のとおりであります。

[前へ](#) [次へ](#)

S M B C ファンドラップ・米国株

(1) 中間貸借対照表

区分	当中間計算期間末 2021年3月25日現在 金額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,645,794,132
投資信託受益証券	59,234,949,818
親投資信託受益証券	999,901
流動資産合計	60,881,743,851
資産合計	60,881,743,851
負債の部	
流動負債	
未払解約金	93,704,962
未払受託者報酬	9,842,057
未払委託者報酬	207,603,946
その他未払費用	742,377
流動負債合計	311,893,342
負債合計	311,893,342
純資産の部	
元本等	
元本	18,744,580,588
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	41,825,269,921
（分配準備積立金）	10,241,583,385
元本等合計	60,569,850,509
純資産合計	60,569,850,509
負債純資産合計	60,881,743,851

(2) 中間損益及び剰余金計算書

区分	当中間計算期間 自 2020年9月26日 至 2021年3月25日 金額（円）
営業収益	
受取利息	24,569
有価証券売買等損益	15,125,983,812
為替差損益	538,943,944
営業収益合計	14,587,064,437
営業費用	
支払利息	441,460
受託者報酬	9,842,057
委託者報酬	207,603,946

その他費用	3,838,890
営業費用合計	221,726,353
営業利益又は営業損失()	14,365,338,084
経常利益又は経常損失()	14,365,338,084
中間純利益又は中間純損失()	14,365,338,084
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	2,161,114,108
期首剰余金又は期首欠損金()	34,881,566,771
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,968,257,972
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,968,257,972
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,228,778,798
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,228,778,798
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金()	41,825,269,921

[前へ](#) [次へ](#)

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当中間計算期間
	自 2020年9月26日 至 2021年3月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	個別法に基づき原則として時価で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(追加情報)

当中間計算期間
自 2020年9月26日 至 2021年3月25日
当ファンドは、2007年2月20日の設定以来運用指図にかかる権限をティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドへ委託し運用していましたが、SMB Cファンドラップシリーズの他の投資信託と同様のファンド・オブ・ファンズ形式での運用とするため以下の内容につき約款変更を実施する手続きを進め、2020年10月16日にホームページ上に公告(電子公告)を掲載し、異議申立ての受付を行いました。 1. 重大な約款変更・・・異議申立手続きを行う。 (1)運用指図にかかる権限の委託解除 (2)申込に係る基準価額適用日 (3)申込に係る受付不可日 2. 非重大な約款変更・・・上記重大な約款変更が可決された場合に変更を行う。 (1)信託報酬 (2)指定投資信託証券および親投資信託の追加 異議申立期間(2020年10月16日から2020年11月26日まで)中に異議の申立てのあった受益者の保有する受益権の口数が2020年10月16日現在の受益権総口数の2分の1を超えませんでしたので、信託約款を変更し、2020年12月26日付で適用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	当中間計算期間末 2021年3月25日現在
1. 元本状況	
期首元本額	22,522,628,206円
期中追加設定元本額	1,507,747,313円
期中一部解約元本額	5,285,794,931円
2. 受益権の総数	18,744,580,588口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

当中間計算期間
自 2020年9月26日 至 2021年3月25日
投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 87,215,894円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	当中間計算期間末 2021年3月25日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。

2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
------------	---

(デリバティブ取引等関係に関する注記)
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
当中間計算期間末(2021年3月25日現在)
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	当中間計算期間末 2021年3月25日現在
1口当たり純資産額	3.2313円 「1口 = 1円(10,000口 = 32,313円)」

<参考>

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

同マザーファンドの状況は、前記「S M B Cファンドラップ・日本バリュー株」に記載のとおりであります。

[前へ](#) [次へ](#)

S M B C ファンドラップ・欧州株

(1) 中間貸借対照表

区分	当中間計算期間末 2021年3月25日現在 金額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	390,413,390
投資信託受益証券	20,404,711,189
親投資信託受益証券	91,118,039
流動資産合計	20,886,242,618
資産合計	20,886,242,618
負債の部	
流動負債	
未払解約金	32,151,953
未払受託者報酬	3,305,498
未払委託者報酬	27,546,148
その他未払費用	491,213
流動負債合計	63,494,812
負債合計	63,494,812
純資産の部	
元本等	
元本	15,281,587,177
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	5,541,160,629
（分配準備積立金）	1,045,692,643
元本等合計	20,822,747,806
純資産合計	20,822,747,806
負債純資産合計	20,886,242,618

(2) 中間損益及び剰余金計算書

区分	当中間計算期間 自 2020年9月26日 至 2021年3月25日 金額（円）
営業収益	
受取利息	3,737
有価証券売買等損益	3,839,060,660
営業収益合計	3,839,064,397
営業費用	
支払利息	70,359
受託者報酬	3,305,498
委託者報酬	27,546,148
その他費用	491,214

営業費用合計	31,413,219
営業利益又は営業損失()	3,807,651,178
経常利益又は経常損失()	3,807,651,178
中間純利益又は中間純損失()	3,807,651,178
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	395,930,124
期首剰余金又は期首欠損金()	2,251,453,641
剰余金増加額又は欠損金減少額	310,088,556
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	310,088,556
剰余金減少額又は欠損金増加額	432,102,622
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	432,102,622
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金()	5,541,160,629

[前へ](#) [次へ](#)

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当中間計算期間
	自 2020年9月26日 至 2021年3月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	当中間計算期間末 2021年3月25日現在
1. 元本状況	
期首元本額	17,332,304,232円
期中追加設定元本額	1,227,236,947円
期中一部解約元本額	3,277,954,002円
2. 受益権の総数	15,281,587,177口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

当中間計算期間(自 2020年9月26日 至 2021年3月25日)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	当中間計算期間末 2021年3月25日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価として おります。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末(2021年3月25日現在)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	当中間計算期間末 2021年3月25日現在
1口当たり純資産額	1.3626円 「1口 = 1円(10,000口 = 13,626円)」

<参考>

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

同マザーファンドの状況は、前記「SMB Cファンドラップ・日本バリュー株」に記載のとおりであります。

[前へ](#) [次へ](#)

S M B C ファンドラップ・新興国株

(1) 中間貸借対照表

区分	当中間計算期間末 2021年3月25日現在 金額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	17,519,969
コール・ローン	362,348,768
投資信託受益証券	8,130,632,642
投資証券	8,320,189,063
親投資信託受益証券	62,064,366
派生商品評価勘定	10,413
未収入金	3,380,306
流動資産合計	16,896,145,527
資産合計	16,896,145,527
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	380
未払金	6,660,229
未払解約金	46,158,400
未払受託者報酬	2,802,757
未払委託者報酬	23,356,582
その他未払費用	443,831
流動負債合計	79,422,179
負債合計	79,422,179
純資産の部	
元本等	
元本	11,022,818,585
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	5,793,904,763
（分配準備積立金）	1,258,030,032
元本等合計	16,816,723,348
純資産合計	16,816,723,348
負債純資産合計	16,896,145,527

(2) 中間損益及び剰余金計算書

区分	当中間計算期間 自 2020年9月26日 至 2021年3月25日 金額（円）
営業収益	
受取利息	3,772
有価証券売買等損益	4,322,554,420

為替差損益	168,247,983
営業収益合計	4,490,806,175
営業費用	
支払利息	64,484
受託者報酬	2,802,757
委託者報酬	23,356,582
その他費用	449,771
営業費用合計	26,673,594
営業利益又は営業損失()	4,464,132,581
経常利益又は経常損失()	4,464,132,581
中間純利益又は中間純損失()	4,464,132,581
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	801,105,199
期首剰余金又は期首欠損金()	2,429,221,673
剰余金増加額又は欠損金減少額	367,237,724
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	367,237,724
剰余金減少額又は欠損金増加額	665,582,016
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	665,582,016
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金()	5,793,904,763

[前へ](#) [次へ](#)

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当中間計算期間	
	自 2020年 9月26日	至 2021年 3月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	個別法に基づき原則として時価で評価しております。	
3. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益 約定日基準で計上しております。	
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。	

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	当中間計算期間末 2021年 3月25日現在
1. 元本状況	
期首元本額	13,851,962,912円
期中追加設定元本額	889,484,572円
期中一部解約元本額	3,718,628,899円
2. 受益権の総数	11,022,818,585口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

当中間計算期間（自 2020年 9月26日 至 2021年 3月25日）

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	当中間計算期間末 2021年 3月25日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引等関係に関する注記に記載しております。 (3)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価として おります。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(通貨関連)

区分	種類	当中間計算期間末 2021年 3月25日現在			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価(円)	評価損益(円)

市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 アメリカ・ドル	5,067,581	-	5,072,588	5,007
	売建 アメリカ・ドル	3,380,306	-	3,375,280	5,026
合計		-	-	8,447,868	10,033

(注) 時価の算定方法

- A. 中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨につきましては、以下のように評価しております。
 中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合には、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 中間計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合には、以下の方法によっております。
 ・ 中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 ・ 中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- B. 中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨につきましては、中間計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(1口当たり情報)

当中間計算期間末 2021年3月25日現在	
1口当たり純資産額	1.5256円 「1口 = 1円(10,000口 = 15,256円)」

<参考>

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

同マザーファンドの状況は、前記「SMBCファンドラップ・日本バリュー株」に記載のとおりであります。

[前へ](#) [次へ](#)

S M B C ファンドラップ・日本債

(1) 中間貸借対照表

区分	当中間計算期間末 2021年3月25日現在 金額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	3,319,918,860
投資信託受益証券	166,283,242,317
親投資信託受益証券	979,943,378
未収入金	26,778,670
流動資産合計	170,609,883,225
資産合計	170,609,883,225
負債の部	
流動負債	
未払解約金	324,204,739
未払受託者報酬	28,409,783
未払委託者報酬	189,398,759
その他未払費用	828,980
流動負債合計	542,842,261
負債合計	542,842,261
純資産の部	
元本等	
元本	146,216,648,701
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	23,850,392,263
（分配準備積立金）	3,979,399,458
元本等合計	170,067,040,964
純資産合計	170,067,040,964
負債純資産合計	170,609,883,225

(2) 中間損益及び剰余金計算書

区分	当中間計算期間 自 2020年9月26日 至 2021年3月25日 金額（円）
営業収益	
受取利息	33,029
有価証券売買等損益	11,987,525
営業収益合計	11,954,496
営業費用	
支払利息	631,604
受託者報酬	28,409,783
委託者報酬	189,398,759

その他費用	828,991
営業費用合計	219,269,137
営業利益又は営業損失()	231,223,633
経常利益又は経常損失()	231,223,633
中間純利益又は中間純損失()	231,223,633
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	49,301,834
期首剰余金又は期首欠損金()	24,846,586,927
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,922,224,462
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,922,224,462
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,736,497,327
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,736,497,327
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金()	23,850,392,263

[前へ](#) [次へ](#)

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当中間計算期間
	自 2020年9月26日 至 2021年3月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	当中間計算期間末 2021年3月25日現在
1. 元本状況	
期首元本額	151,082,783,209円
期中追加設定元本額	17,854,301,773円
期中一部解約元本額	22,720,436,281円
2. 受益権の総数	146,216,648,701口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

当中間計算期間(自 2020年9月26日 至 2021年3月25日)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	当中間計算期間末 2021年3月25日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価として おります。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末(2021年3月25日現在)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	当中間計算期間末 2021年3月25日現在
1口当たり純資産額	1.1631円 「1口 = 1円(10,000口 = 11,631円)」

<参考>

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

同マザーファンドの状況は、前記「SMB Cファンドラップ・日本バリュー株」に記載のとおりであります。

[前へ](#) [次へ](#)

S M B C ファンドラップ・米国債

(1) 中間貸借対照表

区分	当中間計算期間末 2021年3月25日現在 金額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	656,260,419
投資信託受益証券	30,351,386,526
親投資信託受益証券	139,009,810
未収入金	522,406
流動資産合計	31,147,179,161
資産合計	31,147,179,161
負債の部	
流動負債	
未払解約金	46,589,987
未払受託者報酬	5,063,206
未払委託者報酬	42,193,614
その他未払費用	580,349
流動負債合計	94,427,156
負債合計	94,427,156
純資産の部	
元本等	
元本	24,226,980,825
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	6,825,771,180
（分配準備積立金）	2,024,812,402
元本等合計	31,052,752,005
純資産合計	31,052,752,005
負債純資産合計	31,147,179,161

(2) 中間損益及び剰余金計算書

区分	当中間計算期間 自 2020年9月26日 至 2021年3月25日 金額（円）
営業収益	
受取利息	6,090
有価証券売買等損益	100,880,446
営業収益合計	100,886,536
営業費用	
支払利息	121,025
受託者報酬	5,063,206
委託者報酬	42,193,614

その他費用	580,350
営業費用合計	47,958,195
営業利益又は営業損失()	52,928,341
経常利益又は経常損失()	52,928,341
中間純利益又は中間純損失()	52,928,341
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	39,822,405
期首剰余金又は期首欠損金()	6,785,288,288
剰余金増加額又は欠損金減少額	996,693,944
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	996,693,944
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,048,961,798
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,048,961,798
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金()	6,825,771,180

[前へ](#) [次へ](#)

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当中間計算期間
	自 2020年9月26日 至 2021年3月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	当中間計算期間末 2021年3月25日現在
1. 元本状況	
期首元本額	24,257,115,114円
期中追加設定元本額	3,733,627,592円
期中一部解約元本額	3,763,761,881円
2. 受益権の総数	24,226,980,825口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

当中間計算期間(自 2020年9月26日 至 2021年3月25日)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	当中間計算期間末 2021年3月25日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価として おります。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末(2021年3月25日現在)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	当中間計算期間末 2021年3月25日現在
1口当たり純資産額	1.2817円 「1口 = 1円(10,000口 = 12,817円)」

<参考>

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

同マザーファンドの状況は、前記「SMB Cファンドラップ・日本バリュー株」に記載のとおりであります。

[前へ](#) [次へ](#)

S M B C ファンドラップ・欧州債

(1) 中間貸借対照表

区分	当中間計算期間末 2021年3月25日現在 金額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	142,351,683
投資信託受益証券	8,938,421,115
親投資信託受益証券	69,407,375
未収入金	169,520
流動資産合計	9,150,349,693
資産合計	9,150,349,693
負債の部	
流動負債	
未払解約金	13,789,539
未払受託者報酬	1,535,648
未払委託者報酬	12,797,417
その他未払費用	307,037
流動負債合計	28,429,641
負債合計	28,429,641
純資産の部	
元本等	
元本	6,857,722,442
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	2,264,197,610
（分配準備積立金）	319,052,350
元本等合計	9,121,920,052
純資産合計	9,121,920,052
負債純資産合計	9,150,349,693

(2) 中間損益及び剰余金計算書

区分	当中間計算期間 自 2020年9月26日 至 2021年3月25日 金額（円）
営業収益	
受取利息	1,497
有価証券売買等損益	434,294,139
営業収益合計	434,295,636
営業費用	
支払利息	27,741
受託者報酬	1,535,648
委託者報酬	12,797,417

その他費用	307,037
営業費用合計	14,667,843
営業利益又は営業損失()	419,627,793
経常利益又は経常損失()	419,627,793
中間純利益又は中間純損失()	419,627,793
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	50,800,868
期首剰余金又は期首欠損金()	2,017,405,289
剰余金増加額又は欠損金減少額	192,882,215
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	192,882,215
剰余金減少額又は欠損金増加額	314,916,819
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	314,916,819
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金()	2,264,197,610

[前へ](#) [次へ](#)

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当中間計算期間
	自 2020年9月26日 至 2021年3月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	当中間計算期間末 2021年3月25日現在
1. 元本状況	
期首元本額	7,401,489,138円
期中追加設定元本額	605,933,215円
期中一部解約元本額	1,149,699,911円
2. 受益権の総数	6,857,722,442口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

当中間計算期間(自 2020年9月26日 至 2021年3月25日)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	当中間計算期間末 2021年3月25日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価として おります。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末(2021年3月25日現在)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	当中間計算期間末 2021年3月25日現在
1口当たり純資産額	1.3302円 「1口 = 1円(10,000口 = 13,302円)」

<参考>

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

同マザーファンドの状況は、前記「SMB Cファンドラップ・日本バリュー株」に記載のとおりであります。

[前へ](#) [次へ](#)

S M B C ファンドラップ・新興国債

(1) 中間貸借対照表

区分	当中間計算期間末 2021年3月25日現在 金額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	223,770,015
投資信託受益証券	12,327,813,517
親投資信託受益証券	55,815,369
流動資産合計	12,607,398,901
資産合計	12,607,398,901
負債の部	
流動負債	
未払解約金	19,567,618
未払受託者報酬	2,097,079
未払委託者報酬	17,476,018
その他未払費用	373,270
流動負債合計	39,513,985
負債合計	39,513,985
純資産の部	
元本等	
元本	6,393,277,464
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	6,174,607,452
（分配準備積立金）	755,008,451
元本等合計	12,567,884,916
純資産合計	12,567,884,916
負債純資産合計	12,607,398,901

(2) 中間損益及び剰余金計算書

区分	当中間計算期間 自 2020年9月26日 至 2021年3月25日 金額（円）
営業収益	
受取利息	2,505
有価証券売買等損益	554,439,483
営業収益合計	554,441,988
営業費用	
支払利息	47,592
受託者報酬	2,097,079
委託者報酬	17,476,018
その他費用	373,270

営業費用合計	19,993,959
営業利益又は営業損失()	534,448,029
経常利益又は経常損失()	534,448,029
中間純利益又は中間純損失()	534,448,029
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	61,723,129
期首剰余金又は期首欠損金()	6,033,656,363
剰余金増加額又は欠損金減少額	623,194,405
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	623,194,405
剰余金減少額又は欠損金増加額	954,968,216
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	954,968,216
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金()	6,174,607,452

[前へ](#) [次へ](#)

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当中間計算期間
	自 2020年9月26日 至 2021年3月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	当中間計算期間末 2021年3月25日現在
1. 元本状況	
期首元本額	6,808,731,862円
期中追加設定元本額	659,682,903円
期中一部解約元本額	1,075,137,301円
2. 受益権の総数	6,393,277,464口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

当中間計算期間(自 2020年9月26日 至 2021年3月25日)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	当中間計算期間末 2021年3月25日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価として おります。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末(2021年3月25日現在)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	当中間計算期間末 2021年3月25日現在
1口当たり純資産額	1.9658円 「1口 = 1円(10,000口 = 19,658円)」

<参考>

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

同マザーファンドの状況は、前記「SMB Cファンドラップ・日本バリュー株」に記載のとおりであります。

[前へ](#) [次へ](#)

S M B C ファンドラップ・J-REIT

(1) 中間貸借対照表

区分	当中間計算期間末 2021年3月25日現在 金額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	191,393,064
投資信託受益証券	9,641,755,091
親投資信託受益証券	999,606
未収入金	2,275,335
流動資産合計	9,836,423,096
資産合計	9,836,423,096
負債の部	
流動負債	
未払解約金	20,867,518
未払受託者報酬	1,471,482
未払委託者報酬	12,262,752
その他未払費用	294,214
流動負債合計	34,895,966
負債合計	34,895,966
純資産の部	
元本等	
元本	5,967,416,323
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	3,834,110,807
（分配準備積立金）	1,700,999,074
元本等合計	9,801,527,130
純資産合計	9,801,527,130
負債純資産合計	9,836,423,096

(2) 中間損益及び剰余金計算書

区分	当中間計算期間 自 2020年9月26日 至 2021年3月25日 金額（円）
営業収益	
受取利息	1,099
有価証券売買等損益	1,285,938,615
営業収益合計	1,285,939,714
営業費用	
支払利息	23,059
受託者報酬	1,471,482
委託者報酬	12,262,752

その他費用	294,214
営業費用合計	14,051,507
営業利益又は営業損失()	1,271,888,207
経常利益又は経常損失()	1,271,888,207
中間純利益又は中間純損失()	1,271,888,207
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	47,683,745
期首剰余金又は期首欠損金()	2,632,305,193
剰余金増加額又は欠損金減少額	383,151,658
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	383,151,658
剰余金減少額又は欠損金増加額	405,550,506
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	405,550,506
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金()	3,834,110,807

[前へ](#) [次へ](#)

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当中間計算期間
	自 2020年9月26日 至 2021年3月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	当中間計算期間末 2021年3月25日現在
1. 元本状況	
期首元本額	6,058,419,078円
期中追加設定元本額	844,084,504円
期中一部解約元本額	935,087,259円
2. 受益権の総数	5,967,416,323口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

当中間計算期間(自 2020年9月26日 至 2021年3月25日)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	当中間計算期間末 2021年3月25日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価として おります。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末(2021年3月25日現在)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	当中間計算期間末 2021年3月25日現在
1口当たり純資産額	1.6425円 「1口 = 1円(10,000口 = 16,425円)」

<参考>

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

同マザーファンドの状況は、前記「SMB Cファンドラップ・日本バリュー株」に記載のとおりであります。

[前へ](#) [次へ](#)

S M B C ファンドラップ・G-REIT

(1) 中間貸借対照表

区分	当中間計算期間末 2021年3月25日現在 金額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	328,285,901
投資信託受益証券	16,924,196,588
親投資信託受益証券	94,469,246
流動資産合計	17,346,951,735
資産合計	17,346,951,735
負債の部	
流動負債	
未払解約金	26,395,837
未払受託者報酬	2,646,575
未払委託者報酬	22,055,084
その他未払費用	428,212
流動負債合計	51,525,708
負債合計	51,525,708
純資産の部	
元本等	
元本	13,832,670,149
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	3,462,755,878
（分配準備積立金）	1,293,507,985
元本等合計	17,295,426,027
純資産合計	17,295,426,027
負債純資産合計	17,346,951,735

(2) 中間損益及び剰余金計算書

区分	当中間計算期間 自 2020年9月26日 至 2021年3月25日 金額（円）
営業収益	
受取利息	2,731
有価証券売買等損益	3,220,605,017
その他収益	45,718
営業収益合計	3,220,653,466
営業費用	
支払利息	53,761
受託者報酬	2,646,575
委託者報酬	22,055,084

その他費用	428,212
営業費用合計	25,183,632
営業利益又は営業損失()	3,195,469,834
経常利益又は経常損失()	3,195,469,834
中間純利益又は中間純損失()	3,195,469,834
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	260,029,577
期首剰余金又は期首欠損金()	377,282,719
剰余金増加額又は欠損金減少額	218,379,213
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	218,379,213
剰余金減少額又は欠損金増加額	68,346,311
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	68,346,311
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金()	3,462,755,878

[前へ](#) [次へ](#)

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当中間計算期間
	自 2020年9月26日 至 2021年3月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	当中間計算期間末 2021年3月25日現在
1. 元本状況	
期首元本額	14,501,416,890円
期中追加設定元本額	1,556,994,779円
期中一部解約元本額	2,225,741,520円
2. 受益権の総数	13,832,670,149口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

当中間計算期間(自 2020年9月26日 至 2021年3月25日)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	当中間計算期間末 2021年3月25日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価として おります。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末(2021年3月25日現在)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	当中間計算期間末 2021年3月25日現在
1口当たり純資産額	1.2503円 「1口 = 1円(10,000口 = 12,503円)」

<参考>

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

同マザーファンドの状況は、前記「SMB Cファンドラップ・日本バリュー株」に記載のとおりであります。

[前へ](#) [次へ](#)

S M B C ファンドラップ・コモディティ

(1) 中間貸借対照表

区分	当中間計算期間末 2021年3月25日現在 金額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	111,452,638
投資信託受益証券	5,259,944,763
親投資信託受益証券	31,363,818
未収入金	2,123,980
流動資産合計	5,404,885,199
資産合計	5,404,885,199
負債の部	
流動負債	
未払解約金	13,272,396
未払受託者報酬	850,525
未払委託者報酬	7,088,067
その他未払費用	170,025
流動負債合計	21,381,013
負債合計	21,381,013
純資産の部	
元本等	
元本	12,456,469,512
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	7,072,965,326
（分配準備積立金）	69,282
元本等合計	5,383,504,186
純資産合計	5,383,504,186
負債純資産合計	5,404,885,199

(2) 中間損益及び剰余金計算書

区分	当中間計算期間 自 2020年9月26日 至 2021年3月25日 金額（円）
営業収益	
受取利息	835
有価証券売買等損益	910,068,282
営業収益合計	910,069,117
営業費用	
支払利息	16,140
受託者報酬	850,525
委託者報酬	7,088,067

その他費用	170,025
営業費用合計	8,124,757
営業利益又は営業損失()	901,944,360
経常利益又は経常損失()	901,944,360
中間純利益又は中間純損失()	901,944,360
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	66,873,467
期首剰余金又は期首欠損金()	8,977,427,264
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,615,253,251
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,615,253,251
剰余金減少額又は欠損金増加額	545,862,206
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	545,862,206
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金()	7,072,965,326

[前へ](#) [次へ](#)

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当中間計算期間
	自 2020年9月26日 至 2021年3月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	当中間計算期間末 2021年3月25日現在
1. 元本状況	
期首元本額	14,089,545,680円
期中追加設定元本額	903,614,907円
期中一部解約元本額	2,536,691,075円
2. 受益権の総数	12,456,469,512口
3. 元本の欠損	
	7,072,965,326円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

当中間計算期間(自 2020年9月26日 至 2021年3月25日)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	当中間計算期間末 2021年3月25日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価として おります。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末(2021年3月25日現在)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	当中間計算期間末 2021年3月25日現在
1口当たり純資産額	0.4322円 「1口 = 1円(10,000口 = 4,322円)」

<参考>

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

同マザーファンドの状況は、前記「S M B Cファンドラップ・日本バリュー株」に記載のとおりであります。

[前へ](#) [次へ](#)

S M B C ファンドラップ・ヘッジファンド

(1) 中間貸借対照表

区分	当中間計算期間末 2021年3月25日現在 金額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,207,104,023
投資信託受益証券	56,494,378,440
親投資信託受益証券	316,071,872
未収入金	23,750,103
流動資産合計	58,041,304,438
資産合計	58,041,304,438
負債の部	
流動負債	
未払解約金	116,321,562
未払受託者報酬	9,609,924
未払委託者報酬	80,083,143
その他未払費用	736,191
流動負債合計	206,750,820
負債合計	206,750,820
純資産の部	
元本等	
元本	58,792,954,979
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	958,401,361
（分配準備積立金）	309,233,391
元本等合計	57,834,553,618
純資産合計	57,834,553,618
負債純資産合計	58,041,304,438

(2) 中間損益及び剰余金計算書

区分	当中間計算期間 自 2020年9月26日 至 2021年3月25日 金額（円）
営業収益	
受取利息	10,670
有価証券売買等損益	144,490,271
営業収益合計	144,479,601
営業費用	
支払利息	211,983
受託者報酬	9,609,924
委託者報酬	80,083,143

その他費用	736,194
営業費用合計	90,641,244
営業利益又は営業損失()	235,120,845
経常利益又は経常損失()	235,120,845
中間純利益又は中間純損失()	235,120,845
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	37,695,420
期首剰余金又は期首欠損金()	743,676,760
剰余金増加額又は欠損金減少額	116,582,795
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	116,582,795
剰余金減少額又は欠損金増加額	133,881,971
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	133,881,971
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金()	958,401,361

[前へ](#) [次へ](#)

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当中間計算期間
	自 2020年9月26日 至 2021年3月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	当中間計算期間末 2021年3月25日現在
1. 元本状況	
期首元本額	59,908,320,866円
期中追加設定元本額	8,117,527,138円
期中一部解約元本額	9,232,893,025円
2. 受益権の総数	58,792,954,979口
3. 元本の欠損	
	958,401,361円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

当中間計算期間(自 2020年9月26日 至 2021年3月25日)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	当中間計算期間末 2021年3月25日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価として おります。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末(2021年3月25日現在)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	当中間計算期間末 2021年3月25日現在
1口当たり純資産額	0.9837円 「1口 = 1円(10,000口 = 9,837円)」

<参考>

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

同マザーファンドの状況は、前記「SMB Cファンドラップ・日本バリュー株」に記載のとおりであります。

[前へ](#) [次へ](#)

2 ファンドの現況

原届出書の内容は下記事項の内容に訂正されます。

純資産額計算書

（2021年3月末現在）

S M B Cファンドラップ・日本バリュー株

資産総額	75,746,194,113 円
負債総額	100,217,659 円
純資産総額（ - ）	75,645,976,454 円
発行済数量	45,746,628,239 口
1 単位当り純資産額（ / ）	1.6536 円

S M B Cファンドラップ・日本グロース株

資産総額	43,268,479,634 円
負債総額	57,121,190 円
純資産総額（ - ）	43,211,358,444 円
発行済数量	35,856,749,500 口
1 単位当り純資産額（ / ）	1.2051 円

S M B Cファンドラップ・日本中小型株

資産総額	8,818,854,187 円
負債総額	11,725,172 円
純資産総額（ - ）	8,807,129,015 円
発行済数量	4,271,230,864 口
1 単位当り純資産額（ / ）	2.0620 円

S M B Cファンドラップ・米国株

資産総額	61,763,393,322 円
負債総額	50,079,127 円
純資産総額（ - ）	61,713,314,195 円
発行済数量	18,780,751,634 口
1 単位当り純資産額（ / ）	3.2860 円

S M B Cファンドラップ・欧州株

資産総額	21,095,298,599 円
負債総額	17,240,369 円
純資産総額（ - ）	21,078,058,230 円
発行済数量	15,311,299,438 口
1 単位当り純資産額（ / ）	1.3766 円

S M B Cファンドラップ・新興国株

資産総額	17,212,701,298 円
負債総額	35,371,374 円
純資産総額（ - ）	17,177,329,924 円
発行済数量	11,046,517,302 口
1 単位当り純資産額（ / ）	1.5550 円

S M B Cファンドラップ・日本債

資産総額	170,250,471,275 円
負債総額	237,532,680 円
純資産総額（ - ）	170,012,938,595 円
発行済数量	146,433,230,547 口
1 単位当り純資産額（ / ）	1.1610 円

S M B Cファンドラップ・米国債

資産総額	31,376,004,504 円
負債総額	28,581,032 円
純資産総額（ - ）	31,347,423,472 円
発行済数量	24,271,074,875 口
1 単位当り純資産額（ / ）	1.2916 円

S M B Cファンドラップ・欧州債

資産総額	9,190,489,070 円
負債総額	8,483,395 円
純資産総額（ - ）	9,182,005,675 円
発行済数量	6,870,335,461 口
1 単位当り純資産額（ / ）	1.3365 円

S M B C ファンドラップ・新興国債

資産総額	12,686,837,612 円
負債総額	11,450,335 円
純資産総額(-)	12,675,387,277 円
発行済数量	6,405,587,315 口
1 単位当り純資産額(/)	1.9788 円

S M B C ファンドラップ・J-REIT

資産総額	10,061,370,968 円
負債総額	13,308,303 円
純資産総額(-)	10,048,062,665 円
発行済数量	5,979,791,411 口
1 単位当り純資産額(/)	1.6803 円

S M B C ファンドラップ・G-REIT

資産総額	17,838,444,006 円
負債総額	14,871,857 円
純資産総額(-)	17,823,572,149 円
発行済数量	13,858,056,638 口
1 単位当り純資産額(/)	1.2862 円

S M B C ファンドラップ・コモディティ

資産総額	5,500,577,311 円
負債総額	8,306,255 円
純資産総額(-)	5,492,271,056 円
発行済数量	12,476,799,499 口
1 単位当り純資産額(/)	0.4402 円

S M B C ファンドラップ・ヘッジファンド

資産総額	58,063,508,586 円
負債総額	94,721,973 円
純資産総額(-)	57,968,786,613 円
発行済数量	58,883,370,945 口
1 単位当り純資産額(/)	0.9845 円

(参考) キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

資産総額	4,688,550,216 円
負債総額	563,618 円
純資産総額(-)	4,687,986,598 円
発行済数量	4,616,027,410 口
1 単位当り純資産額(/)	1.0156 円

[前へ](#)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

原届出書の内容は下記事項の内容に訂正されます。

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者名簿

作成しません。

ハ 受益者に対する特典

ありません。

ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

(イ) 受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記 a の申請のある場合には、上記 a の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 a の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 上記 a の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(ロ) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

原届出書の内容は下記事項の内容に訂正されます。

1 委託会社等の概況

イ 資本金の額および株式数

	2021年3月31日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

八 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

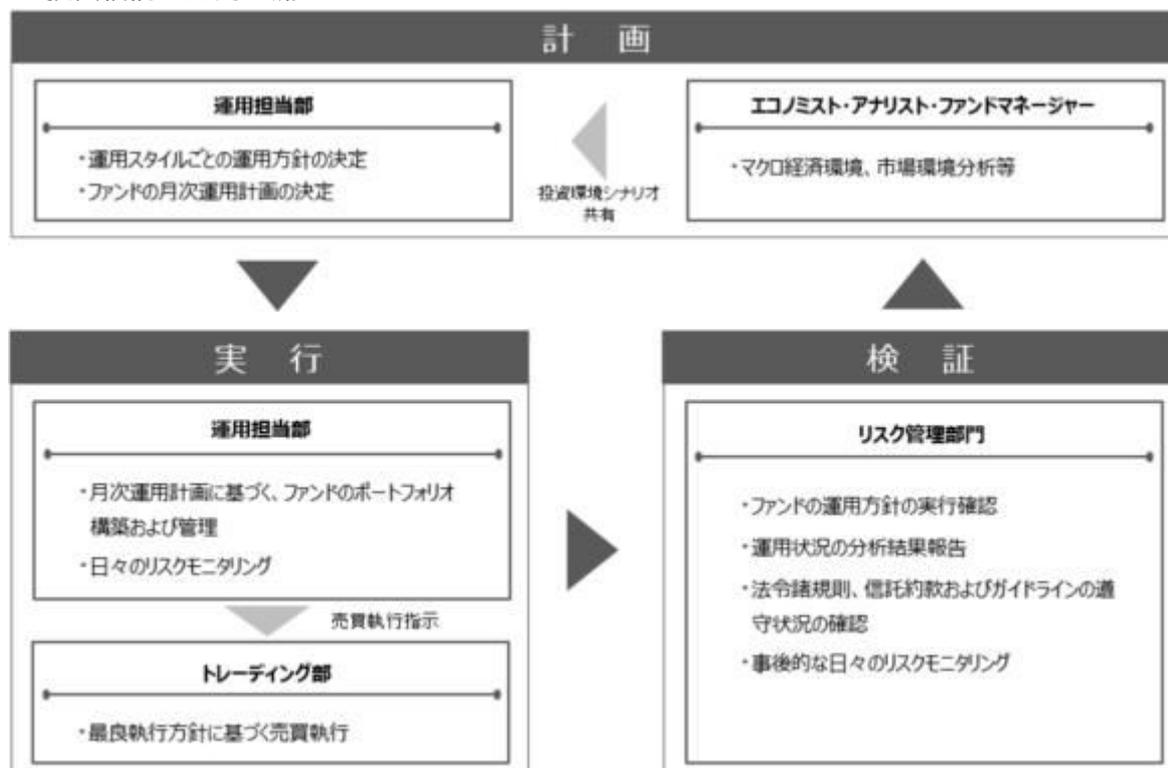
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

二 投資信託の運用の流れ



2 事業の内容及び営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2021年3月31日現在、委託会社が運用を行っている投資信託(親投資信託は除きます)は、以下の通りです。

	本数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	729	8,753,606
単位型株式投資信託	113	612,116
追加型公社債投資信託	1	32,161
単位型公社債投資信託	192	457,316
合計	1,035	9,855,200

[次へ](#)

3 委託会社等の経理状況

1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、当中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）は、改正府令附則第3条第1項ただし書きにより、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 当社は、第35期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けており、第36期中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

[次へ](#)

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,755,961	33,264,545
顧客分別金信託	20,011	300,021
前払費用	476,456	515,226
未収入金	64,856	602,605
未収委託者報酬	6,963,077	8,404,880
未収運用受託報酬	1,129,548	2,199,785
未収投資助言報酬	285,668	299,826
未収収益	44,150	37,702
その他の流動資産	31,771	40,119
流動資産合計	22,771,504	45,664,712
固定資産		
有形固定資産 1		
建物	173,517	101,609
器具備品	751,471	783,224
土地	-	710
リース資産	-	968
建設仮勘定	-	66,498
有形固定資産合計	924,988	953,010
無形固定資産		
ソフトウェア	479,867	909,133
ソフトウェア仮勘定	183,528	508,733
のれん	-	34,397,824
顧客関連資産	-	17,785,166
電話加入権	44	12,739
商標権	60	54
無形固定資産合計	663,501	53,613,651
投資その他の資産		
投資有価証券	10,829,628	19,436,480
関係会社株式	10,252,067	11,246,398
長期差入保証金	2,004,451	2,523,637
長期前払費用	97,107	113,852
会員権	7,819	90,479
繰延税金資産	1,426,381	-
貸倒引当金	-	20,750
投資その他の資産合計	24,617,457	33,390,098
固定資産合計	26,205,946	87,956,760
資産合計	48,977,450	133,621,473

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		

顧客からの預り金	4,534	14,285
その他の預り金	1,480,229	146,200
未払金		
未払収益分配金	1,122	1,629
未払償還金	137,522	131,338
未払手数料	3,246,133	3,776,873
その他未払金	768,373	502,211
リース債務	-	1,064
未払費用	3,535,589	3,935,582
未払消費税等	84,966	305,513
未払法人税等	670,761	489,151
賞与引当金	1,302,052	1,716,321
その他の流動負債	18,110	30,951
流動負債合計	11,249,395	11,051,125
固定負債		
退職給付引当金	3,418,601	5,299,814
賞与引当金	5,074	14,767
繰延税金負債	-	2,963,538
その他の固定負債	5,074	172,918
固定負債合計	3,428,751	8,451,038
負債合計	14,678,146	19,502,164
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	-	81,927,000
資本剰余金合計	8,628,984	90,555,984
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	60,000
別途積立金	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金	21,255,054	19,364,265
利益剰余金合計	23,076,258	21,185,470
株主資本計	33,705,242	113,741,454
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	594,061	377,855
評価・換算差額等合計	594,061	377,855
純資産合計	34,299,304	114,119,309
負債・純資産合計	48,977,450	133,621,473

(2) 損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	39,156,499	54,615,133
運用受託報酬	6,277,217	9,389,058

投資助言報酬	1,332,888	1,303,595
その他営業収益		
サービス支 hands 手数料	182,502	181,061
その他	49,507	32,421
営業収益計	46,998,614	65,521,269
営業費用		
支払手数料	18,499,433	24,888,040
広告宣伝費	361,696	447,024
公告費	125	-
調査費		
調査費	1,752,905	3,214,679
委託調査費	6,050,441	7,702,309
営業雑経費		
通信費	46,551	70,007
印刷費	338,465	612,249
協会費	24,700	45,117
諸会費	23,756	32,199
情報機器関連費	2,872,416	4,349,174
販売促進費	49,118	68,688
その他	148,307	154,201
営業費用合計	30,167,918	41,583,691
一般管理費		
給料		
役員報酬	190,951	264,325
給料・手当	6,308,066	9,789,691
賞与	514,259	914,702
賞与引当金繰入額	1,235,936	1,726,013
交際費	27,802	30,898
寄付金	82	2,022
事務委託費	286,905	956,931
旅費交通費	228,538	249,359
租税公課	285,369	389,032
不動産賃借料	612,410	1,121,553
退職給付費用	463,553	797,158
固定資産減価償却費	378,530	3,044,658
のれん償却費	-	2,645,986
諸経費	290,243	482,324
一般管理費合計	10,822,651	22,414,658
営業利益	6,008,044	1,522,919

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	-	778,113
受取利息	623	947
時効成立分配金・償還金	72	1,041
原稿・講演料	1,951	2,061
投資有価証券償還益	289,451	6,398
投資有価証券売却益	7,247	24,206
雑収入	36,408	53,484

営業外収益合計		335,754	866,254
営業外費用			
為替差損		15,760	72,457
投資有価証券償還損		13,668	129,006
投資有価証券売却損		14,605	12,906
雑損失		7,027	8,334
営業外費用合計		51,061	222,704
経常利益		6,292,738	2,166,469
特別利益			
過去勤務費用償却益		79,850	-
特別利益合計		79,850	
特別損失			
固定資産除却損	1	1,462	110,668
関係会社株式評価損		160,455	-
合併関連費用	2	187,140	42,800
本社移転費用	3	-	133,168
減損損失	4	-	46,417
特別損失合計		349,058	333,054
税引前当期純利益		6,023,530	1,833,414
法人税、住民税及び事業税		1,750,031	1,874,278
法人税等調整額		90,084	619,676
法人税等合計		1,840,116	1,254,602
当期純利益		4,183,413	578,811

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		
					配当準備 積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	26,561,078
当期変動額							
剰余金の配当							9,489,438
当期純利益							4,183,413
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	5,306,024
当期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	21,255,054

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	28,382,283	39,011,267	870,535	870,535	39,881,802
当期変動額					
剰余金の配当	9,489,438	9,489,438			9,489,438
当期純利益	4,183,413	4,183,413			4,183,413
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)			276,474	276,474	276,474
当期変動額合計	5,306,024	5,306,024	276,474	276,474	5,582,498
当期末残高	23,076,258	33,705,242	594,061	594,061	34,299,304

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						配当準備 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	-	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	21,255,054
当期変動額								
剰余金の配当								2,469,600
当期純利益								578,811
合併による増加			81,927,000	81,927,000				
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)								
当期変動額合計	-	-	81,927,000	81,927,000	-	-	-	1,890,788
当期末残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	19,364,265

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	23,076,258	33,705,242	594,061	594,061	34,299,304
当期変動額					
剰余金の配当	2,469,600	2,469,600			2,469,600
当期純利益	578,811	578,811			578,811
合併による増加		81,927,000			81,927,000
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)			216,206	216,206	216,206
当期変動額合計	1,890,788	80,036,211	216,206	216,206	79,820,005
当期末残高	21,185,470	113,741,454	377,855	377,855	114,119,309

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～50年
器具備品	3～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	6～19年
ソフトウェア（自社利用分）	5年（社内における利用可能期間）

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

前事業年度において「特別利益」に含めていた「投資有価証券売却益」及び「投資有価証券償還益」を「営業外収益」として、「特別損失」に含めていた「投資有価証券売却損」及び「投資有価証券償還損」を「営業外費用」として、表示

する方法に変更しております。これは、合併を契機に検討した結果、投資有価証券の売却及び償還の大勢が自社設定投信等の処分によるものであり毎期経常的に発生するものとして、当事業年度から取引実態に沿った表示へと変更したものであります。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「特別利益」の「投資有価証券売却益」及び「投資有価証券償還益」に表示していた7,247千円及び289,451千円は「営業外収益」として、「特別損失」の「投資有価証券売却損」及び「投資有価証券償還損」に表示していた14,605千円及び13,668千円は「営業外費用」として組み替えております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
建物	350,176千円	466,875千円
器具備品	922,553千円	1,225,261千円
リース資産	-千円	1,452千円

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。

当事業年度末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	-千円	-千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

3 保証債務

当社は、子会社であるSumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、2023年6月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.	174,854千円	132,559千円

(損益計算書関係)

1 固定資産除却損

	前事業年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当事業年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
建物	-千円	879千円
器具備品	695千円	119千円
リース資産	-千円	5,377千円
ソフトウェア	766千円	1,596千円
ソフトウェア仮勘定	-千円	102,695千円

2 合併関連費用

前事業年度の合併関連費用は、主に目論見書等の一斉改版費用及び当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する業務委託費用であります。

当事業年度の合併関連費用は、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する業務委託費用等及び海外現地法人の統合に関する弁護士費用であります。

3 本社移転費用

本社移転費用は、本社事務所移転に伴い解約日までに賃貸期間の残存分(2020年7月13日から2020年9月30日まで)の賃料及び共益費相当額として133,168千円支払うものであります。

4 減損損失

当社は以下のとおり減損損失を計上しております。

(単位：千円)

場所	用途	種類	減損損失
千代田区	事業用資産	建物	46,417

当社は、資産と対応して継続的に収支の把握ができる単位が全社のみであることから全社資産の単一グループとしております。

上記事業用資産については、霞ヶ関オフィスの移転に係る意思決定をしたことに伴い将来の使用が見込めなくなった資産につき、回収可能額を零と見積もり、当該減少額を減損損失に計上しております。その内訳は、建物に計上した資産除去債務に対応する原状回復費用相当額であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	17,622,360株	-	17,640,000株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

当社は2018年11月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。

当該株式分割は2018年11月1日を効力発生日としておりますので、2019年1月31日を基準日とする一株当たり配当額につきましては、株式分割後の株式数を基準に記載しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月26日 定時株主総会	普通株式	2,822,400	160,000.00	2018年 3月31日	2018年 6月27日
2019年2月28日 臨時株主総会	普通株式	6,667,038	377.95	2019年 1月31日	2019年 3月22日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

2019年6月24日開催の臨時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月24日 臨時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,469,600	140.00	2019年 3月28日	2019年 6月25日

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

合併に伴う普通株式の発行により16,230,060株増加しております。

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640,000株	16,230,060株	-	33,870,060株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月24日 臨時株主総会	普通株式	2,469,600	140.00	2019年 3月28日	2019年 6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

2020年6月29日開催の第35回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	711,271	21.00	2020年 3月31日	2020年 6月30日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
1年以内	597,239	1,618,641
1年超	6,115,662	5,844,934
合計	6,712,901	7,463,576

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

投資有価証券、子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

市場リスクの管理

投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等に基づく価額のほか、これらの価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません(注2)参照)。

前事業年度(2019年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
----	----------	----	----

(1)現金及び預金	13,755,961	13,755,961	-
(2)顧客分別金信託	20,011	20,011	-
(3)未収委託者報酬	6,963,077	6,963,077	-
(4)未収運用受託報酬	1,129,548	1,129,548	-
(5)未収投資助言報酬	285,668	285,668	-
(6)投資有価証券 その他有価証券	10,829,330	10,829,330	-
(7)長期差入保証金	2,004,451	2,004,451	-
資産計	34,988,051	34,988,051	-
(1)顧客からの預り金	4,534	4,534	-
(2)未払手数料	3,246,133	3,246,133	-
負債計	3,250,667	3,250,667	-

当事業年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	33,264,545	33,264,545	-
(2)顧客分別金信託	300,021	300,021	-
(3)未収委託者報酬	8,404,880	8,404,880	-
(4)未収運用受託報酬	2,199,785	2,199,785	-
(5)未収投資助言報酬	299,826	299,826	-
(6)投資有価証券 その他有価証券	19,391,111	19,391,111	-
(7)長期差入保証金	2,523,637	2,523,637	-
資産計	66,383,807	66,383,807	-
(1)顧客からの預り金	14,285	14,285	-
(2)未払手数料	3,776,873	3,776,873	-
負債計	3,791,158	3,791,158	-

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬及び(5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6)投資有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

(7)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負 債

(1)顧客からの預り金及び(2)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
その他有価証券 非上場株式	298	45,369
合計	298	45,369
子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	10,252,067	11,246,398
合計	10,252,067	11,246,398

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(6)その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式及び関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものことから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2019年3月31日)

(単位:千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	13,755,961	-	-	-
顧客分別金信託	20,011	-	-	-
未収委託者報酬	6,963,077	-	-	-
未収運用受託報酬	1,129,548	-	-	-
未収投資助言報酬	285,668	-	-	-
長期差入保証金	54,900	1,949,551	-	-
合計	22,209,168	1,949,551	-	-

当事業年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	33,264,545	-	-	-
顧客分別金信託	300,021	-	-	-
未収委託者報酬	8,404,880	-	-	-
未収運用受託報酬	2,199,785	-	-	-
未収投資助言報酬	299,826	-	-	-
長期差入保証金	1,125,292	1,398,345	-	-
合計	45,594,350	1,398,345	-	-

(有価証券関係)

1.子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2019年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式10,252,067千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2020年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式11,246,398千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2.その他有価証券

前事業年度(2019年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	7,545,410	6,613,088	932,322
小計	7,545,410	6,613,088	932,322
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	3,283,920	3,360,000	76,080
小計	3,283,920	3,360,000	76,080
合計	10,829,330	9,973,088	856,242

(注)非上場株式等(貸借対照表計上額 298千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	12,411,812	13,327,652	915,839
小計	12,411,812	13,327,652	915,839
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,413,317	6,063,458	349,858
小計	6,413,317	6,063,458	349,858
合計	18,825,130	19,391,111	565,980

(注)非上場株式等(貸借対照表計上額 45,369千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
728,127	7,247	14,605

(単位：千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
1,578,762	289,451	13,668

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,814,360	24,206	12,906

(単位：千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
3,631,425	6,398	129,006

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について160,455千円（関係会社株式160,455千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては子会社株式及び関連会社株式については、当該株式の発行会社の財務状況等を勘案した上で、回復可能性を検討し、回復可能性のないものについて減損処理を行っております。

当事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,319,830	3,418,601
勤務費用	267,362	523,396
利息費用	-	-
数理計算上の差異の発生額	3,658	195
退職給付の支払額	85,082	349,050
過去勤務費用の発生額	79,850	-
合併による発生額	-	1,707,062
退職給付債務の期末残高	3,418,601	5,299,814

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	3,418,601	5,299,814
未認識数理計算上の差異	-	-
未認識過去勤務費用	-	-
退職給付引当金	3,418,601	5,299,814

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
--	--	--

勤務費用	267,362	492,511
利息費用	-	-
数理計算上の差異の費用処理額	3,658	195
過去勤務費用償却益	79,850	-
その他	199,849	304,842
確定給付制度に係る退職給付費用	383,703	797,158

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)
割引率	0.000%	0.000%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度156,457千円、当事業年度248,932千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位:千円)	
	前事業年度 (2019年 3月31日)	当事業年度 (2020年 3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,046,775	1,622,803
賞与引当金	400,242	530,059
調査費	80,983	178,573
未払金	57,192	162,557
未払事業税	54,797	46,423
ソフトウェア償却	17,501	91,937
子会社株式評価損	50,580	114,876
その他有価証券評価差額金	-	150,771
その他	32,218	88,250
繰延税金資産小計	1,740,292	2,986,254
評価性引当額(注)	51,729	193,485
繰延税金資産合計	1,688,563	2,792,768
繰延税金負債		
無形固定資産	-	5,445,817
その他有価証券評価差額金	262,181	310,488
繰延税金負債合計	262,181	5,756,306
繰延税金資産(負債)の純額	1,426,381	2,963,538

(注) 評価性引当額が141,756千円増加しております。この増加の内容は、主として大和住銀投信投資顧問株式会社との合併によるものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年 3月31日)	当事業年度 (2020年 3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
評価性引当額の増減	0.8	3.5

受取配当等永久に益金に算入されない項目	-	13.9
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9	7.3
住民税均等割等	0.1	0.5
所得税額控除による税額控除	1.4	0.5
のれん償却費	-	44.1
その他	0.4	3.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.5	68.4

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2.関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	39,156,499	6,277,217	1,332,888	232,009	46,998,614

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至2020年3月31日)

1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2.関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	54,615,133	9,389,058	1,303,595	213,482	65,521,269

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	(株)三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	%	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	2,499,836	未払 手数料	399,447
親会社の子会社	SMBC日興証券(株)	東京都千代田区	10,000,000	証券業	%	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	5,789,062	未払 手数料	1,154,875

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	(株)三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	%	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	3,703,669	未払 手数料	644,246

親会社 の 子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都 千代田区	10,000,000	証券業	% -	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,265,593	未払 手数料	890,935
-----------------	-----------------	-------------	------------	-----	--------	------------------	-------------	-----------	-----------	---------

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
1株当たり純資産額	1,944.40円	3,369.33円
1株当たり当期純利益金額	237.15円	17.09円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当社は、2018年11月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。
1株当たり情報については、当該株式分割を2019年3月期の期首(2018年4月1日)に行ったものと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	4,183,413	578,811
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	4,183,413	578,811
期中平均株式数(株)	17,640,000	33,870,060

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

当社は、2018年9月28日開催の当社取締役会において、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との間で合併契約を締結することについて決議し、同日付で締結しました。本合併契約に基づき、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社は、2019年4月1日付で合併いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 大和住銀投信投資顧問株式会社
事業の内容 投資運用業、投資助言・代理業等

(2) 企業結合を行った主な理由

資産運用ビジネスはグローバルに成長拡大しており、お客さまから求められる運用力やサービスはますます高度化しております。本件合併は、このようなお客さまからのニーズに対応するために、両運用会社の持つ強み・ノウハウを結集した、フィデューシャリー・デューティーに基づく最高品質の運用パフォーマンスとサービスを提供する資産運用会社の実現を図るものであります。

(3) 企業結合日

2019年4月1日

(4) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、大和住銀投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併方式であります。

(5) 結合後企業の名称

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

(6)取得企業を決定するに至った主な根拠

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）の考え方に基づき、当社を取得企業としております。

2. 財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2019年4月1日から2020年3月31日

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	企業結合日に交付した当社の普通株式の時価	81,927,000千円
取得原価		81,927,000千円

4. 合併比率及びその算定方法並びに交付した株式数

(1)合併比率

大和住銀投信投資顧問株式会社の普通株式1株に対し、当社の普通株式4.2156株を割当交付いたしました。

(2)合併比率の算定方法

当社はE Y トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社を、大和住銀投信投資顧問株式会社はP w C アドバイザー合同会社を、合併比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定し、各第三者算定機関による算定結果を参考に、両社の財務状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、合併比率について慎重に協議を重ねた結果、合併比率が妥当であると判断し、合意に至ったものであります。

(3)交付した株式数

普通株式：16,230,060株

5. 主要な取得関連費用の内容及び金額

業務委託費用及びデューデリジェンス費用等 37,723千円

6. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1)発生したのれん

37,043,811千円

(2)発生原因

被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。

(3)償却方法及び償却期間

14年にわたる均等償却

7. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	24,546,329千円
固定資産	34,001,531千円
資産合計	58,547,860千円
流動負債	5,406,939千円
固定負債	8,257,731千円
負債合計	13,664,671千円

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

第36期中間会計期間 (2020年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	30,600,006
顧客分別金信託	300,033
前払費用	491,960
未収委託者報酬	8,462,795

未収運用受託報酬		2,637,333
未収投資助言報酬		403,508
未収収益		39,908
その他		127,104
流動資産合計		43,062,650
固定資産		
有形固定資産	1	2,622,154
無形固定資産		
のれん		33,074,831
顧客関連資産		16,728,528
その他		1,741,538
無形固定資産合計		51,544,898
投資その他の資産		
投資有価証券		21,128,629
関係会社株式		11,246,398
その他		2,228,340
貸倒引当金		20,750
投資その他の資産合計		34,582,618
固定資産合計		88,749,672
資産合計		131,812,323
負債の部		
流動負債		
リース債務		266
顧客からの預り金		2,366
その他の預り金		118,688
未払金		3,919,626
未払費用		4,532,572
未払法人税等		330,248
前受収益		28,358
賞与引当金		1,343,147
その他	2	25,119
流動負債合計		10,300,393
固定負債		
繰延税金負債		3,126,317
退職給付引当金		5,442,936
賞与引当金		7,383
その他		150,104
固定負債合計		8,726,742
負債合計		19,027,135
純資産の部		
株主資本		
資本金		2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		8,628,984
その他資本剰余金		81,927,000
資本剰余金合計		90,555,984
利益剰余金		
利益準備金		284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金		60,000
別途積立金		1,476,959

繰越利益剰余金	17,495,141
利益剰余金合計	19,316,346
株主資本合計	111,872,330
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	912,856
評価・換算差額等合計	912,856
純資産合計	112,785,187
負債純資産合計	131,812,323

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

		第36期中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
営業収益			
委託者報酬			23,512,538
運用受託報酬			4,131,413
投資助言報酬			637,750
その他の営業収益			115,543
営業収益計			28,397,245
営業費用			18,361,605
一般管理費	1		11,009,285
営業損失()			973,645
営業外収益	2		130,819
営業外費用	3		22,619
経常損失()			865,445
特別損失	4		179,016
税引前中間純損失()			1,044,462
法人税、住民税及び事業税			223,963
法人税等調整額			110,573
法人税等合計			113,390
中間純損失()			1,157,852

(3)中間株主資本等変動計算書

第36期中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		
					配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	19,364,265
当中間期変動額								
剰余金の配当								711,271
中間純損失()								1,157,852

株主資本以外の 項目の当中間期 変動額(純額)								
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	1,869,124
当中間期末残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	17,495,141

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	21,185,470	113,741,454	377,855	377,855	114,119,309
当中間期変動額					
剰余金の配当	711,271	711,271			711,271
中間純損失()	1,157,852	1,157,852			1,157,852
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額(純額)			535,001	535,001	535,001
当中間期変動額合計	1,869,124	1,869,124	535,001	535,001	1,334,122
当中間期末残高	19,316,346	111,872,330	912,856	912,856	112,785,187

注記事項

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～50年

器具備品 3～15年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん 14年

顧客関連資産 6～19年

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(追加情報)

当社は「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第31号 2019年7月4日）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。

(中間貸借対照表関係)

第36期中間会計期間 (2020年9月30日)	
1.有形固定資産の減価償却累計額	991,194千円
2.消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。
3.当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。	
当座借越極度額の総額	10,000,000千円
借入実行残高	-
差引額	10,000,000千円
4.当社は、子会社であるSumitomo Mitsui DS Asset Management(USA) Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、2023年6月までの賃借料総額109,041千円の支払保証を行っております。	

(中間損益計算書関係)

第36期中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
1.一般管理費のうち主要なもの	
のれん償却費	1,322,993千円
減価償却実施額	
有形固定資産	288,293千円
無形固定資産	1,209,507千円
2.営業外収益のうち主要なもの	
為替差益	4,544千円
受取配当金	5,845千円
投資有価証券償還益	9,936千円
投資有価証券売却益	59,364千円
3.営業外費用のうち主要なもの	
投資有価証券償還損	1千円
投資有価証券売却損	21,377千円

4. 特別損失のうち主要なもの

固定資産除却損	51,972千円
本社移転費用	127,044千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第36期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1. 発行済株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月29日 定時株主総会	普通株式	711,271	21.00	2020年 3月31日	2020年 6月30日

(リース取引関係)

第36期中間会計期間

(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. オペレーティング・リース取引
(借主側)

未経過リース料（解約不能のもの）

1年以内	1,192,635千円
1年超	4,091,860千円
合計	5,284,495千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

第36期中間会計期間（2020年9月30日）

2020年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（注2）参照）。

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	30,600,006	30,600,006	-
(2)顧客分別金信託	300,033	300,033	-
(3)未収委託者報酬	8,462,795	8,462,795	-
(4)未収運用受託報酬	2,637,333	2,637,333	-
(5)未収投資助言報酬	403,508	403,508	-
(6)投資有価証券 その他有価証券	21,083,260	21,083,260	-
(7)投資その他の資産 長期差入保証金	2,006,627	2,006,627	-
資産計	65,493,564	65,493,564	-
(1)顧客からの預り金	2,366	2,366	-
(2)未払金 未払手数料	3,761,585	3,761,585	-
負債計	3,763,951	3,763,951	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬、及び(5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(7) 投資その他の資産

長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 顧客からの預り金、及び(2) 未払金 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 市場価格のない金融商品

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額
その他有価証券 非上場株式	45,369
合計	45,369
子会社株式 非上場株式	11,246,398
合計	11,246,398

その他有価証券については、市場価格がないため、「(6) その他有価証券」には含めておりません。
子会社株式については、市場価格がないため、時価開示の対象とはしておりません。

また時価をもって中間貸借対照表計上額としている「(6) その他有価証券」は、全て投資信託で構成されております。そのため、時価の算定に関する会計基準の適用指針第26項の経過措置を適用し、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項は記載しておりません。

(有価証券関係)

第36期中間会計期間(2020年9月30日)

1. 子会社株式

子会社株式(中間貸借対照表計上額 11,246,398千円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)中間貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの 投資信託等	16,043,944	14,414,570	1,629,373
小計	16,043,944	14,414,570	1,629,373
(2)中間貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの 投資信託等	5,039,315	5,294,354	255,038
小計	5,039,315	5,294,354	255,038
合計	21,083,260	19,708,925	1,374,335

(注) 非上場株式等(中間貸借対照表計上額 45,369千円)については、市場価格がないことから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

第36期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	23,512,538	4,131,413	637,750	115,543	28,397,245

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

第36期中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
1株当たり純資産額	3,329円93銭
1株当たり中間純損失()	34円18銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純損失については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(参考) 大和住銀投信投資顧問株式会社の経理状況

当該(参考)において、大和住銀投信投資顧問株式会社を「委託会社」または「当社」といいます。

- 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号。)により作成しております。
- 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第47期事業年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和1年6月14日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 飯田 浩 司 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 栄 裕 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社（旧会社名 大和住銀投信投資顧問株式会社）の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第47期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社（旧会社名 大和住銀投信投資顧問株式会社）の平成31年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社と三井住友アセットマネジメント株式会社は、平成31年4月1日付で合併した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	第46期 (平成30年3月31日)	第47期 (平成31年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	21,360,895	20,475,527
前払費用	204,460	230,059
未収入金	12,823	4,542
未収委託者報酬	3,363,312	2,923,589
未収運用受託報酬	1,198,432	870,546
未収収益	41,310	38,738
その他	7,553	3,324
流動資産計	26,188,788	24,546,329
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 75,557	225,975
器具備品	1 122,169	95,404
土地	710	710
リース資産	1 7,275	8,108
有形固定資産計	205,712	330,198
無形固定資産		
ソフトウェア	73,887	159,087
ソフトウェア仮勘定	-	6,115
電話加入権	12,706	12,706
無形固定資産計	86,593	177,909
投資その他の資産		
投資有価証券	10,257,600	11,025,039
関係会社株式	956,115	956,115
従業員長期貸付金	1,170	-
長期差入保証金	534,699	534,270
出資金	82,660	82,660
繰延税金資産	1,041,251	1,009,250
その他	-	8,397
貸倒引当金	20,750	20,750
投資その他の資産計	12,852,746	13,594,982
固定資産計	13,145,052	14,103,090
資産合計	39,333,840	38,649,419

(単位：千円)

	第46期 (平成30年3月31日)	第47期 (平成31年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	3,143	3,583
未払金	29,207	1,555,486
未払手数料	1,434,393	1,222,461
未払費用	1,287,722	1,203,269
未払法人税等	1,397,293	264,304
未払消費税等	135,042	48,437
賞与引当金	1,263,100	1,007,040

役員賞与引当金	85,600	72,900
その他	23,128	29,455
流動負債計	5,658,632	5,406,939
固定負債		
リース債務	4,698	5,173
退職給付引当金	1,540,203	1,707,062
役員退職慰労引当金	88,050	-
長期未払金	-	204,333
資産除去債務	-	248,260
固定負債計	1,632,952	2,164,829
負債合計	7,291,585	7,571,769

(単位：千円)

	第46期 (平成30年3月31日)	第47期 (平成31年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	156,268	156,268
資本剰余金合計	156,268	156,268
利益剰余金		
利益準備金	343,731	343,731
その他利益剰余金		
別途積立金	1,100,000	1,100,000
繰越利益剰余金	28,387,042	27,516,774
利益剰余金合計	29,830,773	28,960,505
株主資本合計	31,987,042	31,116,774
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	55,213	39,124
評価・換算差額等合計	55,213	39,124
純資産合計	32,042,255	31,077,650
負債純資産合計	39,333,840	38,649,419

(2) 損益計算書

(単位：千円)

	第46期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	第47期 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
営業収益		
運用受託報酬	5,111,757	4,252,374
委託者報酬	26,383,145	24,415,734
その他営業収益	82,997	66,957
営業収益計	31,577,899	28,735,066
営業費用		
支払手数料	11,900,832	10,708,502
広告宣伝費	93,131	196,206
公告費	-	293

調査費		
調査費	1,637,364	2,076,042
委託調査費	2,959,680	3,032,753
委託計算費	79,120	77,597
営業雑経費		
通信費	42,497	38,715
印刷費	517,371	507,540
協会費	24,374	24,325
諸会費	3,778	1,994
その他	122,930	63,596
営業費用計	17,381,079	16,727,567
一般管理費		
給料		
役員報酬	218,127	217,030
給料・手当	2,809,008	3,002,836
賞与	86,028	48,878
退職金	9,864	2,855
福利厚生費	647,269	638,399
交際費	29,121	38,883
旅費交通費	159,224	153,694
租税公課	199,255	160,817
不動産賃借料	622,807	639,392
退職給付費用	219,724	324,082
固定資産減価償却費	71,624	141,154
賞与引当金繰入額	1,263,100	1,007,040
役員退職慰労引当金繰入額	36,130	102,860
役員賞与引当金繰入額	85,500	72,900
諸経費	901,001	1,011,941
一般管理費計	7,357,787	7,562,768
営業利益	6,839,032	4,444,730
営業外収益		
受取配当金	23,350	35,946
受取利息	199	178
投資有価証券売却益	6,350	45,345
その他	2,831	10,431
営業外収益計	32,732	91,902
営業外費用		
投資有価証券売却損	5,000	4,735
解約違約金	-	982
為替差損	1,784	828
その他	0	410
営業外費用計	6,784	6,956
経常利益	6,864,980	4,529,676
特別損失		
合併関連費用	2	179,376
固定資産除却損	-	4,121
特別損失計	-	183,498
税引前当期純利益	6,864,980	4,346,177
法人税、住民税及び事業税	2,242,775	1,339,010
法人税等調整額	78,014	73,635
法人税等合計	2,164,761	1,412,646

当期純利益

4,700,218

2,933,531

(3) 株主資本等変動計算書

第46期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計		利益準備金	その他利益剰余金	
						別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	26,100,773	
当期変動額							
剰余金の配当						2,413,950	
当期純利益						4,700,218	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,286,268	
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	28,387,042	

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	27,544,504	29,700,773	37,917	37,917	29,738,691
当期変動額					
剰余金の配当	2,413,950	2,413,950			2,413,950
当期純利益	4,700,218	4,700,218			4,700,218
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			17,295	17,295	17,295
当期変動額合計	2,286,268	2,286,268	17,295	17,295	2,303,564
当期末残高	29,830,773	31,987,042	55,213	55,213	32,042,255

第47期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計		利益準備金	その他利益剰余金	
						別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	28,387,042	
当期変動額							
剰余金の配当						3,803,800	
当期純利益						2,933,531	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	870,268	
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	27,516,774	

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	29,830,773	31,987,042	55,213	55,213	32,042,255
当期変動額					
剰余金の配当	3,803,800	3,803,800			3,803,800
当期純利益	2,933,531	2,933,531			2,933,531
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			94,337	94,337	94,337
当期変動額合計	870,268	870,268	94,337	94,337	964,605
当期末残高	28,960,505	31,116,774	39,124	39,124	31,077,650

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
- (1) 子会社株式及び関連会社株式
総平均法による原価法を採用しております。
- (2) その他有価証券
- 時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は総平均法により算出し、評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）を採用しております。
- 時価のないもの
総平均法による原価法を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- 建物 2～30年
器具備品 4～15年
- （会計上の見積りの変更）
当事業年度において、当社と三井住友アセットマネジメント株式会社（以下「SMAM」）との間で合併契約を締結したことに伴い、将来利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。
これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ15,534千円減少しております。
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金 役員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。 これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。
(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づき事業年度末における要支給額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（表示方法の変更）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」504,497千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,041,251千円に含めて表示しております。

（追加情報）

当社は、平成31年3月22日開催の臨時株主総会において、退任となる取締役及び監査役に対して、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で役員退職慰労金を支給することを決議しました。

これに伴い、当事業年度において役員退職慰労引当金184,610千円を長期未払金に振り替えております。

（貸借対照表関係）

第46期 (平成30年3月31日)	第47期 (平成31年3月31日)
1. 有形固定資産の減価償却累計額	1. 有形固定資産の減価償却累計額
建物 465,964千円	建物 556,889千円
器具備品 266,621千円	器具備品 297,262千円
リース資産 8,719千円	リース資産 12,584千円

（損益計算書関係）

第46期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第47期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
-	2. 合併関連費用は、主に目論見書等の一斉改版費用及び当社とS M A Mとの合併に関する業務委託費用であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第46期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

（単位：千株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	-	-	3,850
合計	3,850	-	-	3,850

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,413,950	627	平成29年3月31日	平成29年6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年6月22日 定時株主総会	普通 株式	2,348,500	利益 剰余金	610	平成30年3月31日	平成30年6月23日

第47期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	-	-	3,850
合計	3,850	-	-	3,850

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月22日 定時株主総会	普通株式	2,348,500	610	平成30年3月31日	平成30年6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成31年3月22日 臨時株主総会	普通 株式	1,455,300	利益 剰余金	378	平成31年3月31日	令和1年6月25日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用事業を行っております。余裕資金は安全で流動性の高い金融資産で運用し、銀行からの借入や社債の発行はありません。

安全性の高い金融商品での短期的な運用の他に、自社ファンドの設定に自己資本を投入しております。その自己設定投信は、事業推進目的で保有しており、設定、解約又は償還に関しては、社内規定に従っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

主たる営業債権は、投資運用業等より発生する未収委託者報酬、未収運用受託報酬であります。

これらの債権は、全て1年以内の債権であり、そのほとんどが信託財産の中から支払われるため、回収不能となるリスクは極めて軽微であります。

未収入金は、当社より他社へ出向している従業員給与等であり、1年以内の債権であります。

投資有価証券は、その大半が事業推進目的で設定した投資信託であり、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

未払手数料は、投資信託の販売に係る支払手数料であります。また、未払費用は、投資信託の運用に係る再委託手数料、及び業務委託関連費用であります。

これらの債務は、全て1年以内の債務であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規定に従って取引先を選定し、担当部門で取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券の一部を除いて、資金決済のほとんどを自国通貨で行っているため、為替の変動リスクは極めて限定的であります。

投資有価証券のうち自己設定投信については、その残高及び損益状況等を定期的に経営会議に報告しております。

なお、デリバティブ取引については行っておりません。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、社内規定に従って手元流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（注2）を参照ください）。

第46期（平成30年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	21,360,895	21,360,895	-
(2) 未収委託者報酬	3,363,312	3,363,312	-
(3) 未収運用受託報酬	1,198,432	1,198,432	-
(4) 未収入金	12,823	12,823	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	10,206,465	10,206,465	-
資産計	36,141,929	36,141,929	-
(1) 未払手数料	1,434,393	1,434,393	-
(2) 未払費用（*）	959,074	959,074	-
負債計	2,393,468	2,393,468	-

（*）金融商品に該当するものを表示しております。

第47期（平成31年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	20,475,527	20,475,527	-
(2) 未収委託者報酬	2,923,589	2,923,589	-
(3) 未収運用受託報酬	870,546	870,546	-
(4) 未収入金	4,542	4,542	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	10,979,968	10,979,968	-
(6) 長期差入保証金	524,592	524,592	-
資産計	35,778,767	35,778,767	-
(1) 未払手数料	1,222,461	1,222,461	-
(2) 未払費用（*）	807,875	807,875	-
負債計	2,030,337	2,030,337	-

（*）金融商品に該当するものを表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

- (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 投資有価証券

投資信託であり、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

- (6) 長期差入保証金

敷金の性質及び賃貸借契約の期間から、時価は当該帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額によっております。

負債

- (1) 未払手数料、及び(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	第46期（平成30年3月31日）	第47期（平成31年3月31日）
(1) その他有価証券 非上場株式	51,135	45,071
(2) 子会社株式 非上場株式	956,115	956,115
(3) 長期差入保証金	534,699	9,677

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。このため、(1) その他有価証券の非上場株式については2. (5) 投資有価証券には含めておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日以後の償還予定額

第46期（平成30年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	21,360,895	-	-	-
未収委託者報酬	3,363,312	-	-	-
未収運用受託報酬	1,198,432	-	-	-
未収入金	12,823	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券の うち満期があるもの	1,923,400	373,466	657,576	-
合計	27,858,863	373,466	657,576	-

第47期（平成31年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	20,475,527	-	-	-
未収委託者報酬	2,923,589	-	-	-
未収運用受託報酬	870,546	-	-	-
未収入金	4,542	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券の うち満期があるもの	151,249	2,135,802	761,441	-
長期差入保証金	-	524,592	-	-

合計	24,425,455	2,660,395	761,441	-
----	------------	-----------	---------	---

(有価証券関係)

1. 子会社株式

第46期(平成30年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額、関係会社株式 956,115千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

第47期(平成31年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額、関係会社株式 956,115千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

第46期(平成30年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの その他 証券投資信託の受益証券	2,522,495	2,276,821	245,674
小計	2,522,495	2,276,821	245,674
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの その他 証券投資信託の受益証券	7,683,969	7,850,063	166,093
小計	7,683,969	7,850,063	166,093
合計	10,206,465	10,126,884	79,580

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 51,135千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第47期(平成31年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの その他 証券投資信託の受益証券	2,207,351	1,967,041	240,309
小計	2,207,351	1,967,041	240,309
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの その他 証券投資信託の受益証券	8,772,616	9,069,317	296,700
小計	8,772,616	9,069,317	296,700
合計	10,979,968	11,036,359	56,391

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 45,071千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

第46期(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	398,350	6,350	5,000

第47期(自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	1,433,609	45,345	4,735

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2.簡便法を適用した確定給付制度

(1)簡便法を採用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

	第46期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	第47期 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	1,482,500	1,540,203
退職給付費用	147,235	248,717
退職給付の支払額	105,520	61,499
その他	15,987	20,359
退職給付引当金の期末残高	1,540,203	1,707,062

(注)前事業年度のその他は、転籍者の退職給付引当金受入れ額であります。

当事業年度のその他は、主に長期未払金への振り替えであります。

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

	第46期 (平成30年3月31日)	第47期 (平成31年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	-	-
年金資産	-	-
	-	-
非積立型制度の退職給付債務	1,540,203	1,707,062
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,540,203	1,707,062
退職給付引当金	1,540,203	1,707,062
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,540,203	1,707,062

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 第46期 147,235千円 第47期 248,717千円

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、第46期は72,489千円、第47期は75,365千円であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位:千円)

	第46期 (平成30年3月31日)	第47期 (平成31年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	71,030	23,058
賞与引当金	386,761	308,355
社会保険料	30,549	27,751
未払事業所税	4,247	4,370
退職給付引当金	471,610	522,702
資産除去債務	-	77,318
投資有価証券	67,546	65,422
ゴルフ会員権	11,000	11,000
役員退職慰労引当金	26,961	-
その他有価証券評価差額金	-	17,266
その他	74,458	83,141
繰延税金資産小計	1,144,165	1,140,388
評価性引当額	78,546	76,422
繰延税金資産合計	1,065,618	1,063,965
繰延税金負債		
建物	-	54,715
その他有価証券評価差額金	24,367	-
繰延税金負債合計	24,367	54,715
繰延税金資産の純額	1,041,251	1,009,250

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	第46期 (平成30年3月31日)	第47期 (平成31年3月31日)
法定実効税率	-	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	0.80%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-	0.09%
特定外国子会社等課税対象金額	-	1.99%
税額控除	-	0.64%
その他	-	0.36%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	32.50%

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

主として本社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

当該契約に基づく退去予定期限までの期間を使用見込期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。なお、割引計算による金額の重要性が乏しいことから、割引前の見積り額を計上しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、主として本社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務等について合理的な見積りが可能となったことから、「(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法」に記載の算定方法に則り、資産除去債務の金額を計算しております。資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

	第46期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第47期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
期首残高	-	-
見積りの変更による増加額	-	248,260
期末残高	-	248,260

(セグメント情報等)

セグメント情報

1. 報告セグメントの概要

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第46期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	26,383,145	5,111,757	82,997	31,577,899

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

第47期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	24,415,734	4,252,374	66,957	28,735,066

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの

有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

第46期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (億円)	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	3,987,525	未払手数料	573,578
その他の関係会社の子会社	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	17,709	銀行業	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	1,969,101	未払手数料	273,241

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。
- 2 上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

第47期（自平成30年4月1日 至平成31年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (億円)	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	4,328,153	未払手数料	540,879
その他の関係会社の子会社	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	17,709	銀行業	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	1,465,685	未払手数料	228,197

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。
- 2 上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

(1株当たり情報)

	第46期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第47期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
1株当たり純資産額	8,322円66銭	8,072円12銭
1株当たり当期純利益金額	1,220円84銭	761円96銭

(注)潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たりの当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第46期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第47期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
当期純利益(千円)	4,700,218	2,933,531
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	4,700,218	2,933,531
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,850	3,850

(重要な後発事象)

当社は、平成30年9月28日付で締結した、S M A Mとの合併契約書に基づき、当社を消滅会社とし、S M A Mを存続会社とする吸収合併方式により、平成31年4月1日付で合併いたしました。

4 利害関係人との取引制限

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

ホ 上記八、二に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 その他

イ 定款の変更、その他の重要事項

(イ) 定款の変更

該当ありません。

(ロ) その他の重要事項

該当ありません。

ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当ありません。

[前へ](#)

第2【その他の関係法人の概況】

1 名称、資本金の額及び事業の内容

下線部は訂正部分を示します。

<訂正前>

(1) 受託会社

名称	資本金の額（百万円） 2020年3月末現在	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考：再信託受託会社（株式会社日本カストディ銀行）の概要>

- ・ 資本金：51,000百万円（2020年3月末現在）
- ・ 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・ 再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名称	資本金の額（百万円） 2020年3月末現在	事業の内容

（以下略）

<訂正後>

イ 受託会社

- （イ）名称 三井住友信託銀行株式会社
- （ロ）資本金の額 342,037百万円（2020年9月末現在）
- （ハ）事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

- ・ 名称 株式会社日本カストディ銀行
- ・ 資本金の額 51,000百万円（2020年9月末現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ 販売会社

名称	資本金の額（百万円） 2020年9月末現在	事業の内容

（以下略）

2 関係業務の概要

下線部は訂正部分を示します。

<訂正前>

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産に属する有価証券の保管・管理・計算等およびその信託事務処理の一部の委託等を行います。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集・販売業務、解約金・償還金、収益分配金の支払い等に関する事務等を行います。

<訂正後>

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

ロ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書(目論見書)の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

以上

独立監査人の中間監査報告書

2021年4月30日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 石井 勝也 印

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 佐藤 栄裕 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているS M B Cファンドラップ・日本バリュース株の2020年9月26日から2021年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、S M B Cファンドラップ・日本バリュース株の2021年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2020年9月26日から2021年3月25日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2021年4月30日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 石井 勝也 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 佐藤 栄裕 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているS M B Cファンドラップ・日本グロース株の2020年9月26日から2021年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、S M B Cファンドラップ・日本グロース株の2021年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2020年9月26日から2021年3月25日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2021年4月30日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 石井 勝也 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 佐藤 栄裕 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMB Cファンドラップ・日本中小型株の2020年9月26日から2021年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SMB Cファンドラップ・日本中小型株の2021年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2020年9月26日から2021年3月25日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[前へ](#)

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2021年4月30日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 石井 勝也 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 佐藤 栄裕 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているS M B Cファンドラップ・米国株の2020年9月26日から2021年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、S M B Cファンドラップ・米国株の2021年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2020年9月26日から2021年3月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[前へ](#)

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2021年4月30日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 石井 勝也 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 佐藤 栄裕 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているS M B Cファンドラップ・欧州株の2020年9月26日から2021年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、S M B Cファンドラップ・欧州株の2021年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2020年9月26日から2021年3月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[前へ](#)

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2021年4月30日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 石井 勝也 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 佐藤 栄裕 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているS M B Cファンドラップ・新興国株の2020年9月26日から2021年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、S M B Cファンドラップ・新興国株の2021年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2020年9月26日から2021年3月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[前へ](#)

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2021年4月30日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 石井 勝也 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 佐藤 栄裕 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているS M B Cファンドラップ・日本債の2020年9月26日から2021年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、S M B Cファンドラップ・日本債の2021年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2020年9月26日から2021年3月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[前へ](#)

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2021年4月30日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 石井 勝也 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 佐藤 栄裕 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているS M B Cファンドラップ・米国債の2020年9月26日から2021年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、S M B Cファンドラップ・米国債の2021年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2020年9月26日から2021年3月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[前へ](#)

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2021年4月30日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 石井 勝也 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 佐藤 栄裕 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているS M B Cファンドラップ・欧州債の2020年9月26日から2021年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、S M B Cファンドラップ・欧州債の2021年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2020年9月26日から2021年3月25日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[前へ](#)

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2021年4月30日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 石井 勝也 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 佐藤 栄裕 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているS M B Cファンドラップ・新興国債の2020年9月26日から2021年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、S M B Cファンドラップ・新興国債の2021年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2020年9月26日から2021年3月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[前へ](#)

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2021年4月30日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 石井 勝也 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 佐藤 栄裕 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMB Cファンドラップ・J - R E I Tの2020年9月26日から2021年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SMB Cファンドラップ・J - R E I Tの2021年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2020年9月26日から2021年3月25日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[前へ](#)

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2021年4月30日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 石井 勝也 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 佐藤 栄裕 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMB Cファンドラップ・G - R E I Tの2020年9月26日から2021年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SMB Cファンドラップ・G - R E I Tの2021年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2020年9月26日から2021年3月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[前へ](#)

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2021年4月30日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 石井 勝也 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 佐藤 栄裕 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMB Cファンドラップ・コモディティの2020年9月26日から2021年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SMB Cファンドラップ・コモディティの2021年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2020年9月26日から2021年3月25日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[前へ](#)

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2021年4月30日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 石井 勝也 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 佐藤 栄裕 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているS M B Cファンドラップ・ヘッジファンドの2020年9月26日から2021年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、S M B Cファンドラップ・ヘッジファンドの2021年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2020年9月26日から2021年3月25日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[前へ](#)

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2020年6月15日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽 太 典 明 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅 野 雅 子 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 栄 裕 印**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年11月20日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽 太 典 明 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅 野 雅 子 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 栄 裕 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第36期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成

基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

[前へ](#)